

第3期 伊勢市環境基本計画 改定版



令和7年3月
(2025年3月)
伊勢市

はじめに



伊勢市では、2020（令和2）年3月に「第3期伊勢市環境基本計画」を策定し、本市のめざす環境像である「継承と創造 環境文化都市 伊勢」の実現に向けて、市民や事業者等の皆様との協働で豊かな自然と美しい環境の保全などの取組を推進しています。

本計画の期間は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間としていますが、計画策定後、環境行政を取り巻く情勢は大きく変化しています。世界各地で記録的な熱波や豪雨が観測されるなどの地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の増加が見られ、また、生物多様性の保全についても危機的状況が見られるなど、地球規模で多くの問題が顕在化しています。

そのような地球環境の問題が「待ったなし」の状況の中、我が国は2020（令和2）年10月、2050年カーボンニュートラルを宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させています。また、プラスチック製品の分別・再資源化や、生物多様性国家戦略2023-2030におけるネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた取組などが進められています。

本市においても、2022（令和4）年10月に「ゼロカーボンシティいせ」を表明するとともに、2024（令和6）年4月から市内全域でプラスチック製品の分別収集を開始するなど、取組を進めています。

環境を取り巻く状況が変化する中、現行計画の内容を再確認し、近年影響が顕著になってきている気候変動などの課題に対応するために、「第3期伊勢市環境基本計画」を改定し、新たに「伊勢市気候変動適応計画」を内包することとしました。

今回の改定により、これまでの環境施策をより一層発展させ、市民・事業者の皆様との連携・協働により、計画の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画改定にあたり、熱心にご審議いただきました伊勢市環境審議会の委員の皆様、貴重なご意見をいただきました市民、事業者及び皇學館大学の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

伊勢市長

鈴木 健一

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
(1) 計画改定の背景	1
(2) 計画改定の考え方	1
(3) 国内外の動向と伊勢市のこれまでの取組	2
(4) 計画の位置付け	9
(5) 計画の期間	10
(6) 計画の対象範囲	10
(7) 計画の対象区域	10
第2章 めざす環境像及び基本目標	11
(1) めざす環境像	11
(2) めざす環境像の実現のための基本方針	12
(3) 基本目標	13
第3章 施策の展開	15
(1) 施策の体系	15
(2) 施策の推進	20
第4章 伊勢市地球温暖化防止実行計画	54
(1) 事務事業編・区域施策編に共通する基本事項	54
(2) 事務事業編	57
(3) 区域施策編	60
第5章 伊勢市気候変動適応計画	70
(1) 基本事項	70
(2) 三重県の気候の変化	73
(3) 気候変動の影響と主な適応策	77
第6章 計画の推進管理	88
(1) 計画の進行管理体制	88
(2) 進行管理の手法	89

コラム 目次

① 「環境文化」とは	11
② SDGs のゴール（目標）	16
③ 「コベネフィット」とは	17
④ 「ウェルビーイング／高い生活の質」とは	17
⑤ 暑さ指数（WBGT）を活用した熱中症予防対策	24
⑥ 熱中症特別警戒アラートとクーリングシェルター	24
⑦ 日常生活の中でできる省エネ対策	26
⑧ 一人1日当たりの可燃ごみの削減目標量の目安	29
⑨ 本市における3Rの具体的な取組例	31
⑩ 海洋プラスチックごみ・マイクロプラスチック対策	31
⑪ ごみを活用した工作	32
⑫ ネイチャーポジティブと30by30目標	36
⑬ 勢田川の水質	37
⑭ 勢田川の生き物	39
⑮ 外来種と生物多様性	40
⑯ 農産物の環境負荷低減の「見える化」の取組	41
⑰ 伊勢市空家バンク制度	45
⑱ まちなかの緑地	45
⑲ ボランティア清掃ごみ袋	49
⑳ 市民・事業者・行政などの連携による取組	52
㉑ 長期的な温室効果ガス排出量の目標	55
㉒ 市と国などとの連携による削減対策の例	62
㉓ 家庭における太陽光発電の利用	64
㉔ 廃棄物エネルギーによる脱炭素の取組	68
㉕ エネルギーの地産地消	68
㉖ 国民運動「デコ活」	69
㉗ 三重県指定希少野生動植物種とは	83
㉘ 熱中症は予防が大切！	86

第1章 計画の基本的な考え方

(1) 計画改定の背景

本計画は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間の計画期間としており、策定後5年が経過する2024（令和6）年度に計画の中間見直しを行うこととしています。

2020（令和2）年3月の計画策定後、脱炭素社会の実現に向けた動きが活発化するとともに、プラスチック資源循環法の施行による分別・再資源化の促進や、生物多様性国家戦略2023-2030で示されたネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた取組など、大きな社会情勢の変化があり、より一層の環境施策の推進が求められています。

また、気候変動適応法などの関係法令の施行・改正や、国の第六次環境基本計画などの関連計画の策定・改定、市の上位計画・関連計画の策定・改定などがあり、内容の整合を図る必要があります。

(2) 計画改定の考え方

現行計画の中間年までの取組の成果や課題、環境に係る状況の変化や市民の意向などを踏まえるとともに、市の上位計画・関連計画との整合を図り、国内外の環境を取り巻く情勢の変化などに対応した計画とします。

現行計画において設定した「計画期間」、「対象範囲」及び「対象区域」は変更しません。現行計画において掲げた「めざす環境像」及び「基本方針」については踏襲し、「基本目標」、「施策の方向性」、「施策」、「主な取組」について見直します。

また、気候変動適応法の改正など、気候変動に対する適応の一層の取組が求められていることから、今回の計画改定において地域気候変動適応計画を内包します。

(3) 国内外の動向と伊勢市のこれまでの取組

●国際的な動向

【持続可能な開発目標（SDGs）】

2015（平成27）年に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。SDGsは、2016（平成28）年から2030年までの国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されており、経済、社会及び環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。その中では、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

【地球温暖化・気候変動】

地球温暖化対策に関する動向としては、「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的な合意となる「パリ協定」が2016（平成28）年11月に発効されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限する」ための努力を継続することを掲げています。2018（平成30）年12月には、各国が温室効果ガス排出の抑制目標への取組をどのように報告・監視し、計画を改定していくかなどの項目を含むより詳細な実施指針が合意されました。2021（令和3）年には、パリ協定の目標達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、重要な経過点となる2030年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた「グラスゴー気候合意」が採択されました。2022（令和4）年には、緩和、適応、気候資金などの分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める内容の「シャルム・エル・シェイク実施計画」が採択されました。

【生物多様性の保全】

生物多様性の保全に関する動向としては、2010（平成22）年10月に、2050年までの長期目標として「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げた、世界目標である「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択されました。2022（令和4）年には、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」ことを、2030年までのミッションとして掲げ、2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標である「30by30目標」を含む「生物多様性への脅威を減らす」などの3つのグループからなる23のグローバルターゲットを定めた「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。

● 国の動向

【国の環境基本計画】

2024（令和6）年5月に、「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。この計画は、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築を、目指すべき持続可能な社会の姿として掲げています。さらに、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現を、今後の環境政策が果たすべき役割として位置付けています。

また、重点戦略として、環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）が示されています。

さらに、個別分野の重点的施策として「気候変動対策」、「循環型社会の形成」、「生物多様性の確保・自然共生」、「水・大気・土壌の環境保全、環境リスクの管理」、「基盤となる施策」など6つの施策が挙げられています。

【脱炭素社会の実現】

地球温暖化対策に関する動向としては、「パリ協定」における目標などを踏まえ、2020（令和2）年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。2021（令和3）年10月には、2050年カーボンニュートラルを基本理念として位置付けた「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2050年までにカーボンニュートラルの実現、2030年度に温室効果ガスを、2013年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくことが示されました。

【気候変動適応の推進】

気候変動適応に関する動向としては、2021（令和3）年10月に「気候変動適応法」に基づく「気候変動適応計画」が閣議決定され、各分野における適応策が示されました。さらに、2023（令和5）年5月には、気候変動適応法の一部改正を受けて、熱中症対策実行計画の基本的事項を定めるなどの一部変更が行われました。

【生物多様性の保全】

生物多様性に関する動向としては、2023（令和5）年3月に2030年に向けた目標を「ネイチャーポジティブ（自然再興）※の実現」とする「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、「30by30 目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画が具体的に示されました。また、2023（令和5）年4月には、企業の森や社寺林などの、民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度が開始されました。

※「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことで、いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方。

【循環型社会の形成】

循環型社会に関する動向としては、2018（平成30）年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げ、国が講ずべき施策が示されました。2024（令和6）年8月には、「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につなげることで、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策が示されました。プラスチック資源循環に関しては、2022（令和4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環などの取組を促進するための措置事項が示されました。食品ロスの削減に関しては、2020（令和2）年3月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体などの責務などを明らかにするとともに、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくことが示されました。

●県の動向

【三重県環境基本計画】

三重県では、環境の保全に関する施策を総合的に進めていくために 2012（平成 24）年 3 月に「三重県環境基本計画」を策定し、その後の環境問題を取り巻く状況の変化から、2020（令和 2）年 3 月に改定されました。

新たな「三重県環境基本計画」では、多様な主体間の協創を通じて、分野横断的なアプローチにより、環境、経済、社会の統合的な向上が実現している社会を目指し、2050 年におけるめざすべき姿として「自律的かつレジリエント（強靱）なより高位の持続可能な社会」が掲げられています。また、バックカスティングの考え方（めざすべき姿を規定し、そこから逆算して考える手法）に基づいて、2050 年における長期目標を基に、計画の目標年度である 2030 年度にめざすべき姿「スマート社会みえ」が掲げられています。

「スマート社会みえ」を実現するための施策については、計画の基本方針に基づき、「Ⅰ 低炭素社会の構築」、「Ⅱ 循環型社会の構築」、「Ⅲ 自然共生社会の構築」、「Ⅳ 生活環境保全の確保」に加え、各施策を推進していくための基盤として、“エンジン（駆動力）”となるような「Ⅴ 共通基盤施策」の 5 本を柱として推進していくこととしています。

【脱炭素社会の実現・気候変動適応の推進】

地球温暖化対策に関する動向としては、2019（令和元）年 12 月 15 日、脱炭素社会の実現に向け、2050 年までに県域からの温室効果ガスの排出量を実質的にゼロとすることを目指す「ミッションゼロ 2050 みえ」が宣言され、2020（令和 2）年度には、新たな「三重県環境基本計画」を踏まえた「三重県地球温暖化対策総合計画」が策定されました。2023（令和 5）年 3 月には、国の「地球温暖化対策計画」の改定を踏まえて、温室効果ガスの削減量を見直すとともに、削減の取組を強化する改定が実施されました。

【生物多様性の保全】

生物多様性に関する動向としては、2024（令和 6）年 3 月に、「三重の風土によって私たちは生かされています～豊かな生物多様性が受け継がれ、自然と共生する社会の実現～」を基本理念とする、「みえ生物多様性推進プラン」が策定され、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、県が多様な主体と協働して取り組む方向が示されました。

●伊勢市の動向

伊勢市では、2018（平成30）年7月に、目指すべき将来像やまちづくりの行動指針などを市民と共有する伊勢市の最上位の計画として「第3次伊勢市総合計画」を策定しました。

第3次伊勢市総合計画では、基本構想として「私たちが担うまち～伊勢人（いせびと）の心意気～」「人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまち～おかげさまの心～」「地域の誇りをつなぐまち～神宮ゆかりの地～」を3つのまちづくりの基本理念に据え、「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」を目指すまちの将来像に掲げています。

そして、基本計画では環境分野における目指す姿として、「豊かな環境を将来につなぐまち」を掲げ、推進方針を「資源の有効活用及び循環型のまちづくり」、「豊かな自然を守り快適な生活環境と調和のとれたまちづくり」、「環境を守り育てる文化の醸成」を推進することとしており、分野横断課題の「脱炭素社会の実現」をはじめ、目指す姿の実現に向けて施策に取り組んでいます。

●これまでの取組と市民・事業者の意向調査を踏まえて

本計画では、めざす環境像として「継承と創造 環境文化都市 伊勢」を掲げ、めざす姿の実現のための5つの基本目標を定めて取組を進めてきたところであり、本市の環境の保全と創造は着実に進展してきている一方で、今後解決すべき課題も存在します。

【脱炭素社会分野】

脱炭素社会分野においては、本市が掲げる、温室効果ガス排出量の2030年度における削減目標を達成するために、特に市域の排出量の約50%を占める事業者の省エネルギー化などのさらなる対策を講じる必要があります。さらに、温室効果ガス排出量削減を加速するためには、市域内で生産し使用する再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。

また、市民アンケートで、公共交通機関の充実を望む声が多く上がっているため、脱炭素型の都市基盤づくりとして、公共交通の利用を促進する取組を引き続き推進する必要があります。

気候変動による影響への適応については、熱中症対策や近年の集中豪雨による浸水対策などが求められています。

【循環型社会分野】

循環型社会分野においては、本市のごみ処理を行う伊勢広域環境組合において、現行焼却処理施設の老朽化に伴う施設更新が開始されており、3R（ごみの減量・資源化）の推進について、市民・事業者と一体となった取組の強化が重要課題となっています。

また、市民アンケートでは、多くの市民がごみの分別を実施していますが、2024（令和6）年4月から、ごみの分別ルールを改定し製品プラスチックの分別回収を開始したため、SNSや新規導入したアプリなどでルールを周知、徹底する必要があります。事業者アンケートでは、半数以上の事業者が「ごみ排出が少ない事業活動の実践」に取り組んでいると回答しているため、循環型社会の構築に向けて、ごみの減量や分別、食品ロス削減などの取組を、引き続き推進する必要があります。

【自然環境分野】

河川の水質については、勢田川においても改善傾向が見られます。市民アンケートでは、多くの市民が「川や海の水質保全」の施策に取り組むことが市の施策として重要と回答しており、引き続き河川の水質保全につながる行動の啓発や、生活排水対策として下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及を推進する必要があります。

森林保全については、みえ森と緑の県民税や森林環境譲与税の導入に見られるように、地域として取り組む機運が高まっています。市民アンケートで多くの市民が、「農地や森林等の保全」に取り組むことが市の施策として重要と回答しているため、引き続き豊かな自然を未来に継承する取組や、遊休農地の解消、地産地消などの取組を推進していく必要があります。

また、生物多様性保全への理解・認識は高いとは言えませんが、三重県指定希少野生動植物種や外来生物などが市内で見られるため、生物多様性保全の大切さや外来生物が与える影響などの周知啓発など、生物多様性に関する認知度向上に向けて取り組む必要があります。市民アンケートでは、多くの市民が「生物多様性の確保」、「自然とのふれあいの増進」に取り組むことが市の施策として重要と回答しているため、引き続き市民参加型の環境保全活動や市民が自然とふれあう場の維持・創出を推進することで、自然との共生への意識を醸成していく必要があります。

【生活環境分野】

生活環境分野においては、良好な生活環境に対する市民ニーズが高まっており、清潔さや美しさ、快適性の向上が求められています。

市民アンケートにおいて、多くの市民が「大気汚染対策の推進」、「住環境の向上」に取り組むことが市の施策として重要と回答しているため、市民の良好な生活環境を維持していくために、引き続き施策を推進する必要があります。

また、まちなみ（美しさ、ゆとり、清潔さ）に関する満足度はあまり高くない傾向にある一方で、重要度は高いため、快適に過ごせるまちづくりの取組を引き続き推進する必要があります。

歴史的・文化的環境の保全については、「伊勢市景観計画」に沿った景観整備事業などの良好な景観形成の推進や、地域の資源を継承する取組を継続する必要があります。

【環境保全の基盤づくり】

環境保全の基盤づくりについては、持続可能な社会づくりに自主的、積極的に取り組む担い手を育てることが求められており、地域企業や関係機関などと連携の強化を図りながら、環境学習の機会や場の提供、環境教育の充実などに取り組み、人材の育成や活動の促進を図る必要があります。

市民アンケートでは、「環境保全の取組」に積極的に取り組むために必要なこととして、「環境について学ぶ機会があること」と回答する人が多いことから、事業者との協働による学校教育における環境学習の支援などを通じて、家庭における環境に配慮した生活の実践と未来を担う人づくりにつながる取組を強化する必要があります。また、多くの市民が「インターネットや SNS」で情報を入手しているため、全ての市民を対象に、環境について学べる Web コンテンツの充実と周知を進めていく必要があります。

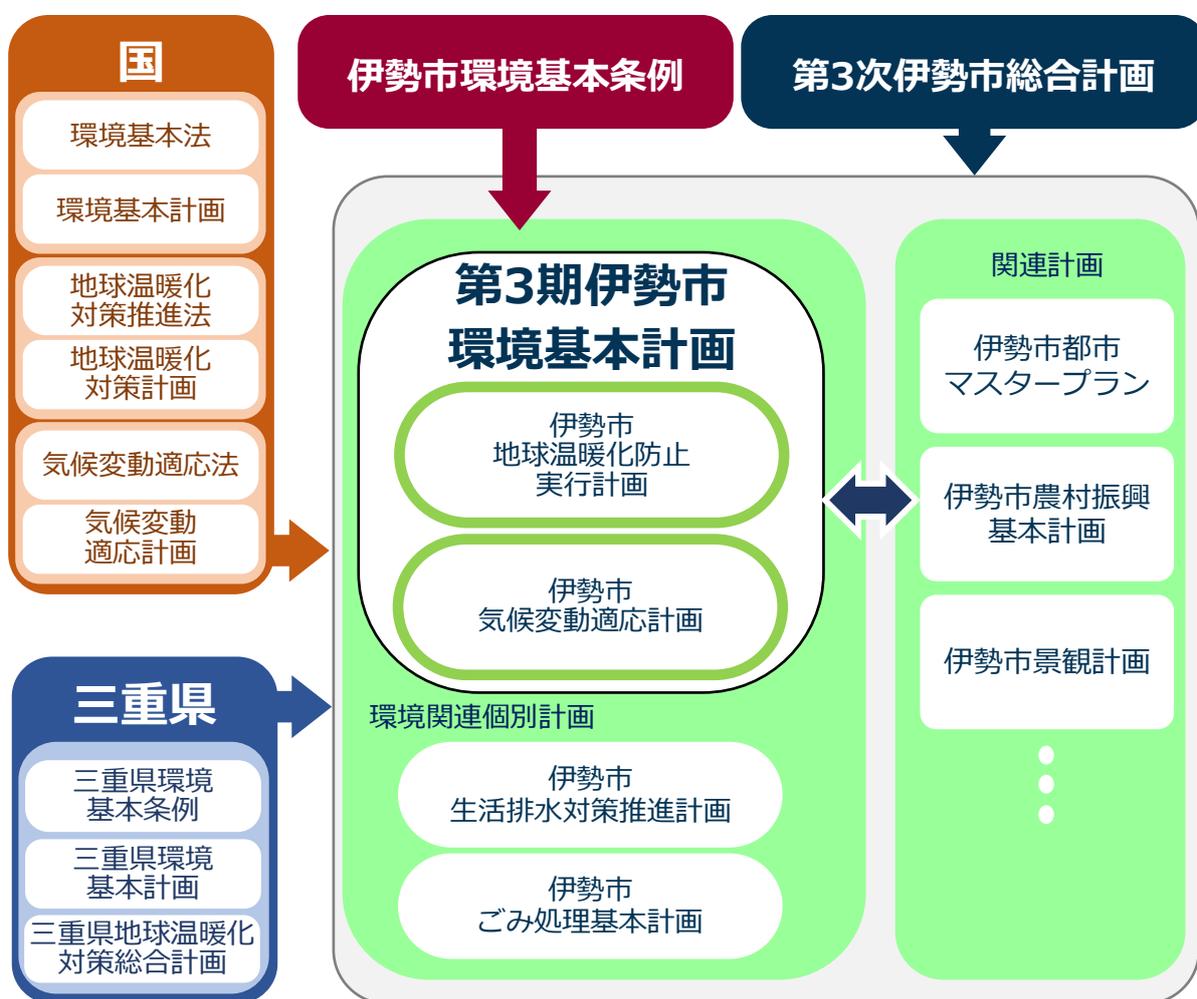
事業者においては、環境保全に取り組む上での課題として、資金、人手、ノウハウ、情報が不足していると回答する事業者が多いため、事業者向けの補助事業や、情報提供の取組を進めていく必要があります。

(4) 計画の位置付け

本計画は、「伊勢市環境基本条例」(2005(平成17)年条例第134号)第8条に基づき、同条例に掲げた基本理念及び基本方針にのっとり、「環境の保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を示すものです。

また、本市のまちづくりを進める上での最上位の計画である「第3次伊勢市総合計画」(2018(平成30)年7月)で掲げた目標の実現に向け、環境分野における施策及び事業の推進指針を示すものでもあります。

その他、本市の他の計画やあらゆる部局で実施する施策などについては、環境分野において本計画との整合を図るものとします。



(5) 計画の期間

本計画の期間は、計画の初年度を 2020（令和 2）年度、最終年度（計画目標年度）を 2029（令和 11）年度とします。

また、本市の環境や社会情勢の変化などに対応するため、取組成果や進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。



(6) 計画の対象範囲

本計画において対象とする範囲は以下のとおりとします。

分野	対象
脱炭素社会分野	地球温暖化、エネルギーなど
循環型社会分野	廃棄物など
自然環境分野	生物多様性、有害鳥獣、外来生物、森林、農地、水環境など
生活環境分野	歴史、文化、公害、衛生、美化、景観、ペット、バリアフリー、水循環など

(7) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、伊勢市全域とします。

第2章 めざす環境像及び基本目標

(1) めざす環境像

本市は、これまでもまちづくりに当たっての視点の一つとして「環境」を掲げてきました。

伊勢市のまちづくりを進める上での最上位の計画である「第3次伊勢市総合計画」では、基本計画を形づくる8つの政策の一つとして「環境」を位置付けています。また、本市における環境保全についての基本理念及び施策の基本となる事項などについて「伊勢市環境基本条例」を制定しており、同条例第3条において、以下のような基本理念を掲げています。

本計画では、本市の美しい自然と優れた歴史・文化を守り生かしていくとともに、これらを次代に引き継いでいき、新たな魅力や活力を創造するため、「第3次伊勢市総合計画」の趣旨及び「伊勢市環境基本条例」の理念に沿って、「環境文化」の考え方を基本にした、伊勢市の環境のめざす姿を、次のとおりとします。



継承と創造 環境文化都市 伊勢

伊勢市環境基本条例 第3条 基本理念

- ①環境の保全は、本市の恵み豊かな環境を保全し、更に市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- ②環境の保全は、リサイクルの促進、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により、資源循環型の環境にやさしいまちづくりを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。
- ③環境の保全は、人の活動による環境への負荷によって失われつつある生態系の均衡を保持し、人と自然との共生を図り、及び安らぎと潤いのあるまちづくりを推進することを目的として行われなければならない。
- ④環境の保全は、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、国際的視野に立って積極的に推進されなければならない。

コラム ① 「環境文化」とは

市民一人一人の生活や、それぞれの地域での市民活動の仕組みの中に、その地域の「環境」への配慮が浸透し、時間を経て地域が共有する「文化」にまで醸成されたとき、これを「環境文化」と呼ぶことができます。

「環境文化」の考えは、本市の美しい自然と優れた歴史・文化を守り生かしていくとともに、これらを次代に引き継いでいくため、「伊勢市総合計画」の趣旨及び「伊勢市環境基本条例」の理念に沿った、現在においても色あせることのない普遍的な考えです。

本計画においても、第1期伊勢市環境基本計画から受け継がれてきた「環境文化」の考え方の重要性を一層認識するために、引き続き基本的な考え方として位置付けています。

(2) めざす環境像の実現のための基本方針

前項で掲げた「めざす環境像」を実現していくためには、以下の3つの視点が重要であり、それら3つを「基本方針」として、市民、事業者、行政が一体となって行う環境施策の全てに共通する考え方とします。

●伊勢の誇りを次世代に継承する

「伊勢」がこれまで育んできた歴史・文化や自然環境はもとより、「伊勢」と環境との関わりや、「伊勢」の市民の心に根付く環境への思い、これらが創り出す地域のアイデンティティは、ほかの地域にはない伊勢の“誇り”であり、伊勢へ人をひきつける求心力の一つとなっています。

現代に生きる我々も、改めて認識するとともに、次の世代に引き継いでいけるよう、「伊勢」におけるあらゆる取組において、「伊勢の誇りを次世代に継承する」ことを意識していきます。

●一人一人が地球的視野と意欲を持って行動する

私たち一人一人が身近な環境への取組を積み重ねると同時に、さまざまな主体が持つ強みや得意分野を生かして協働し実行することで、地球全体の環境の維持・改善へとつながっていきます。

日々の生活の中で、「一人一人が地球的視野と意欲を持って行動する」ことを常に意識していきます。

●人と人とのつながりで魅力ある“お伊勢さん”をつくる

「伊勢」は、古くから“お伊勢さん”として親しまれている日本人の心のふるさとです。その「伊勢」を訪れる人々が「さすが伊勢は違う」と感じるような「伊勢」をつくるためには、人々が交流し、活力を感じられることが大切です。

これからも国内外から親しまれるとともに、市民がまちへの誇りと愛着を持ち続け、将来にわたって住み続けたいと思えるように、「人と人とのつながりで魅力ある“お伊勢さん”をつくる」ことを意識していきます。

(3) 基本目標

環境政策に関わる動向や、国や県の環境基本計画などを踏まえ、本市の「めざす環境像」を実現していくため、環境分野別の柱（脱炭素社会、循環型社会、自然環境、生活環境）と分野横断の柱（環境保全の基盤）を合わせた5つの基本目標を掲げます。

継承と創造 環境文化都市 伊勢

基本目標 1 脱炭素で地球にやさしい社会の構築

地球温暖化防止の取組の輪が広がり、温室効果ガスの排出が最小化された脱炭素型のまち、また、気候変動による影響に備えた安全・安心なまちを目指します。

基本目標 2 資源を大切にする循環型社会の構築

廃棄物などの発生・排出抑制や資源化などにより持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環型社会、また、廃棄物などの適正処分により衛生的なまちを目指します。

基本目標 3 豊かな自然・多様な生物と人が共生する社会の形成

豊かな自然環境や生物多様性の保全が図られ、自然からの恵みを持続的に享受できる自然共生社会を目指します。

基本目標 4 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成

生活環境が保全され、安全・安心で快適な暮らしが確保されたまち、また、地域の特性に応じた歴史・文化の継承や景観の形成がされたまちを目指します。

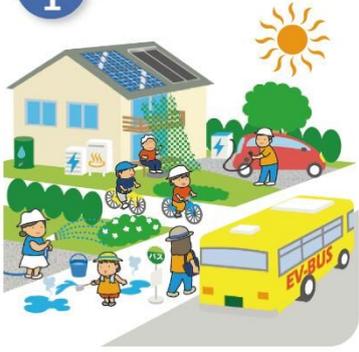
基本目標 5 環境保全に取り組むための基盤づくり

市民・事業者・民間団体との協働による地域づくり・人づくりが進み、一人一人に環境を守る意識が定着し、環境文化の根付いたまちを目指します。

継承と創造 環境文化都市 伊勢

～伊勢市のめざす環境像～

基本目標
1



市民一人一人が省エネルギー型ライフスタイルを実践するとともに、気候変動による影響に備えています。

基本目標
2



ごみの減量と資源化といった3Rの意識が市民に定着しています。

基本目標
3



多様な生物の生息の場でもある自然と人が共生しており、誰もが自然とのふれあいを大切にしています。

基本目標
4



地域の歴史・文化について理解・保全するとともに、誰もが快適に暮らしています。

基本目標
5



さまざまな主体が連携した環境教育が実施されており、あらゆる世代が環境に対する理解や関心を深めています。

【めざす環境像のイメージ】

この図は、計画に基づいたさまざまな取り組みを進めることで実現する伊勢市のめざす環境像「継承と創造 環境文化都市 伊勢」を具体化して、イメージ図として示したものです。



第3章 施策の展開

(1) 施策の体系

本計画では、めざす環境像「継承と創造 環境文化都市 伊勢」の実現に向け、5つの基本目標（「脱炭素で地球にやさしい社会の構築」、「資源を大切に作る循環型社会の構築」、「豊かな自然・多様な生物と人が共生する社会の形成」、「歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成」、「環境保全に取り組むための基盤づくり」）を具体化していくための施策と取組を定めます。

● 「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点



持続可能な都市を実現するには、市民一人一人が「持続可能」の意味を理解し、行動していくことが必要です。国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、“人間中心”、“誰一人取り残さない”という理念の下、世界中の全ての人々が目標（ゴール）に向かって取り組むことが求められています。

したがって、SDGsは、相互の関係を理解し、それに関わる主体と共に取り組む必要があることから、行政のみならず、企業や市民団体、そして市民など、全ての主体の参加が必要となります。

本市は、このようなSDGsの視点を踏まえ、市民・NPO、事業者、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、本市の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に生かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

本計画では、将来像の実現に向けた各基本目標に、関連するSDGsのゴール（目標）を結び付け、多様な視点で環境施策を推進することで、地域の環境保全を図るとともに、国際的な目標の達成にも貢献することを目指します。

● コベネフィット・ウェルビーイングの視点



環境保全対策は、地域活性化、産業振興、防災、健康などの多様な課題の解決に貢献し、市民・事業者の利益となる可能性があります。環境分野の取組が結果として、産業、福祉、防災、教育など、分野を横断して便益をもたらす、社会の中にある多岐にわたる諸課題の同時解決につながるという「コベネフィット」の視点を盛り込み、地域の環境・社会・経済に貢献することを目指します。

国の「第六次環境基本計画」では、重点戦略の一つとして、『「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現』を掲げており、「人々の健康の保護と生活環境の保全の取組の推進」や、「良好な環境の創出の水準の向上、共生する社会の実現」を目指しています。

環境保全を通じて、人々の生活の質を向上させるという「ウェルビーイング」の視点を基本目標のめざす姿に盛り込むことで、市民の生活が豊かで安心できるものになることを目指します。

コラム ② SDGs のゴール（目標）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育などいまだに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消など全ての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なより良い未来を築くことを目標としています。



<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>出典：外務省ホームページより作成</p>

コラム

③ 「コベネフィット」とは

コベネフィットとは、一つの取組を実施することで、同時に複数の分野の目的達成につながることです。

例えば、省エネ化の対策として、住宅の断熱性能の向上に取り組むことで、家庭から排出される温室効果ガスが削減されます。同時に、室内の寒暖差による健康リスクの予防や、光熱費の削減などの効果も期待されます。

コラム

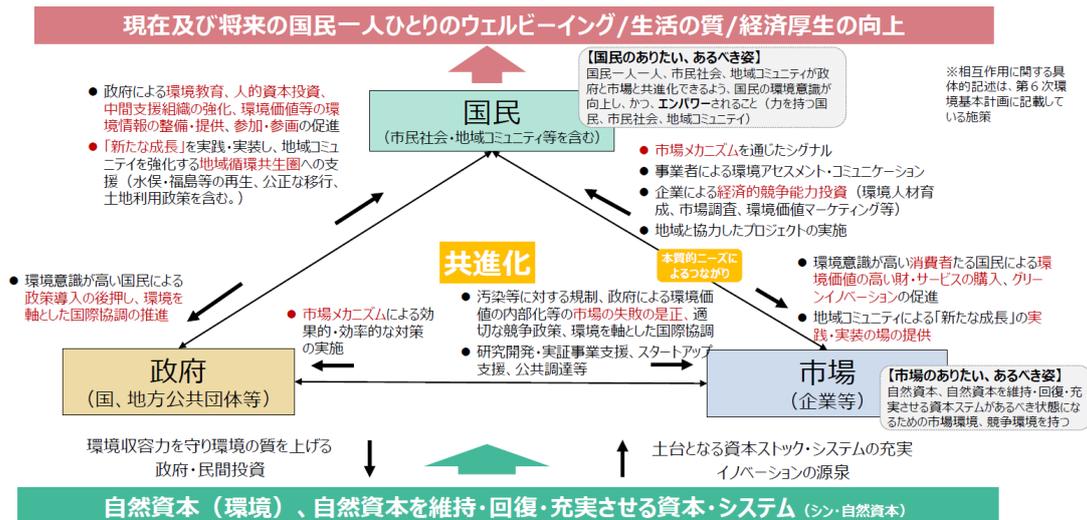
④ 「ウェルビーイング／高い生活の質」とは

「ウェルビーイング」とは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。

環境の状況や環境対策の在り方は、経済・社会の在り方と密接に関連し、その度合いはより一層増してきています。環境政策として、環境の保全に取り組むことは当然ですが、温室効果ガスの排出量や水・大気的环境基準といった環境面の指標を見ているだけでは、見落としになってしまう重要な要素が多くあります。

また、現下の環境危機を克服するためには、文明の転換、経済社会システムの変革が必要です。環境・経済・社会面を統合的・同時解決的に対応することによって、よりの確かつ効果的な環境政策となることが期待されます。環境政策を起点として、経済・社会的な課題も統合的に改善していくため、国の第六次環境基本計画では、「環境の保全を通じて、現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」(以下「ウェルビーイング／高い生活の質」とする。)を最上位の目的としています。

出典：「雇用政策研究会報告書」(厚生労働省)及び
令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書より作成



出典：「第六次環境基本計画の概要」(2024年5月, 環境省)

政府・市場・国民の共進化による「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現のイメージ

めざす姿

継承と創造 環境文化都市 伊勢

基本方針

- 人と人とのつながりで魅力ある ”お伊勢さん“ をつくる
- 一人一人が地球的視野と意欲を持って行動する
- 伊勢の誇りを次世代に継承する

基本目標

基本目標 1

脱炭素で地球にやさしい社会の構築



基本目標 2

資源を大切にす循環型社会の構築



基本目標 3

豊かな自然・多様な生物と人が共生する社会の形成



基本目標 4

歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成



基本目標 5

環境保全に取り組むための基盤づくり



施策の方向性

施策

(1)温室効果ガスの排出削減
(伊勢市地球温暖化防止実行計画)

- ①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進
- ②環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進
- ③脱炭素型の都市基盤づくり

(2)気候変動への適応
(伊勢市気候変動適応計画)

- ①熱中症予防
- ②農林水産業における気候変動への適応の推進
- ③治水・利水対策の推進
- ④災害時の避難施設などの整備

(1)3Rの推進

- ①発生抑制（リデュース）の推進
- ②再使用（リユース）の推進
- ③再生利用（リサイクル）の推進

(2)適正なごみ処理の推進

- ①分別協力度の向上
- ②適正処理の推進

(1)自然環境・公益的機能の保全

- ①水環境の保全
- ②森林環境の保全
- ③農地環境の保全

(2)生物との共生

- ①多様な動植物の保全・回復
- ②里地里山などの活用と社会課題の解決
- ③自然とのふれあいの増進

(1)快適で潤いのある生活環境の保全

- ①住環境の向上
- ②水資源供給の推進
- ③美しく潤いのある空間づくり
- ④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(2)歴史的・文化的環境の保全

- ①伊勢の文化の保全・継承
- ②良好な景観の形成

(1)環境教育・環境学習の充実

- ①環境教育・学習・啓発の充実
- ②環境教育などを推進する体制づくり

(2)環境保全活動の促進

- ①市民・団体による環境保全活動の促進
- ②事業者による環境保全活動の促進
- ③市民・事業者・行政の連携・協働

(2) 施策の推進

基本目標

1

脱炭素で地球にやさしい社会の構築

関連する
SDGs の目標



●めざすまちの姿

地球温暖化防止に取り組む活動の輪が広がることによって、温室効果ガスの排出が最小化された脱炭素型のまちとなり、快適な生活が維持されています。また、気候変動に適応する取組を進めることで、安全・安心な暮らしが維持されています。

●現状と課題

近年、地球温暖化により、海面水位の上昇や豪雨災害の頻発、異常高温など気候危機が顕在化しています。2015（平成 27）年に「パリ協定」が採択され、世界各国が長期的な温室効果ガス排出量削減に乗り出す中、日本でも 2020（令和 2）年、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、いわゆる「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速させています。

このような状況を踏まえ、温室効果ガスの排出量を減らし、地球温暖化による気候変動を抑制する「緩和」に加え、気候変動が原因となって引き起こされる自然災害や異常高温、農林水産業への被害などの影響に対する「適応」への取組が求められています。

●市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1)温室効果ガスの排出削減 (伊勢市地球温暖化防止実行計画)	①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 ②環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進 ③脱炭素型の都市基盤づくり
(2)気候変動への適応 (伊勢市気候変動適応計画)	①熱中症予防 ②農林水産業における気候変動への適応の推進 ③治水・利水対策の推進 ④災害時の避難施設などの整備

●目標指標

項目	基準値	現状値	目標値
市域における温室効果ガス排出量	1,235千t-CO ₂ (2013年度)	818千t-CO ₂ (2020年度)	641千t-CO ₂ (2030年度)
市の事業の実施に伴う温室効果ガス排出量	16,229t-CO ₂ (2013年度)	14,027t-CO ₂ (2023年度)	8,114t-CO ₂ (2030年度)
太陽光発電設置件数(中部電力パワーグリッド(株)との太陽光発電の受給契約件数)	4,619件 (2019年度)	5,773件 (2023年度)	7,300件 (2030年度)
市域の家庭・小規模事業所などにおける電力使用量	289,663MWh (2019年度)	289,882MWh (2023年度)	172,799MWh (2030年度)
事業所脱炭素化支援補助金の利用件数(累計)	—	10件 (2023年度)	100件 (2029年度)
レンタサイクル等貸出数※ ¹	—	5,043台 (2023年度)	5,900台 (2028年度)
路線バスの利用者数※ ²	4,277,800人 (2019年度)	2,782,500人 (2023年度)	4,580,000人 (2025年度)
コミュニティバスの利用者数※ ²	85,374人 (2019年度)	68,775人 (2023年度)	92,700人 (2025年度)
長寿命化に着手したポンプ場数(累計)※ ³	12機場 (2019年度)	25機場 (2023年度)	32機場 (2025年度)

※¹ 伊勢志摩地域自転車等活用推進計画、第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに準じた指標です。2029年度の目標値は、同計画、同ビジョンにおいて当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

※² 伊勢市地域公共交通網形成計画と符合する指標です。2026年度から2029年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

※³ 第3次伊勢市総合計画中期基本計画と符合する指標です。2026年度から2029年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。



太陽光発電設備



電気自動車



レンタサイクル



コミュニティバス

●市の施策内容

施策の方向性（1） 温室効果ガスの排出削減

施策	主な取組
①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設への太陽光発電設備などの再生可能エネルギー機器の導入 ・ 住宅などの太陽光発電設備及び蓄電池の設置を促進 ・ 関係法令及び三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインなどに基づく地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入 ・ 未利用の再生可能エネルギーの導入検討
②環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設における省エネ効果の高い設備などへの更新 ・ 家電など、家庭で使われる機器の購入や買い替えの機会を捉え、高効率機器への選択・転換の促進 ・ 電気自動車などの普及促進 ・ 省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルの促進 ・ 事業所における省エネ診断などの促進 ・ 公共施設における電気、燃料、用紙などの使用量の抑制 ・ エコドライブの普及促進 ・ 自転車の利用機会を拡大 ・ みえエコ通勤デーの啓発などによる公共交通の利用を促進
③脱炭素型の都市基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「伊勢市立地適正化計画」に基づく拠点となる地域への機能集約と活性化 ・ 連節バスを使用した BRT（バス高速輸送システム）導入などによる公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進 ・ 鉄道、バスなどの公共交通の利用促進 ・ 観光交通渋滞対策の推進 ・ 電気バスの利用促進 ・ 自転車を利用しやすい道路、駐輪場などの整備の推進 ・ 森林・農地の保全、都市緑化などの推進による吸収源対策

<主なコベネフィット>

環境分野

- ・ 家庭や事業所で自家消費型の太陽光発電設備を導入
- ・ 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルに転換
- ・ 公共交通機関や自転車の利用を促進
- ・ 観光交通渋滞対策

温室効果ガスの排出量を削減

経済分野

- ・ 電気代などのコスト削減
- ・ 脱炭素を通じた新たなビジネスチャンスの創出
- ・ 地域内経済循環の促進
- ・ 観光渋滞の解消による地域経済活性化
- ・ 地域住民の生活への影響軽減と快適な観光の両立

社会分野

- ・ 住居の断熱化による健康・快適性の向上
- ・ 日常生活の移動手段の確保
- ・ 自転車利用の増加による健康の維持・増進
- ・ エネルギーの自立による防災・減災力の強化

施策の方向性 (2) 気候変動への適応

施策	主な取組
①熱中症予防 ☞ コラム⑤ ⑥ ⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページなどを活用した熱中症注意情報の提供 ・指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）などの涼みどころの整備 ・熱中症の症状や応急手当、予防方法などの周知・啓発
②農林水産業における気候変動への適応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・収量の減少などに対する適応策の推進 ・気候変動が農林水産物に与える影響に関する情報の提供・啓発
③治水・利水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の雨水を速やかに流下させ、また、低地の浸水対策や高潮時の安全を確保するための排水施設の整備 ・河川への雨水流出を少なくするための流出抑制対策の促進 ・ポンプ場などの長寿命化、改築更新などの実施 ・河川・排水路の堆積土砂の撤去 ・既存の浄化槽から雨水貯留槽への転用に係る工事費の支援 ・洪水などによる浸水被害軽減対策の推進 ・災害に強い水道施設の整備
④災害時の避難施設などの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設などの環境整備 ・備蓄物資及び防災備蓄倉庫の整備

<主なコベネフィット>

環境分野

- ・暑熱環境対策
- ・農林水産業における適応策
- ・治水、利水対策や、災害時の避難設備などの整備

気候変動に適応した暮らしの実現

経済分野

- ・自然災害による経済損失の回避・軽減
- ・農林水産業の振興

社会分野

- ・まちの防災力の強化
- ・生命・健康の維持
- ・農林水産物の安定供給



熱中症予防啓発リーフレット



有連ポンプ場



二見防災倉庫

コラム

⑤ 暑さ指数（WBGT）を活用した熱中症予防対策

暑さ指数(WBGT)は、熱中症を予防することを目的として提案された指標で、人体に影響が大きい気温、湿度、日射、輻射(ふくしゃ)、風などを基に算出します。

この数値が大きくなると熱中症のリスクが上がるとされています。

●日常生活での対策の例

〔暑さ指数(WBGT) 28 以上 31 未満のとき〕

- ・外出時は炎天下を避ける、日傘をさす、帽子をかぶる、日陰を選んで歩く。
- ・室内では室温の上昇に注意する。
- ・激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。

〔暑さ指数(WBGT) 31 以上のとき〕

- ・外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
- ・運動を中止する。

出典：「熱中症環境保健マニュアル 2022」(2022 年 3 月, 環境省) を参考に作成

●小中学校での対策の例

- ・WBGT が 31 以上になった場合、一旦部活動を中止する。
- ・小学校、中学校が実施する運動会で、水分補給の休憩を頻繁に取る、ミストシャワーを設置するなどの対策とともに、WBGT 計を設置して、熱中症予防を図る。

●職場での対策の例

〔暑さ指数(WBGT) の測定及び表示・通知など〕

- ・作業場所ごとに、WBGT 計で WBGT 値を測定し、現場の作業者に注意を促す。

〔暑さ指数(WBGT) が高い場合の対応など〕

- ・作業に先立ち、「作業中止」とするべき WBGT 値の基準を定め、運用する。
- ・負荷の高い作業は、作業時間を短縮する又は涼しい時間帯に作業時間を変更する。
- ・身体への負担が小さい作業に変更する。
- ・休憩時間の頻度を増やす。
- ・小まめに水分・塩分補給をするように指示する。

〔暑さ指数(WBGT) を低くするための施設、設備などの整備など〕

- ・簡易の屋根の取り付け、日陰を確保する。
- ・グリーンカーテン、スポットクーラー、ミスト扇風機、業務用扇風機などを設置する。

出典：厚生労働省ホームページを参考に作成

コラム

⑥ 熱中症特別警戒アラートとクーリングシェルター

熱中症警戒アラートとは、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に発表されます。危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報です。

「熱中症警戒アラート」は、三重県内のいずれかの暑さ指数情報提供地点(12カ所)で暑さ指数(WBGT)が33以上となることが予測される場合に、前日の午後5時頃又は当日の午前5時頃に発表されます。

また、「熱中症特別警戒アラート」は、三重県内の全ての暑さ指数情報提供地点(12カ所の全て)で暑さ指数(WBGT)が35以上となることが予測される場合に、前日の午後2時頃に環境省より発表されます。

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)とは、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、暑さをしのぐ場所です。

指定している施設や開放日時などは、伊勢市のホームページで確認できます。

クーリング
シェルターを確認



(伊勢市ホームページ)

伊勢市 クーリングシェルター 検索

●市民・事業者に期待する役割

主な取組	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーや環境に配慮した行動を心掛ける  コラム⑦ ・打ち水や緑のカーテンなどを取り入れ、暑さを和らげる工夫をする ・時間指定や受取場所指定の利用、宅配ボックスの設置など、宅配の再配達を削減する受け取り方を選択する ・熱中症を予防するため、適切に空調機器を使用する ●外出するとき <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩・自転車・公共交通機関などを利用する ・駐停車時のアイドリングストップ、発進時のふんわりアクセルなど、エコドライブに努める ●買い替え・建て替えのときなど <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ性能が高く、環境負荷の少ない建築材や空調機器、照明器具、家電製品などを選択する ・太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを導入する ・HEMS（住宅のエネルギー管理システム）、家庭用燃料電池、蓄電池などを導入し、エネルギーを効率的につくり、蓄え、使う ・車の買い替え時には電気自動車やハイブリッド自動車などを選択する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・打ち水の実施や緑のカーテンの育成など、身近な暑さ対策を行う ・冷暖房の温度を適正に設定し、クールビズ・ウォームビズを実施する ・効率の良い配送や運送に努める ・エネルギーマネジメントを実施し、エネルギー使用量の把握と省エネルギーに努める ・カーボン・オフセットなどの制度を活用し、温室効果ガス排出量削減を図る ・暑さ指数（WBGT）を確認し、熱中症に備えるなど、従業員などの健康管理に努める ・熱中症予防のための涼みどころの開放を行う ●移動するとき <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩・自転車・公共交通機関などを利用する ・駐停車時のアイドリングストップ、発進時のふんわりアクセルなど、エコドライブに努める ・環境負荷の少ない自動車を利用する ●買い替え・建て替えのときなど <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス機器は、省エネタイプの物を導入する ・高効率な空調設備、照明機器などを導入し、設備機器を適切に維持管理する ・再生可能エネルギーを積極的に導入する ・BEMS（ビルのエネルギー管理システム）を導入する ・環境負荷の小さい自動車を選択する ・環境負荷の小さい電力を調達する 《公共交通事業者》 <ul style="list-style-type: none"> ・連節バスを使用した BRT（バス高速輸送システム）導入などによる公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進 ・駅のバリアフリー化などの機能向上

コラム

⑦ 日常生活の中でできる省エネ対策

私たちは、日々の生活において、電化製品や自動車などを使用することで温室効果ガスを排出しています。一人一人が、日常生活で省エネを実践することで、市域から排出される温室効果ガスの削減に貢献します。また、省エネは、エネルギー料金の節約にもつながります。無理のない範囲で省エネに取り組みましょう。

●省エネ対策と1年間で削減される温室効果ガスの量の例 〔電気〕

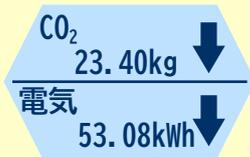
エアコン

夏の冷房時の室温は
28℃を目安に



外気温度 31℃のとき、エアコン (2.2kW)の冷房設定温度を 27℃から 28℃にした場合(使用時間: 9時間/日)

冬の暖房時の室温は
20℃を目安に



外気温度 6℃のとき、エアコン (2.2kW)の暖房設定温度を 21℃から 20℃にした場合(使用時間: 9時間/日)

フィルターを月に
1回か2回清掃



フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較

冷蔵庫

物を詰め込み過ぎない



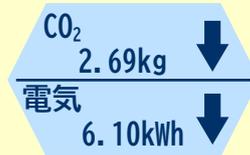
詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較

無駄な開閉はしない



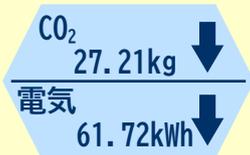
旧 JIS 開閉試験の開閉を行った場合と、その2倍の回数を行った場合との比較
(旧 JIS 開閉試験: 冷蔵庫は 12分ごとに 25回、冷凍庫は 40分ごとに 8回で、開放時間はいずれも 10秒)

開けている時間を短く



開けている時間が 20秒の場合と、10秒の場合との比較

設定温度は適切に



周囲温度 22℃で、設定温度を「強」から「中」にした場合

壁から適切な間隔で設置



上と両側が壁に接している場合と片側が壁に接している場合との比較

テレビ

画面は明る過ぎないように設定



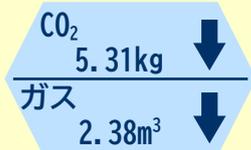
テレビ (32V 型) の画面の輝度を最適 (最大→中間)にした場合

出典: 「省エネ性能カタログ 2023 年版」(経済産業省 資源エネルギー庁)

〔ガス〕

ガスこんろ

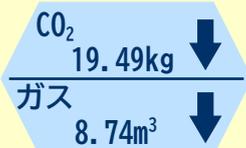
こんろの炎が鍋底からはみ出さないように調節



水1ℓ(20℃程度)を沸騰させるとき、強火から中火にした場合(1日3回)

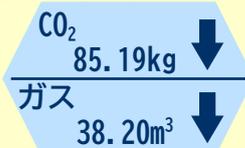
ガス温水機器

食器を洗うときは低温に設定



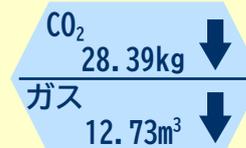
65ℓの水道水(水温20℃)を使い、湯沸器の設定温度を40℃から38℃にし、1日2回手洗いした場合(使用期間:冷房期間を除く253日)

入浴は間隔を空けずに行きましょう(なるべく追いだきはしないように)



2時間放置により4.5℃低下した湯(200ℓ)を追いだきする場合(1回/日)

シャワーは不必要に流したままにしない



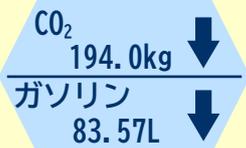
45℃のお湯を流す時間を1分間短縮した場合

出典:「省エネ性能カタログ2023年版」(経済産業省 資源エネルギー庁)

〔自動車〕

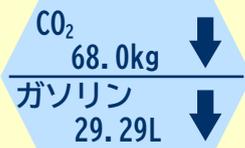
自動車

ふんわりアクセル「eスタート」



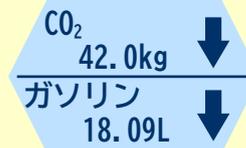
5秒間で20km/h程度に加速した場合

加減速の少ない運転



-

早めのアクセルオフ



-

※ふんわりアクセル「eスタート」、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフによる省エネ効果は、スマートドライブコンテストの操作別燃料消費削減効果による。年間走行距離、平均燃費は2,000cc普通乗用車/年間10,000km、11.6km/L。

出典:資源エネルギー庁ホームページより作成

関連する
SDGs の目標



●めざすまちの姿

廃棄物などの発生・排出抑制、資源化に取り組むことで、新たに採取する資源をできるだけ抑制し、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用しています。また、適正な処分の実施によって、健康で衛生的な生活環境が保たれています。

●現状と課題

循環型社会形成推進基本法においては、「循環型社会（廃棄物の抑制やリサイクルにより、資源消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会）」の形成に向けた実効ある取組を図ることとされています。

廃棄物処理については、これまで3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組や個別リサイクル法などの法的基盤整備とそれに基づく取組などにより、国民の意識向上や最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進んできました。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律においては、製品プラスチックの使用の合理化を提言し、再商品化ならびに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設などを求めています。

さらに、プラスチックごみの海洋などへの流出による汚染などの新たな問題も提起されており、発生抑制や適正処理に取り組む必要があります。

本市においては、燃えるごみの組成調査によると「まだ食べられるのに廃棄される“未利用食品（食品ロス）”」や「資源物である“紙類”」の割合が高いなどの課題もあり、市民、地域組織、事業者、行政が主体的に、また連携して、社会基盤の整備や、環境負荷の低いライフスタイルや事業活動への転換など、ごみの減量・資源化に取り組むことが求められています。

●市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1) 3Rの推進	①発生抑制（リデュース）の推進 ②再使用（リユース）の推進 ③再生利用（リサイクル）の推進
(2) 適正なごみ処理の推進	①分別協力度の向上 ②適正処理の推進

●目標指標

項目	基準値	現状値	目標値
市民一人当たりの1日の可燃ごみ排出量※ 	565g/人日 (2019年度)	535g/人日 (2023年度)	515g/人日 (2027年度)
資源化率※	23.9% (2019年度)	21.9% (2023年度)	26.8% (2027年度)

※ 伊勢市ごみ処理基本計画改定版と符合する指標です。2028年度から2029年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

コラム

⑧ 一人1日当たりの可燃ごみの削減目標量の目安

一人当たりの1日の可燃ごみ排出量を2027年度までに515g/人日とするには、現在よりも20g/人日削減する必要があります。ごみを出さないように努めるとともに、できるだけ、資源化、堆肥化を心掛けることで、可燃ごみの排出量を削減しましょう。

●約20gの目安

・ミニトマト	1個	1個	約20g
・アスパラガス	1本	1本	約20g
・巨峰	1粒	1粒	約20g
・新聞紙	1枚	1枚	約19g
・ペットボトルのふた	10個	1個	約2g



ごみ分別PRキャラクター「かもしかのごみバスターズ」
「カモシカ」をモチーフにしたキャラクターです。ごみモンスターをやっつけるほかにも、「まだ資源として使えるようなごみを見つけるのが得意!!」な彼ら。「それ、まだ資源として使えるカモ!!」を合言葉に、ごみを資源にする手助けをしてくれます。

「かもしかのごみバスターズ」の活動



保育園などでの出前講座やイベントで、ごみの減量・分別を啓発しています。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」において、ごみ収集日などの案内をしています。



●市の施策内容

施策の方向性 (1) 3Rの推進

施策	主な取組
①発生抑制（リデュース）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを出さないライフスタイルやビジネススタイルへの転換の推進 ・「食品ロス」削減に関する広報活動の推進 ・事業者などと連携した「食品ロス」削減への取組の推進 ☞ コラム⑨ ・プラスチックごみの排出抑制のためのマイバッグ、マイボトルなどの推進 ☞ コラム⑩
②再使用（リユース）の推進 ☞ コラム⑪	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースショップ、フリーマーケット、バザーなどの利用促進 ☞ コラム⑨ ・粗大ごみの再利用の推進
③再生利用（リサイクル）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機を利用した生ごみの減量化、堆肥化の支援 ・雑がみの分別の推進 ☞ コラム⑨ ・自治会などによる集団回収の促進 ・プラスチックごみなどの資源化の促進 ☞ コラム⑩ ・再生利用品の購入、使用の促進

<主なコベネフィット>

環境分野

- ・ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- ・食品ロスの削減、紙類の分別を推進
- ・プラスチック類の分別を徹底

焼却される廃棄物の量を削減
限られた資源の有効活用

経済分野

- ・食品ロス削減による利益率の向上
- ・ごみ処理に係るコストの削減
- ・リサイクル技術などの新たな産業の振興

社会分野

- ・安全・安心・衛生的に暮らせる居住環境の実現
- ・資源回収などによる市民活動の活性化



雑がみ袋



ごみ組成調査の様子（未利用食品等）

マイボトル協力店

マイボトル協力で
ごみを減らそう

伊勢市

使い捨てとなるプラスチック等のごみを削減するため、マイボトル・マイカップを使用しやすい環境を整備し、マイボトル・マイカップを利用して飲料の提供を受けられる

「マイボトル協力店」の登録店舗を募集します。

伊勢市

マイボトル協力店リーフレット

コラム

⑨ 本市における3Rの具体的な取組例

本市の3Rに関する具体的な取組例として、以下のものがあります。

・ファミマフードドライブ

伊勢市社会福祉協議会と株式会社ファミリーマートと連携して、家庭にある余剰の食品を市内のファミリーマート提携店舗へ持ち込んでもらい、支援の必要な方へ届けるリデュースの取組です。



ファミマフードドライブ



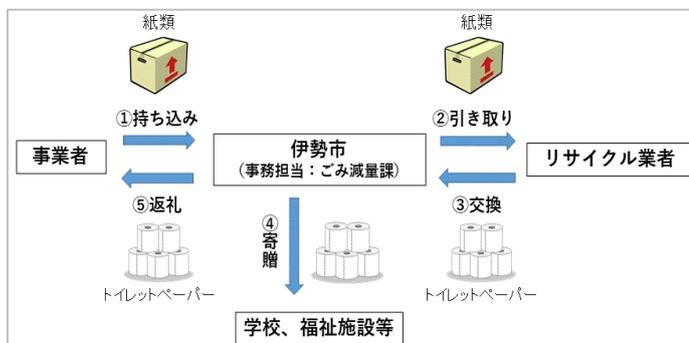
フリーマーケット

・フリーマーケット

家庭から出る不用品のリユースを推進するため、環境フェアなどのイベントでフリーマーケットを実施しています。

・トイレの”紙さま”プロジェクト

リサイクル業者などと協働で、今までごみとして処分していた紙類（防水加工された紙など）を資源物として生まれ変わらせます。事業者が持ち込んだ紙類の量に応じてトイレットペーパーと交換し、半分を学校などに寄贈、半分を事業者に戻礼する取組です。



トイレの”紙さま”プロジェクト

コラム

⑩ 海洋プラスチックごみ・マイクロプラスチック対策

ポイ捨てや放置されたプラスチックごみは、河川などを通じて海へ流出し、海洋プラスチックごみとして、海岸や海底にたまったり、水中を浮遊したりします。

これらのプラスチックが、紫外線や風波などによって破碎・細片化し、微細なプラスチックになります。この5mm未満の微細なプラスチックは「マイクロプラスチック」と呼ばれています。マイクロプラスチックは、食物連鎖を通じて魚から陸上生物へと取り込まれていき、それに含まれる有害物質が生き物の体内に蓄積する可能性も懸念されています。

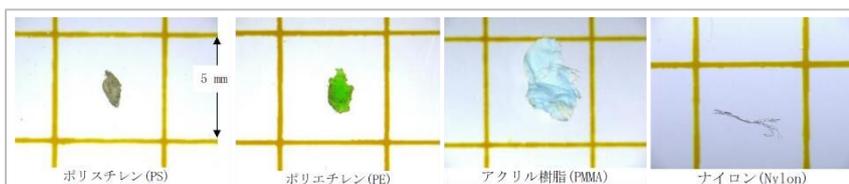
プラスチックを含む海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、漁業や観光への影響など、国内外でさまざまな問題を引き起こしています。

海洋プラスチックごみ対策として人の手や装置などを使っての回収などが実施されていますが、ごみを出さないことも同じくらい有効な手段です。ポイ捨てをしない、使い捨ての物をむやみに使わないなどのアクションを一人一人が意識することで、ごみの量は減少します。

出典：環境省ホームページより作成



海岸に漂着したプラスチックごみ



※黄色枠は1ます5mm四方

出典：「河川・湖沼マイクロプラスチック調査ガイドライン」（2024年3月、環境省）を加工して作成

マイクロプラスチックの例

施策の方向性（2） 適正なごみ処理の推進

施策	主な取組
①分別協力度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別の徹底、習慣化の促進 ・指定の分別ができていないごみの排出者に対する指導の強化 ・事業系ごみの搬入検査による適正排出の推進 ・ごみの組成調査による分別実態の把握
②適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設及び最終処分場の適正管理・運転 ・中間処理施設の次期更新に向けた対応 ・災害発生時における災害廃棄物などの処理体制の整備

<主なコベネフィット>

環境分野

- ・ごみ出しの分別ルールを周知、徹底
- ・ごみの適正処理

焼却される廃棄物の量を削減

経済分野

- ・ごみ処理に係るコストの削減

社会分野

- ・適正処理による安全・安心・衛生的な居住環境の実現
- ・まちの美化

コラム

⑪ ごみを活用した工作

家庭ごみなどの目的外の再使用の例として、ごみを活用した工作が挙げられます。

家庭や学校などにおいて、ごみを捨てず新しい物に生まれ変わらせるごみを活用した工作を経験することで、家庭などから出るごみの種類や出てくる場所を知ること、分別・リサイクルすることの大切さなどを楽しく学ぶ機会になります。

〔ごみを活用した工作の例〕

- ・プラスチックごみを使った貝殻ストラップ
- ・トイレトペーパーの芯や牛乳パックを使った鉛筆立て
- ・ペットボトルキャップを使ったキーホルダー
- ・牛乳パックや段ボール箱を使った椅子
- ・牛乳パックを使った万華鏡



作品例：貝殻ストラップ
(プラスチックごみを活用)



作品例：鉛筆立て
(トイレトペーパーの芯を活用)

●市民・事業者に期待する役割

	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努める ・食品ロスを出さない調理、食事を心掛ける ・生ごみの水切りを習慣化する ・家具などは修理するなど、できるだけ長く使う ・排出ルールに従ってごみの分別を行い、資源リサイクルに協力する ・ごみの分別意識を高め、習慣化する ●買い物・外食のときなど <ul style="list-style-type: none"> ・商品の過剰な購入を控える ・食品ロスを出さない買い物や外食などを心掛ける ・マイバッグやマイボトル、マイ箸などを使用する ・フリーマーケットやリユースショップなどを活用する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化を進めるなど、資源の消費を抑える ・ごみと資源の分別を徹底する ・排出者処理責任を遂行する ●食品の販売、食事の提供において <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組む ・まだ食べられる食品の廃棄削減に取り組む ・必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める ●商品・サービスの販売、提供において <ul style="list-style-type: none"> ・買い物客のマイバッグ持参を支援する ・流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にする ・販売した製品のリサイクル回収を行う ・建設工事における廃棄物の発生を抑制する



資源拠点ステーション



家具リユース品無料譲渡

豊かな自然・多様な生物と人が共生する社会の形成

関連する
SDGs の目標



●めざすまちの姿

自然環境や、生物の多様性を保全し、暮らしや事業活動との調和を図ることで、自然からの恵みを持続的に享受しています。

●現状と課題

本市は、神宮林をはじめとした緑深い山々、清流宮川、五十鈴川、穏やかな伊勢湾など、豊かな自然風土に恵まれ、伊勢志摩国立公園の玄関口として魅力ある自然資源があふれています。

水環境については、市の市街地中心部を流れる勢田川は、かつて、三重県が公表している「公共用水域及び地下水の水質調査結果」において、「河川の汚れが目立つ水域（ワースト5）」にランクインしていましたが、近年改善傾向が見られています。今後も、引き続き未処理の生活排水などの影響による水質悪化を低減する取組を継続する必要があります。  [コラム⑬](#)

森林の保全については、みえ森と緑の県民税を活用し、防風林の保全や木材利用の促進を進めてきたところですが、新たに創設された森林環境譲与税を活用したさらなる取組が求められています。

一方、市域の北部から西部を中心に広がる農地においては、水稻のほか、青ネギ、イチゴ、バラなどのさまざまな農産物が生産されており、伊勢湾沿岸部では漁業が営まれ、農漁村集落の面影を残しています。しかし、高齢化、所得の低迷、生産資材などの高騰による経営の悪化などにより、農林水産業を選択する就業者が減少し、農地保全や水産資源の保全活動などへの影響が危惧されます。

自然災害の防止や景観形成、生物多様性の保全などの公益的機能を発揮するためにも、森林・農地の保全の取組が欠かせません。

また、自然は生物の生育・生息の場でもあり、私たちの暮らしは多様な生物の恵みに支えられています。私たちの社会全体を支える生態系サービスは過去 50 年間で劣化しており、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」に向けた行動が必要です。

 [コラム⑫](#)

多様な生物の生育・生息の場を保全するために、自然環境の保全、生物の生息域の把握、生物多様性に関する市民への意識啓発などの生物多様性に配慮した取組を強化する必要があります。

●市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1)自然環境・公益的機能の保全	①水環境の保全 ②森林環境の保全 ③農地環境の保全
(2)生物との共生	①多様な動植物の保全・回復 ②里地里山などの活用と社会課題の解決 ③自然とのふれあいの増進

●目標指標

項目	基準値	現状値	目標値
河川水質の環境基準達成率 (生物化学的酸素要求量)	100% (2019年度)	100% (2022年度)	100% (2029年度)
汚水処理人口普及率※ ¹	78.1% (2019年度)	87.4% (2023年度)	89.9% (2025年度)
森林経営の意向調査を実施した 面積(累計)	—	601ha (2023年度)	2,391ha (2029年度)
森林の間伐率※ ²	30.7% (2019年度)	36.7% (2023年度)	40.2% (2026年度)
遊休農地の割合※ ²	3.0% (2019年度)	2.7% (2023年度)	2.1% (2026年度)
市内産農産物のブランド化に向けた 取組への支援数(累計)※ ²	16件 (2019年度)	19件 (2023年度)	23件 (2026年度)
有害鳥獣の被害額※ ²	17,728千円 (2019年度)	16,646千円 (2023年度)	11,876千円 (2026年度)

※¹ 第2期伊勢市生活排水対策推進計画と符合する指標です。2026年度から2029年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

※² 第2次伊勢市農村振興基本計画と符合する指標です。2027年度から2029年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。



水質調査の様子



遊休農地の解消

近年、世界ではネイチャーポジティブの考え方が重視されています。ネイチャーポジティブとは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を阻止し、より良い状態に回転させることを意味します。社会や経済の発展により、私たちの生活はとても便利になりましたが、その過程で発生した公害や地球温暖化によって生態系が破壊され、さまざまな生物が絶滅の危機に追い込まれてきました。そこで、生態系の維持や自然環境の保護を積極的に行うことにより、生物多様性や自然の豊かさを活性化し、人間の社会経済活動の発展にもつなげることが可能な、自然と人間の双方にメリットを生み出すことができます。それを実現するためには、今までの自然環境保護策にプラスして、政治、経済、社会などの多様な視点からのアプローチを実施していくことが求められます。



出典：環境省ホームページ

ネイチャーポジティブと並んで世界で注目されているのが 30by30 目標です。

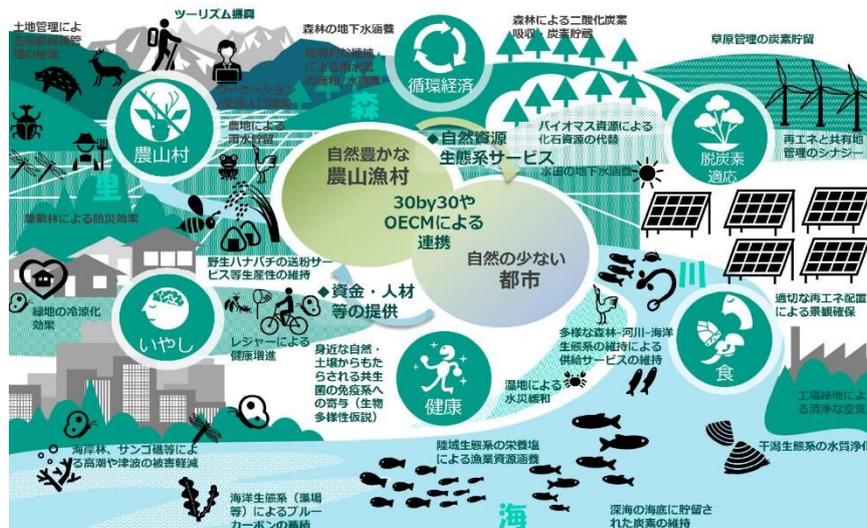
30by30 目標とは 2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として保全していく目標であり、生態系を健全に保護することは災害防止や自然資本を利用した社会経済活動の活発化など、私たちの生活により多くの豊かさをもたらしてくれます。

30by30 目標達成には、国立公園など既存の保護地域だけでなく、生物多様性が保全されている保護地域以外の地域を拡大し、管理することも必要になります。そこで日本では、一般企業などの民間組織によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定し、国際データベースに登録していく取組を推進し、30by30 目標達成を目指します。

〔自然共生サイトの例〕

企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林、屋敷林、緑道、都市内の緑地、都市内の公園、河川敷、建物の屋上など

出典：環境省ホームページより作成



出典：環境省ホームページを加工して作成

30by30 実現後の地域のイメージ

●市の施策内容

施策の方向性（1） 自然環境・公益的機能の保全

施策	主な取組
①水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・市内公共用水域（河川・海域）の水質調査の実施 ・堤防法面の除草など、河川の良い維持管理 ・流域関連公共下水道事業の整備推進 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・エコクッキング教室などの講習会などの開催
②森林環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・森林が持つ公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるための間伐などの適正管理支援 ・生活環境を守る海岸沿いの防風保安林など、公益的機能が高い森林を保全するための適切かつ効率的な害虫防除の推進
③農地環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手農家への農地集積などによる遊休農地の解消 ・景観植物の植栽などによる遊休農地の利用促進 ・地産地消の推進 ・市内産農産物の競争力強化に向けた取組の支援

<主なコベネフィット>

環境分野

- ・生活排水対策の推進
- ・森林が持つ公益的機能の保全
- ・遊休農地の解消
- ・地産地消の推進

良好な水環境・森林・農地の保全

経済分野

- ・地域の価値や魅力の向上
- ・地域産業の維持、振興
- ・地産地消・競争力強化による農作物の付加価値向上

社会分野

- ・良好な景観の維持
- ・快適な生活空間の形成
- ・土砂災害など、災害の防止

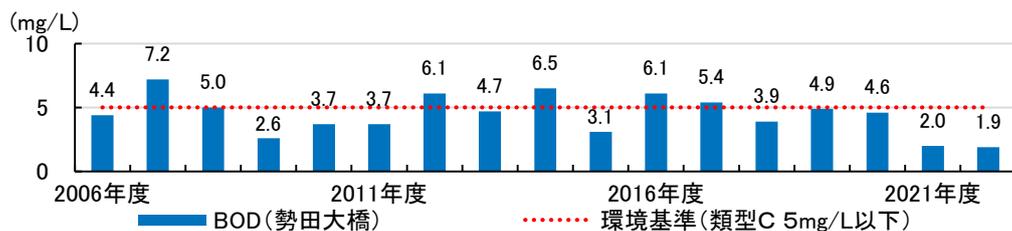
コラム

⑬ 勢田川の水質

伊勢市では市内公共用水域の水質調査を実施することにより水質汚濁状況を把握し、汚染の早期発見に努めています。

BOD（生物化学的酸素要求量（Biochemical oxygen demand））は、水中の微生物が有機物を分解する際に必要とする酸素量のこと、河川の汚れ度合いを示す指標に用いられています。この数値が低いほど、きれいな水であることを示します。

流域に総人口の約35%の人口が生活する勢田川の水質は、かつて、三重県内でも汚れが目立つ河川でしたが、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及が進み、近年では水質が改善傾向にあります。



出典：公共用水域及び地下水の水質調査結果（三重県ホームページ）より作成
勢田川のBODの推移

施策の方向性（2） 生物との共生

施策	主な取組
①多様な動植物の保全・回復	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系に配慮した河川などの整備 ・海岸保全活動の推進 ・外来生物による被害予防に関する情報提供・啓発  コラム⑮ ・動植物の生息・生育状況に関する現況把握  コラム⑭ ・生物多様性保全に関する学習機会などの提供 ・身近な自然環境（生物の生息場所や生態系ネットワークなど）の保全、管理の推進 ・自然共生サイトへの登録推進
②里地里山などの活用と社会課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・農村風景や動植物との出会い、山菜などの山の恵み、山並み景観など、公益的機能を有する里地里山の保全・活用活動の支援 ・公共施設などへの木材利用の推進 ・「伊勢市鳥獣被害防止計画」に基づき、捕獲体制の整備、侵入防止柵の設置、追い上げ（追い払い）活動などの、獣害に強い集落づくりの体制整備支援
③自然とのふれあいの増進	<ul style="list-style-type: none"> ・水生生物による水質調査などの自然とふれあえる野外環境学習の開催 ・自然とふれあえる護岸・親水公園・里山などを整備・充実 ・勢田川七夕大そうじなどの清掃・美化活動の開催 ・伊勢志摩国立公園の観光資源としての利活用

<主なコベネフィット>

環境分野

- ・生物多様性の保全
- ・里地里山の保全
- ・有害鳥獣が近寄りにくい集落づくり
- ・自然とのふれあいの増進

人と生物が共生する社会の実現

経済分野

- ・自然共生に取り組む企業の価値の向上
- ・農産物などの被害額の減少
- ・自然を生かしたまちの魅力向上

社会分野

- ・良好な景観の維持や快適な生活空間の形成
- ・自然とのふれあいによる健康の維持、増進
- ・協働の推進、地域コミュニティの醸成



外来生物（スクミリンゴガイ）



木材利用（下足入れ）



鳥獣被害対策（侵入防止柵の設置）

市内の動植物の生息状況を把握することを目的として、勢田川の生物調査を実施しており、近年では、国又は三重県のレッドデータブックに記載のある種も確認されています。

〔姫之橋付近で見られる生き物〕



〔松尻川合流部付近で見られる生き物〕



〔一色大橋付近で見られる生き物〕



〔河口付近で見られる生き物〕



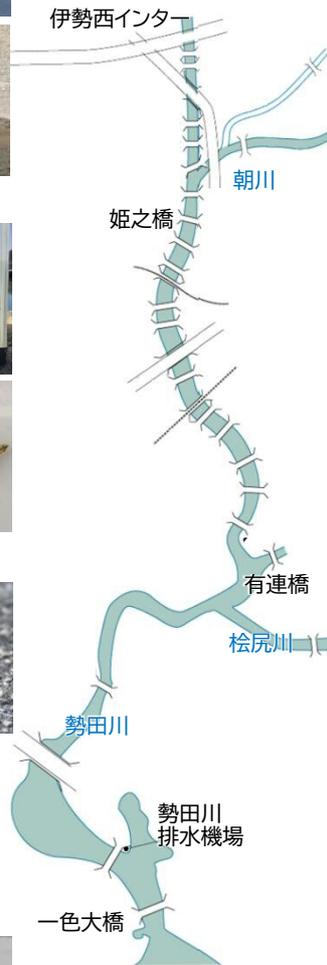
〔伊勢西インター付近で見られる生き物〕



〔有連橋付近で見られる生き物〕



〔勢田川排水機場付近で見られる生き物〕



生物調査の様子

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によってほかの地域から入ってきた生物のことを外来種といいます。外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種といいます。

生態系は、長い期間をかけて食う・食われるといったことを繰り返し、微妙なバランスの下で成立しています。ここに外から生物が侵入してくると、生態系だけでなく、人間や、農林水産業まで、幅広く悪影響を及ぼす場合があります。

〔外来種の生態系への影響〕

- ・捕食：在来種を食べること
- ・競合：在来種の生息・生育環境を奪ったり、餌の奪い合いをすること
- ・遺伝的攪乱：近縁の在来種と交雑して、雑種をつくること

〔外来種の人々の生命・身体への影響〕

- ・例：毒を持つ外来種に刺されたり、かまれたりする危険など

〔外来種の農林水産業への影響〕

- ・例：農林水産物を食べたり、畑を踏み荒らされるなど

外来種による被害を予防するためには、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の原則を心に留め、適切な対応をすることが大切です。

〔外来種被害予防三原則〕

- ・入れない：生態系などへの悪影響を及ぼすかもしれない外来種は、むやみに非自然分布域に「入れない」ことがまず重要です。
- ・捨てない：すでに非自然分布域に入っており、飼っている外来種がいる場合は、野外に出さないために絶対に「捨てない」ことが必要です。
- ・拡げない：野外で外来種が繁殖してしまっている場合は、少なくともそれ以上「拡げない」ことが大切です。

出典：環境省ホームページより作成

三重県内では、近年、アライグマが県内のほとんどの地域で分布しており、主に果樹やスイカ、トウモロコシ、イチゴなどで農業被害が発生しています。

そのほかにも多くの特定外来生物や生態系被害防止外来種が確認され、特にオオクチバス、オオキンケイギク、ヌートリアなどは、生態系や在来の生物の脅威となっており、生息環境の競合による希少種の駆逐などが県内各地で問題となっています。

さらに、近年では輸入された物品などに付着してヒアリが侵入した事例が県内でも確認されるなど、生活環境への影響が懸念されています。

伊勢市でも、市内の動植物の生息状況を把握することを目的として、生物調査を実施しており、条件付特定外来生物であるミシシippアカミガメが確認されています。そのほか、植物の特定外来生物であるオオキンケイギクも市内で確認されていますが、まちづくり協議会などで駆除活動を実施し、生息数を減少させた地域もあります。



空地に繁茂するオオキンケイギク



駆除活動実施後

写真提供：東大淀地区まちづくり協議会

●市民・事業者に期待する役割

	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・食器などに付着した油汚れは拭き取ってから洗うなど、水を汚さないよう心掛ける ・地域の緑化・植樹活動に参加する ・食材などの地産地消を心掛ける ・生き物を大切にする ・外来生物の有害性、環境への影響について理解し、外から持ち込んだり地域へ放したりしない ・自然観察会への参加など、動植物や身近な自然にふれあう ・地域の自然環境や生物多様性に配慮した植栽を取り入れる ・既存木の保全に配慮する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に努める ・地域や行政が行う緑化活動や、みどりの維持管理活動へ参加・協力する ・事業所内のみどり空間を開放するなど、地域と一緒に楽しめる活動を行う ・地域の農林水産物の地産地消を図り、地場産業の発展と環境保全に貢献する

コラム

⑩ 農産物の環境負荷低減の「見える化」の取組

農林水産省では、持続可能な食料システムを構築するため、食料システム全体での環境負荷低減の取組や、国民理解の醸成に向けて環境負荷低減の取組の「見える化」を推進しています。

「みえるらべる」は、農産物に付けられるもので、生産段階における「温室効果ガス削減への貢献」や「生物多様性の保全※」の取組を分かりやすく等級レベルで表示するものです。

生産者の環境負荷低減の努力が消費者に伝わるとともに、消費者は、環境負荷の少ない農産物を選択することができます。

対象品目は、米、野菜、果実など23品目で、2024（令和6）年3月から本格運用が始まりました。

※生物多様性の保全の評価は米限定です。



みえるらべる

出典：農林水産省ホームページより作成



(2003年撮影)



(2023年撮影)



勢田川ウォッチング

勢田川七夕大そうじ

歴史・文化の薫る、 快適に暮らせるまちの形成

関連する
SDGsの目標



●めざすまちの姿

生活環境の保全を通じて、健康で安全・安心な暮らしが確保されています。また、地域の特性に応じた景観の形成、自然や食文化の保全によって、歴史・文化が継承され、まちが持続的に発展しています。

●現状と課題

伊勢は、神宮がご鎮座するまちとして、世界に誇れる歴史・文化などの資源を数多く有し多くの観光客が訪れます。伊勢の歴史・文化資源は神宮の中にあるだけでなく、伊勢のまちなかで感じられることが大切であり、発信していく必要があります。

本市が持続的に発展していくためには、本市の利益だけでなく、伊勢志摩地域、定住自立圏域などの枠組みで、周辺の地域と連携しながら、互いにメリットのある関係性を築いていくことが求められています。

身近な生活環境問題としては、空き地・空き家における雑草の繁茂などの苦情や、犬猫などのペット飼育マナー、公害、不法投棄、路上喫煙などによる環境への悪影響についての相談が多く寄せられており、一人一人の意識向上が課題となっています。

水資源は、限りある地域共有の財産であり、将来にわたってその恵みを市民が享受できるようにする必要があります。水資源の健全な循環を維持・回復していくために、水源地の保全といった水量・水質両面からの対策を推進していくことが求められています。

●市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1)快適で潤いのある生活環境の保全	①住環境の向上 ②水資源供給の推進 ③美しく潤いのある空間づくり ④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
(2)歴史的・文化的環境の保全	①伊勢の文化の保全・継承 ②良好な景観の形成

●目標指標

項目	基準値	現状値	目標値
空き家などの除却・管理済等件数(累計) ^{※1}	813件 (2019年度)	1,829件 (2023年度)	2,429件 (2026年度)
水源の水質事故件数 ^{※2}	0件 (2019年度)	0件 (2023年度)	0件 (2028年度)
地場産物の食育体験教室を実施する学校の数(累計) ^{※3}	—	11校 (2023年度)	75校 (2027年度)

※1 第2期伊勢市空家等対策計画と符合する指標です。2027年度から2029年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

※2 伊勢市水道事業ビジョンと符合する指標です。2029年度の目標値は、同ビジョンにおいて当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

※3 第4次伊勢市食育推進計画と符合する指標(2023年度～2027年度の5年間における実施学校数の累計)です。2028年度から2029年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。



配水場(宮川配水池)



花のあるまちづくり



観光バリアフリー



地域の食(蓮台寺柿)

●市の施策内容

施策の方向性（1） 快適で潤いのある生活環境の保全

施策	主な取組
①住環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う騒音などの適正管理 ・騒音などに関する環境基準に基づく指導・啓発 ・空家バンク制度などによる空き家の流通・活用、管理不全空家などの解消など、空き家などの対策の推進  コラム17
②水資源供給の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地及び配水場における水質検査の実施 ・農業を営む上で必要な用水などを確保するための水源確保
③美しく潤いのある空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づく空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て防止対策などの快適な環境づくりの実施 ・路上喫煙禁止区域における路上喫煙の防止 ・不法投棄の防止 ・除草やごみ拾いなどの環境美化活動の促進 ・ペットの飼育マナーの啓発 ・犬猫の無秩序な繁殖を抑制する取組の支援 ・市民参加による「花のあるまちづくり」の推進 ・まちなかにおける緑化の推進 ・公園緑地の適切な維持管理  コラム18 ・放置自転車などの撤去・処分などの対策の実施 ・公共トイレの整備など、快適な観光環境の整備推進
④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間・公共施設のバリアフリー化設備などの整備推進 ・公共施設におけるユニバーサルデザインに配慮した設計の実施 ・障がい者サポーター制度などのソフト事業の実施 ・観光バリアフリー情報の発信

<主なコベネフィット>

環境分野

- ・水質汚濁、大気汚染、騒音などの公害対策を実施
- ・空き家対策の推進
- ・生活衛生環境に関する意識向上を推進
- ・水資源の確保

良好な生活環境の維持、増進

経済分野

- ・空き家を有効活用した地域活性化、市場への流通促進
- ・水資源確保による安定した農業経営

社会分野

- ・市民の健康的で快適な暮らし
- ・弱者にやさしいまちづくり
- ・安全・安心に暮らせる居住環境の実現
- ・憩いの空間の確保



路上喫煙禁止区域啓発の様子



インクルーシブな遊具

コラム

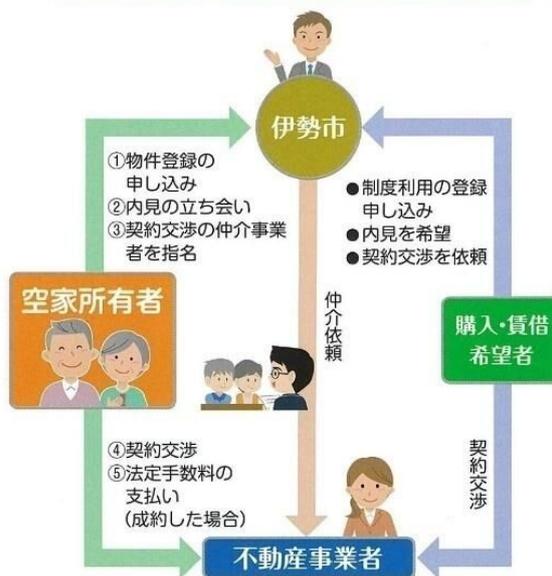
⑰ 伊勢市空家バンク制度

空家バンク制度は、市内の空き家の活用及び流通を促進するために、空き家を売りたい・貸したい所有者と、買いたい・借りたい方を引き合わせ（マッチング）するものです。

利活用の方法については、住宅としての用途に限らず、地域の活動拠点や社会福祉施設、子育て支援施設など、幅広く利活用の希望を募っています。

空き家などの発生抑制や管理不全な空き家などの解消とともに、移住の促進など、地域の活性化を図っています。

登録の申し込みから成約までの流れ



コラム

⑱ まちなかの緑地

街路樹や公園のみどりは、美しい景観の形成や向上、微気象の調整、大気汚染の防止などの機能があるといわれています。

また、緑陰による快適な歩行空間の形成や、植物からの蒸散による冷却効果を生かしたクールスポットの形成など、暑熱対策への寄与が期待されます。

さらに、地域の生態系に配慮した在来種や、餌となる植物を植栽したり、大規模な樹林地と近接性を持って植栽することで、鳥や飛翔性のある昆虫などの生態系ネットワーク[※]の拠点や、生息地として機能することが期待され、生物多様性の保全につながります。

※生態系の拠点の適切な配置やつながりのことです。生態系ネットワークの形成は、生き物の生息に十分な規模の「核となる地域」と、それを取り巻く「緩衝地域（核となる地域の外部との相互影響を軽減する地域）」を適切に配置、保全するとともに、生物の分散や移動を可能にし、種や遺伝的な多様性を保全するため、これらの生物の生息・生育地をつなげる「生態的な回廊」を確保することを基本としています。



伊勢市駅周辺



岡本公園

施策の方向性（2） 歴史的・文化的環境の保全

施策	主な取組
①伊勢の文化の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的・文化的資産の保存・継承・活用 ・地域ならではの特徴を持つさまざまな自然や生活文化、食などの資源の発掘、発信 ・地産地消や食育を通じた食文化の継承 ・伊勢志摩国立公園の自然保護の推進
②良好な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型の景観保全活動の推進 ・「伊勢市景観計画」の推進 ・電線類の地中化の推進

<主なコベネフィット>

環境分野

- ・歴史・文化的資産や食文化の継承
- ・良好な景観の形成

歴史・文化の息づくまちの形成

経済分野

- ・地域の価値や魅力の向上
- ・伊勢らしさを生かした観光誘客の促進

社会分野

- ・市民の健康的で快適な暮らし
- ・協働の推進、地域コミュニティの醸成
- ・郷土への関心の向上



オヤネザクラ（伊勢市指定 天然記念物）



初穂曳



電線類を地中化したまちなみ



郷土料理を取り入れた給食

●市民・事業者に期待する役割

	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・殺虫剤や農薬などは、適切に使用し、化学物質の放出・漏出を抑える ・野焼き、騒音、振動、悪臭などによる近隣への影響を発生させないように心掛ける ・ポイ捨てをしないなど、マナーの向上を心掛ける ・不法投棄を防止するため土地を適正管理する ・地域の美化活動へ参加する ・生け垣や家庭菜園など、身近なみどりを育てる ・街路樹や公園のみどりを大切にする ・花とみどりのイベントに参加する ・地域の歴史・文化などに対する理解を深め、景勝地や景観資源などの保全を心掛ける
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・揮発性有機化合物（VOC）排出の少ない材料などを利用し、大気汚染の発生を抑制する ・化学物質を適正に管理し、排出削減を図る ・建設工事などによる騒音・振動などの発生を抑制する ・公害関連の法令を遵守する ・屋上緑化・壁面緑化、生け垣設置など、事業所内の身近な緑化を進める ●CSR 活動において <ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境美化を促進する活動へ参加・協力する ・市内の景勝地や景観資源などの保全に協力する



ごみゼロ早朝清掃



市民による景観形成の取組

環境保全に取り組むための基盤づくり

関連する
SDGs の目標



●めざすまちの姿

市民、事業者及び民間団体との協働による地域づくり・人づくりが進み、一人一人に、環境を守る意識が定着し、自らが考え行動できるような、環境文化の根付いたまちになっています。

●現状と課題

地球温暖化や自然破壊など、地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が緊急かつ重要な課題となる中、持続可能な社会づくりに自主的、積極的に取り組む担い手を育む教育・啓発が求められるとともに、家庭や事業所、地域の取組へとつなげていく必要があります。

本市では、環境学習の機会として、環境フェアなどのイベントや、雑がみ分別チャレンジなどの体験型プログラムなど、多様な機会の創出を図るとともに、事業所や大学などとの連携により、地域が有する人材・学習教材などを活用した内容の多角化などを行っています。また、学校教育においては、子どもたちが自らの問題として捉えて、一人一人が自分にできることを考え、実践することにつながる環境教育に取り組んでいます。

地域における環境保全活動については、住民や団体などのさまざまな主体による清掃活動や花の植栽活動などの活動が実施され、地域の環境改善とともに地域のつながりを育む機会となっており、さらに発展・拡大していくことが期待されています。

●市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1)環境教育・環境学習の充実	①環境教育・学習・啓発の充実 ②環境教育などを推進する体制づくり
(2)環境保全活動の促進	①市民・団体による環境保全活動の促進 ②事業者による環境保全活動の促進 ③市民・事業者・行政の連携・協働

●目標指標

項目	基準値	現状値	目標値
市が主催又は事業所や大学などと連携して学校・幼稚園・保育所・こども園で実施した環境教育の実施回数	47回 (2019年度)	56回 (2023年度)	90回 (2029年度)
環境教育における事業者との連携協定数	3社 (2019年度)	5社 (2023年度)	10社 (2029年度)
ボランティア清掃ごみ袋の配布数 	—	715枚 (2023年度)	1,300枚 (2029年度)



⑱ ボランティア清掃ごみ袋

伊勢市では、清掃活動を、個人又は少人数で、気持ちよくかつ連帯感を持って実施していただけるように「ボランティア清掃ごみ袋」を配布しています。

日頃の散歩時や休日の時間における一人あるいは少人数による清掃活動で、多くの方に利用していただいています。

〔配布方法〕

環境課（市役所本庁）、ごみ減量課（西豊浜町）、各総合支所生活福祉課の窓口で配布します。

〔そうじ後の袋の取扱い〕

ボランティア清掃ごみ袋に入れた燃えるごみは、各地区の収集日にごみ集積所に出していただきます。



ボランティア清掃ごみ袋

●市の施策内容

施策の方向性（1） 環境教育・環境学習の充実

施策	主な取組
①環境教育・学習・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題やその対策について考える機会の充実 ・自然観察などの体験学習の機会の充実 ・市民に向けた出前講座による環境学習の推進 ・市ホームページや広報いせを活用した情報発信の強化 ・学校における環境教育の充実 ・稲作、漁業関連施設の見学などの農水産業体験の機会の充実
②環境教育などを推進する体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者との連携による環境教育・環境学習の推進 ・環境教育・環境学習の機会に対する講師や施設の情報提供

<主なコベネフィット>

環境分野

- ・環境学習の機会の提供
- ・事業者の取組を生かした環境教育の提供
- ・環境関連情報を得られる環境の整備

市民全体の環境意識向上

経済分野

- ・環境に配慮した製品の需要の増加、普及
- ・事業所 CSR 活動の推進

社会分野

- ・家庭における環境に配慮した生活の実践と未来を担う人づくり
- ・多様な学びの創出
- ・生涯にわたる学びの機会の提供



ごみに関する出前講座



水産教室

施策の方向性（2） 環境保全活動の促進

施策	主な取組
①市民・団体による環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による自主的な環境配慮活動の促進 ・自治会やまちづくり協議会などによる環境保全活動の促進
②事業者による環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が実施する生物多様性活動や清掃活動との連携・支援 ・環境マネジメントシステムなどに関する情報提供
③市民・事業者・行政の連携・協働  	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市環境会議などの協働事業の推進 ・各主体間の情報共有・連携の促進

<主なコベネフィット>

環境分野

- ・市民・事業者などとの協働による環境保全への取組の推進

地域環境への関心の醸成

経済分野

- ・地域の事業者及び事業活動に対する理解の向上
- ・就業人材の確保

社会分野

- ・地域の魅力向上
- ・環境保全活動などを通じた健康の増進
- ・協働の推進、地域コミュニティの醸成



海岸清掃活動



伊勢市環境会議の活動

本市では、出前講座やイベントなど、伊勢市環境会議をはじめ、市民・事業者・行政などが協働して多くの環境教育や環境保全活動などを実施しています。

〔伊勢市環境会議〕

伊勢市環境会議は、市の環境保全・環境意識の向上を目的に、市民や企業の代表者、行政などにより2013（平成25）年4月に発足しました。

毎月の定例会において会員が知恵を出し合い、協力して啓発事業などを行っています。

また、市内の幼稚園・保育所・こども園で紙芝居やエプロンシアターなどを活用した出前講座を実施しています。



〔皇學館大学との連携による環境教育〕



皇學館大学と市は、文化・教育・学術などの分野で相互に機能向上を図るとともに、地域の活性化と人材の育成を図ることを目的に、2008（平成20）年7月11日に連携協定を締結しています。

環境分野における連携として、教育学部生物学ゼミ及び理科教育学ゼミによる、小学校での昆虫を活用した出前講座などを実施しています。

〔事業者における環境教育〕

事業者においては、事業者自らの企画による環境教育などが社会貢献活動として実践されており、各事業者が有する人材・学習教材となりうる資料の提供などの協力をいただくことで学習環境の充実を図るため、環境教育に関する協定書を締結しています。

協定に基づき、市内の小中学校向けに環境出前講座などを実施しています。



●市民・事業者に期待する役割

	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 日々の生活において ・ 環境に関する本や記事などを読むことで環境に関する理解を深める ・ 「勢田川七夕大そうじ」、「二見浦海岸清掃」、「花のあるまちづくり」など、地域の環境の維持管理や、清掃・美化活動などに取り組む ・ 環境教育・学習プログラム、講習会、イベントなどへ参加する ・ 環境監視員、地球温暖化防止活動推進員として登録し、活動する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 日々の業務において ・ 環境に配慮した経営に取り組む ・ ISO14001、M-EMS（三重県環境マネジメントシステム認証制度）などの環境マネジメントシステムを導入し、環境への取組を進める ・ 環境配慮技術・製品の開発や製造など、新たな環境ビジネスにチャレンジする ● CSR 活動において ・ 環境教育・学習プログラム、講習会、イベントなどへ参加・協力する ・ 地域住民向けの環境講座などを実施する ・ 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習や環境活動を実施する ・ 環境に関する情報提供を行う（環境報告書などの作成・公表など）

第4章 伊勢市地球温暖化防止実行計画

(1) 事務事業編・区域施策編に共通する基本事項

●計画改定の背景

人間の活動で排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出によって引き起こされる地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題の一つとされています。世界では、すでに平均気温の上昇や雪氷の融解、海面水位の上昇などが観測されており、また、熱中症などの健康への影響や、農作物への甚大な被害など、健康面や経済面への影響も生じています。日本でも強い台風や集中豪雨などの極端な気象現象が毎年のように観測されています。

このような中、「パリ協定」では、世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃未満に抑えるための努力を追求することが掲げられました。また、SDGsにおいても、気候変動対策が17の目標の一つ（目標13：気候変動に具体的な対策を）として位置付けられています。

パリ協定を受けて気候変動に対する国際的な動きが加速しており、多くの国が2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「カーボンニュートラル」を表明しています。日本でも2020（令和2）年10月、菅首相（当時）が国会における所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2021（令和3）年6月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、パリ協定・2050年カーボンニュートラルなどを踏まえた基本理念が新設されるとともに、同年10月には「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという目標が掲げられました。

また、三重県は、2019（令和元）年12月、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、2021（令和3）年3月に「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定しましたが、国のカーボンニュートラルの動向を受け、2023（令和5）年3月に計画を改定しました。

本市においても、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す自治体として、2022（令和4）年10月10日に「ゼロカーボンシティいせ」を表明しました。今後、市民・事業者などとの連携を図りながら、より一層の取組を進める必要があります。 [こちら](#)

本市は、2022（令和4）年10月に「ゼロカーボンシティいせ」を表明し、2050年度には温室効果ガス排出量を、全体としてゼロ※にすることを目指しています。

※二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。

ゼロカーボンシティいせ ～脱炭素な伊勢市の実現をめざして～

伊勢市は、神宮林や朝熊ヶ岳をはじめとする豊かな緑、“清流”宮川・五十鈴川、白砂青松の名勝二見浦、波穏やかな伊勢湾など自然環境に恵まれ、古来、伊勢の地は「美し国」と呼ばれてきました。先人たちが守り育ててきた、この豊かな自然を後世に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

一方、地球規模での環境問題がクローズアップされている今日、一人ひとりが環境を意識し、資源やエネルギーを大切にす持続可能な循環型社会を目指していくことが求められています。また、近年、頻発する大規模な自然災害や異常高温などの要因となっている地球温暖化への対応は「待ったなし」の状況にあり、我が国においては、温室効果ガス排出を全体として実質ゼロにする2050年カーボンニュートラルを目標に掲げ、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。

伊勢市はこれまで、住宅・公共施設への太陽光発電システムの導入、エコドライブの推進、電気自動車の普及、電気バスの導入支援、学校での環境教育など、様々な地球温暖化対策の取組を進めてきました。今後は、脱炭素社会の実現に向け、これまでの取組はもとより、再生可能エネルギーの導入、脱炭素型のライフスタイルや事業活動の実践、温室効果ガスの吸収源対策を広げていくために、行政のみならず、市民、事業所、あらゆる関係団体との連携を図りながら、より一層の取組を進めてまいります。

私たちは、この地に暮らす者の責務として、市民力を結集し2050年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティいせ」をここに表明します。



2022年10月10日

伊勢市長 鈴木 健一

●計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、「伊勢市地球温暖化防止実行計画」（以下「本実行計画」という。）として策定するものです。

本実行計画は、市の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減などに関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」と、市域における温室効果ガスの排出の削減などに関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を合わせたものです。

本実行計画は、本市の特性に応じた温室効果ガス排出量の削減のための取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス排出削減目標とともに、目標達成のために取り組むべき施策と取組を示すものです。

●計画の期間

本実行計画の期間は、環境基本計画と同じ2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までとします。

なお、国の目標を考慮し、基準年度を2013年度、目標年度を2030年度と設定します。

また、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ、環境基本計画の見直しに合わせて本実行計画を見直すこととします。

●計画の範囲

本実行計画の範囲は、環境基本計画と同様に伊勢市全域とします。

●対象とする温室効果ガス

本実行計画において対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で定める7種類を対象とします。

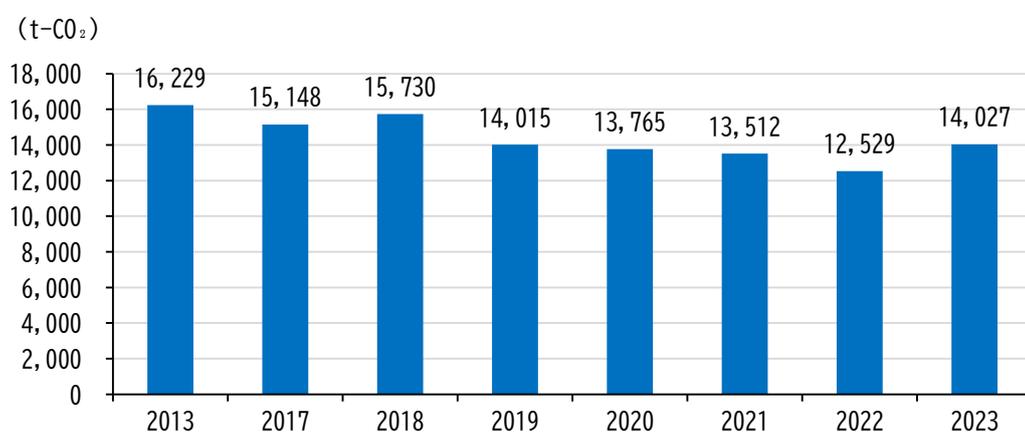
- ①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④ハイドロフルオロカーボン
- ⑤パーフルオロカーボン ⑥六ふっ化硫黄 ⑦三ふっ化窒素

(2) 事務事業編

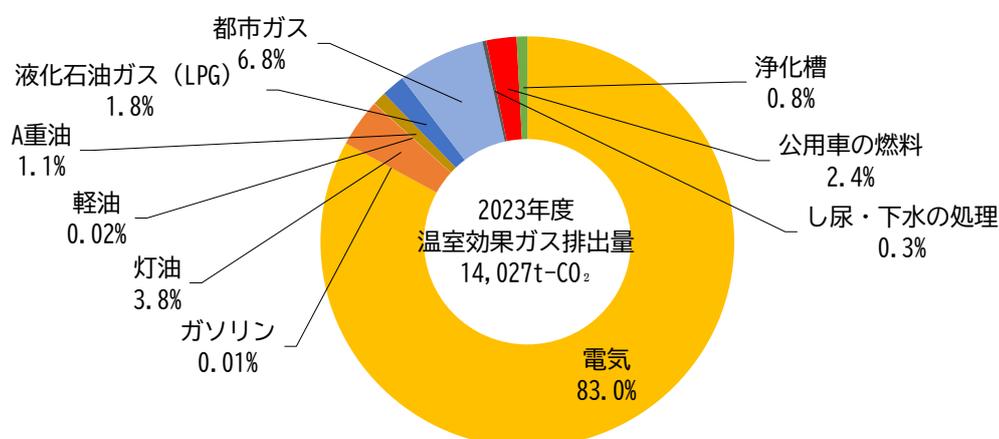
●市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の現況

本市の事務事業における温室効果ガス排出量は、省エネルギーの取組、燃料転換・電化、電力排出係数の低減などにより、基準年度の2013年度から直近の2023（令和5）年度までに約2,200 t-CO₂（約13.6%）削減しています。原因別の排出量の構成比は、電気が約80%を占めています。

なお、本実行計画における事務及び事業による温室効果ガス総排出量の算定範囲は、市が行う全ての事務事業（上下水道事業を含む。）及び市が所有する全ての施設（公用車などの付属物や指定管理者制度により管理運営する施設を含む。）を対象とし、病院や議会事務局などにおいても、市役所と同一又は隣接する施設に入居している場合は、当該施設全体を対象とします。



※電力の排出係数は調整後の値を使用
事務事業における温室効果ガス排出量の経年変化



本市の事務事業における温室効果ガス排出量の原因別の構成比（2023年度）

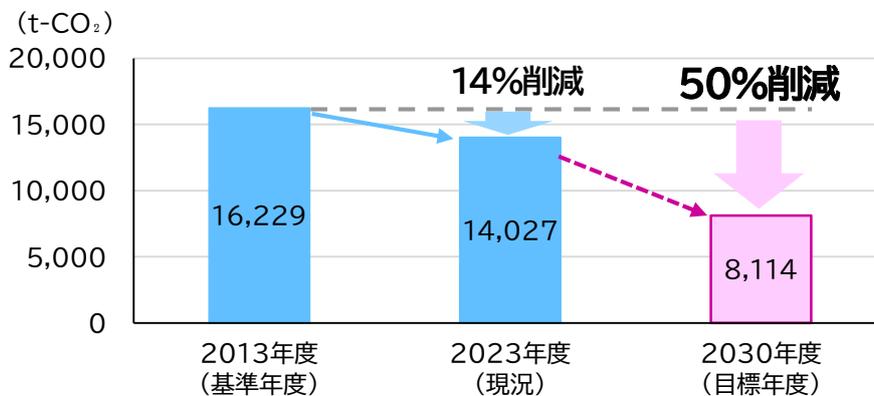
●市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、2021（令和3）年10月に改定した「地球温暖化対策計画」において、2030年度の国内の温室効果ガス総排出量を2013年度比で46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという目標を掲げています。この目標達成に向け、政府として率先実行することが必要な状況にあるとの認識の下、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（2021（令和3）年10月22日閣議決定）では、「2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減する」という目標を掲げています。

本市においても、国の削減目標の趣旨を踏まえた率直的な取組の実施が期待されていることから、本実行計画では、政府実行計画の目標に準じた「温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で50%削減する」ことを目標とします。

《市の事務及び事業における温室効果ガス削減目標》

2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比 **50%削減** する。



●市の事務事業における地球温暖化対策

本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、以下の取組を実行します。

●電気、燃料の使用量の抑制

【電気使用量の削減】

- ・倉庫、更衣室、会議室、廊下、トイレなどの照明は、使用時のみ点灯します。
- ・昼休みは、来庁者の多い職場を除き、消灯に努めます。
- ・OA 機器は、省エネモードや自動電源 OFF 設定を活用するとともに、一定以上の時間使わない場合は電源を落とすよう努めます。
- ・冷暖房時の室温の適正化（冷房 28℃、暖房 19℃）に努めます。
- ・職員のエレベーター及び自動ドアの使用を控えます。

【公用車の燃料使用量の削減】

- ・公用車の駐車時の不要なアイドリングの停止、急発進や急加速、空ぶかしを控えるなど、環境に配慮した運転方法（エコドライブ）を徹底します。
- ・出張時には公共交通機関を優先的に利用し、同じ方面の場合は公用車に相乗りします。
- ・公務時の近距離移動手段として徒歩、自転車の利用に努めます。
- ・ウェブ会議を活用し、公用車利用の抑制に努めます。

●省エネ効果の高い設備などへの更新

- ・市の公共施設の新設、改築などに当たっては、温室効果ガスの排出削減のため、環境負荷を軽減し、省エネルギーに配慮した設計と設備・機器などの導入に努めます。
- ・空調設備などの設置に際しては、エネルギー効率の高い機器を導入します。
- ・照明については、LED 照明やセンサー式照明など、消費電力の少ない設備への計画的な更新を行います。
- ・公用車の更新や新規購入に当たっては、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車など）の導入を進めます。

●再生可能エネルギーの導入

- ・市が保有する建築物及び土地への太陽光発電設備の導入を進めます。
- ・再エネの有効利用及びレジリエンス強化のため、蓄電池の導入を進めます。
- ・市の公共施設において、再生可能エネルギー電力の調達を進めます。

●その他の事務及び事業に当たっての温室効果ガスの排出削減などへの配慮

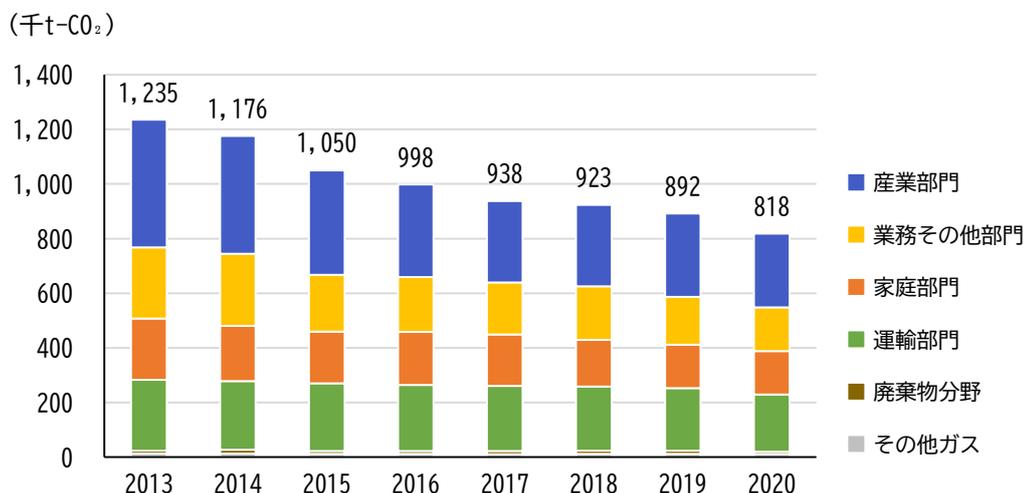
- ・用紙類の使用量を削減するため、両面印刷、集約印刷、会議の配布資料の簡素化やタブレット端末使用など、ペーパーレス化を進めます。
- ・「ノーマイカー・デー」を周知し、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推奨します。
- ・庁舎などにおけるリサイクルの徹底により廃棄物を減量します。
- ・プラスチックごみの削減に向け、リサイクルの徹底及びマイボトル・マイカップの運動を推進します。
- ・市の公共施設の新設、改築などに当たっては、地域材を優先した木造化や木質化を図ります。

(3) 区域施策編

●市域における温室効果ガス排出量の現況

本市の2020(令和2)年度の温室効果ガス排出量※は約818千t-CO₂であり、2013年度以降、エネルギー使用量の減少、電力排出係数の低減などにより、年々減少傾向にあります。2020(令和2)年度における温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門が全体の3割程度を占めており、そのうちの大部分が製造業からの排出となっています。

※2020年度における温室効果ガス排出量は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する、製造業の生産量の減少や、旅客及び貨物輸送量の減少などに伴うエネルギー消費量の減少など、平常時とは異なる減少要因が含まれており、経年の傾向とは異なっています。



市域における温室効果ガス排出量の経年変化

●市域における温室効果ガス排出量の将来推計（2030年度）

●現状趨勢ケース

現状趨勢ケースとは、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量の推計値で、2030年度の温室効果ガス排出量は、約868千t-CO₂であり、2013年度比で約30%削減する見込みです。

現状趨勢ケースにおける温室効果ガス排出量

ガス・部門		基準年度	現況	現状趨勢ケース	
		2013年度 排出量 (千t-CO ₂)	2019年度※ 排出量 (千t-CO ₂)	2030年度 排出量 (千t-CO ₂)	2013年度比 増減率
二酸化炭素	産業部門	467	305	305	-34.7%
	業務その他部門	261	176	176	-32.7%
	家庭部門	224	159	140	-37.4%
	運輸部門	259	229	226	-12.8%
	廃棄物分野	11	12	10	-7.6%
メタン・一酸化二窒素		13	12	11	-12.7%
合計		1,235	892	868	-29.7%

※2020年度における温室効果ガス排出量は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する平常時とは異なる温室効果ガス排出量の減少要因が含まれているため、2019年度を現況値としました。

●対策ケース

対策ケースは、削減対策を実施した場合の温室効果ガス排出量の推計値で、「電力排出係数の低減」、「市と国などとの連携による削減対策」、「再生可能エネルギーの導入」、「市による廃棄物の削減対策」を見込んでいます。

対策ケースで見込んだ温室効果ガス排出量削減対策

削減対策の項目	
電力排出係数の低減	電力排出係数の低減による削減見込量 (2019年度：0.43 kg-CO ₂ /kWh→2030年：0.25 kg-CO ₂ /kWh)
市と国などとの連携による削減対策	国が2030年に温室効果ガス排出量2013年度比46%削減を達成するために実施する対策による削減見込量 
再生可能エネルギーの導入	伊勢市における再生可能エネルギーポテンシャルに基づき導入が進んだ場合の削減見込量
市による廃棄物の削減対策	廃棄物の焼却量減少による削減見込量

対策ケースにおける温室効果ガス排出量

(千 t-CO₂)

ガス・部門	2013年度	2030年度					2030年度 対策ケース 排出量 ①-(②+③+④+⑤)	2013年度比 増減率	
	基準年度 排出量	現状趨勢 ケース 排出量	電力排出係 数の低減 削減量	市と国などの 連携による 削減対策 削減量	再生可能 エネルギー の導入 削減量	市による 廃棄物の 削減対策 削減量			
		①	②	③	④	⑤			
二酸化炭素	産業部門	467	305	45	19	3	-	238	-49%
	業務その他部門	261	176	53	18	3	-	101	-61%
	家庭部門	224	140	38	19	2	-	82	-63%
	運輸部門	259	226	3	18	0	-	205	-21%
	廃棄物分野	11	10	-	-	-	5	5	-55%
メタン・一酸化二窒素	13	11	-	1	-	-	10	-21%	
合計	1,235	868	139	75	8	5	641	-48%	

※端数処理を行っているため合計値が合わない場合があります。



② 市と国などとの連携による削減対策の例

国などとの連携による削減対策の主な取組の例は、以下のとおりです。

【産業部門】

- ・省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進
- ・燃料転換の推進
- ・FEMS（工場のエネルギー管理システム）を利用した徹底的なエネルギー管理の実施

【業務その他部門】

- ・建築物の省エネルギー化
- ・高効率な省エネルギー機器の普及
- ・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上
- ・BEMS（ビルのエネルギー管理システム）の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施

【家庭部門】

- ・住宅の省エネルギー化
- ・高効率な省エネルギー機器の普及
- ・HEMS（住宅のエネルギー管理システム）・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施

【運輸部門】

- ・次世代自動車の普及、燃費改善等
- ・公共交通機関及び自転車の利用促進
- ・脱炭素型ライフスタイルへの転換

【メタン・一酸化二窒素】

- ・農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策

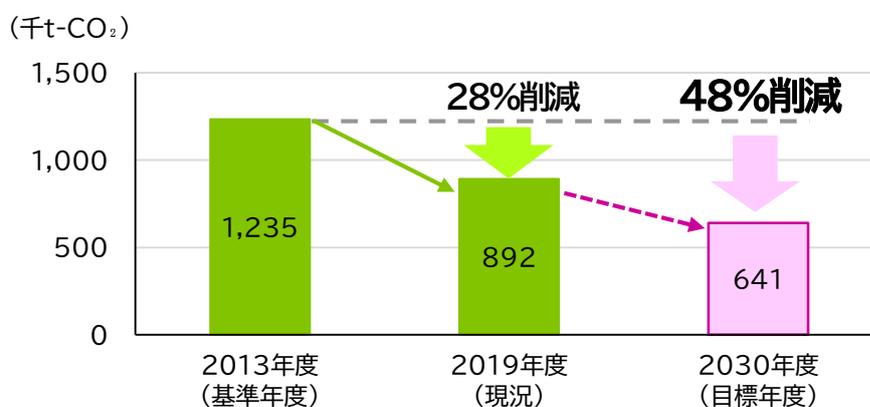
●市域における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、2050年カーボンニュートラルを踏まえ、2021（令和3）年10月に「地球温暖化対策計画」を策定しており、この中で中期目標として、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減することを目指しています。

本市においては、今後、温室効果ガス排出量を削減する対策を積極的に実施することで、2013年度比で48%の削減が見込まれています。そのため、国の目標を上回る、「温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で48%削減する」ことを目標とします。

《市域における温室効果ガス削減目標》

2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比 **48%削減** する。



●地球温暖化の防止に関する取組

市域の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、「第3章(2)施策の推進」に掲載している事項のうち、地球温暖化防止に関係するものを推進します。

●再生可能エネルギーの利用の促進

【伊勢市の取組】

- ・ 公共施設への太陽光発電設備などの再生可能エネルギー機器の導入
- ・ 住宅などの太陽光発電設備及び蓄電池の設置を促進
- ・ 関係法令及び三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインなどに基づく地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入
- ・ 未利用の再生可能エネルギーの導入検討  コラム⑳

【市民の取組】

- ・ 太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを導入する
- ・ HEMS(住宅のエネルギー管理システム)、家庭用燃料電池、蓄電池などを導入し、エネルギーを効率的につくり、蓄え、使う

【事業者の取組】

- ・ 再生可能エネルギーを積極的に導入する
- ・ 環境負荷の小さい電力を調達する

コラム

㉓ 家庭における太陽光発電の利用

戸建て住宅で、5kWの太陽光発電設備を導入した場合、約6,000kWh/年^{※1}の年間発電電力量が見込まれます。この電力を、全て家庭の電気機器で利用した場合、暮らしから排出される温室効果ガスを、約2,580kg-CO₂^{※2}削減することにつながります。



〔家庭で使用する電気機器の年間消費電力量の例^{※3}〕

蛍光灯(電球型)	1台	約24 kWh/年	12Wの蛍光灯、1日当たりの平均点灯時間が約5.5時間の場合
蛍光灯(シーリングライト)	1台	約140 kWh/年	68Wの蛍光灯器具、1日当たりの平均点灯時間が約5.5時間の場合
テレビ	1台	約200 kWh/年	液晶テレビ4K・50インチ以上、1日当たりの平均視聴時間が約5.1時間の場合
冷蔵庫	1台	約280 kWh/年	間冷式、内容積501リットル以上の場合
エアコン	1台	約680 kWh/年	冷房能力2.2kW(6畳)の場合

- ※1 年間発電電力量(kWh/年) = 設備容量(kW) × 設備利用率(%) × 24(時/日) × 365(日/年)
設備利用率 = 13.7% (出典に掲載された太陽光発電(10kW未満)の値を使用した)
出典: 「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」(2016年12月, 経済産業省 調達価格等算定委員会)
- ※2 温室効果ガス排出量(kg-CO₂) = 年間発電電力量(kWh/年) × 電力排出係数(kg-CO₂/kWh)
電力排出係数 = 0.43(kg-CO₂/kWh) (中部電力ミライズ(株)基礎排出係数 2019年度実績)
- ※3 「省エネ性能カタログ2023年版」(経済産業省 資源エネルギー庁)を参考に作成

●省エネルギー対策の推進

【伊勢市の取組】

- ・ 公共施設における省エネ効果の高い設備などへの更新
- ・ 家電など、家庭で使われる機器の購入や買い替えの機会を捉え、高効率機器への選択・転換の促進
- ・ 電気自動車などの普及促進
- ・ 省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルの促進
- ・ 事業所における省エネ診断などの促進
- ・ 公共施設における電気、燃料、用紙などの使用量の抑制
- ・ エコドライブの普及促進
- ・ 自転車の利用機会を拡大
- ・ みえエコ通勤デーの啓発などによる公共交通の利用を促進

【市民の取組】

- ・ 省エネルギーや環境に配慮した行動を心掛ける
- ・ 打ち水や緑のカーテンなどを取り入れ、暑さを和らげる工夫をする
- ・ 時間指定や受取場所指定の利用、宅配ボックスの設置など、宅配の再配達を削減する受け取り方を選択する
- ・ 駐停車時のアイドリングストップ、発進時のふんわりアクセルなど、エコドライブに努める
- ・ 省エネ性能が高く、環境負荷の少ない建築材や空調機器、照明器具、家電製品などを選択する
- ・ 車の買い替え時には電気自動車やハイブリッド自動車などを選択する

【事業者の取組】

- ・ 打ち水の実施や緑のカーテンの育成など、身近な暑さ対策を行う
- ・ 冷暖房の温度を適正に設定し、クールビズ・ウォームビズを実施する
- ・ 効率の良い配送や運送に努める
- ・ エネルギーマネジメントを実施し、エネルギー使用量の把握と省エネルギーに努める
- ・ カーボン・オフセットなどの制度を活用し、温室効果ガス排出量削減を図る
- ・ 駐停車時のアイドリングストップ、発進時のふんわりアクセルなど、エコドライブに努める
- ・ 移動するときは、環境負荷の少ない自動車を利用する
- ・ オフィス機器は、省エネタイプの物を導入する
- ・ 高効率な空調設備、照明機器などを導入し、設備機器を適切に維持管理する
- ・ BEMS（ビルのエネルギー管理システム）を導入する
- ・ 買い替えるときは、環境負荷の小さい自動車を選択する

●脱炭素型のまちづくりの推進

【伊勢市の取組】

- ・「伊勢市立地適正化計画」に基づく拠点となる地域への機能集約と活性化
- ・連節バスを使用した BRT（バス高速輸送システム）導入などによる公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進
- ・鉄道、バスなどの公共交通の利用促進
- ・観光交通渋滞対策の推進
- ・電気バスの利用促進
- ・自転車を利用しやすい道路、駐輪場などの整備の推進
- ・森林・農地の保全、都市緑化などの推進による吸収源対策
- ・公共施設などへの木材利用の推進
- ・まちなかにおける緑化の推進
- ・公園緑地の適切な維持管理

【市民の取組】

- ・徒歩・自転車・公共交通機関などを利用する
- ・地域の緑化・植樹活動に参加する
- ・生け垣や家庭菜園など、身近なみどりを育てる
- ・街路樹や公園のみどりを大切にする

【事業者の取組】

- ・徒歩・自転車・公共交通機関などを利用する
- ・連節バスを使用した BRT（バス高速輸送システム）導入などによる公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進
- ・駅のバリアフリー化などの機能向上
- ・屋上緑化・壁面緑化、生け垣設置など、事業所内の身近な緑化を進める

●資源循環型まちづくりの推進

【伊勢市の取組】

- ・ごみを出さないライフスタイルやビジネススタイルへの転換の推進
- ・「食品ロス」削減に関する広報活動の推進
- ・事業者などと連携した「食品ロス」削減への取組の推進
- ・プラスチックごみの排出抑制のためのマイバッグ、マイボトルなどの推進
- ・リユースショップ、フリーマーケット、バザーなどの利用促進
- ・粗大ごみの再利用の推進
- ・生ごみ処理機を利用した生ごみの減量化、堆肥化の支援
- ・雑がみの分別の推進
- ・自治会などによる集団回収の促進
- ・プラスチックごみなどの資源化の促進
- ・再生利用品の購入、使用の促進
- ・ごみ分別の徹底、習慣化の促進
- ・指定の分別ができていないごみの排出者に対する指導の強化
- ・事業系ごみの搬入検査による適正排出の推進
- ・ごみの組成調査による分別実態の把握

【市民の取組】

- ・ライフスタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努める
- ・食品ロスを出さない調理、食事を心掛ける
- ・生ごみの水切りを習慣化する
- ・家具などは修理するなど、できるだけ長く使う
- ・排出ルールに従ってごみの分別を行い、資源リサイクルに協力する
- ・ごみの分別意識を高め、習慣化する
- ・商品の過剰な購入を控える
- ・食品ロスを出さない買い物や外食などを心掛ける
- ・マイバッグやマイボトル、マイ箸などを使用する
- ・フリーマーケットやリユースショップなどを活用する

【事業者の取組】

- ・ペーパーレス化を進めるなど、資源の消費を抑える
- ・ごみと資源の分別を徹底する
- ・排出者処理責任を遂行する
- ・食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組む
- ・まだ食べられる食品の廃棄削減に取り組む
- ・必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める
- ・買い物客のマイバッグ持参を支援する
- ・流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にする
- ・販売した製品のリサイクル回収を行う
- ・建設工事における廃棄物の発生を抑制する

コラム

②④ 廃棄物エネルギーによる脱炭素の取組

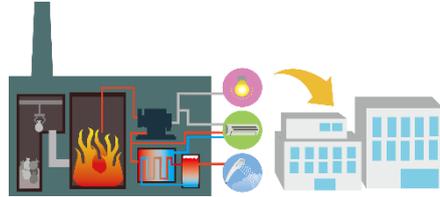
温室効果ガスの排出量を削減するためには、石油などの化石燃料や化石燃料由来のエネルギーの使用量を減らす必要があります。

その一つの方法として、廃棄物処理施設で発生した熱を、蒸気や温水、電気として、有効に利用することが考えられます。

例えば、廃棄物処理施設で発生した熱を利用して作られた温水を、近隣の温水プールや浴場で利用したり、排熱をハウス栽培に活用したりする事例があります。

また、自治体とエネルギー会社などの共同出資による「自治体新電力会社」を設立し、廃棄物処理施設で発生した熱を利用して発電した電気を買取り、公共施設で利用する取組を実施する自治体もあります。

廃棄物処理施設の発電の一部は、バイオマス由来の再生可能エネルギーなので、その活用は脱炭素社会の実現につながります。



コラム

②⑤ エネルギーの地産地消

エネルギーの地産地消とは、地域内で生産した電気などのエネルギーを、地域内で消費する取組のことです。この取組は、非常時のエネルギー確保や、温室効果ガスの排出量削減などの効果が期待されています。

また、地域のポテンシャルに応じた形で、再生可能エネルギーなどの「地域活用電源」を育成するとともに、発電によって得られる電気や熱、収益をさまざまな地域課題の解決や地域貢献に生かしていくことや、エネルギーの流出及び地域外への資金の流出を防ぎ、地域内で資金を回して、地域産業の振興・雇用の創出・地域の魅力向上につなげていくことで、地域活性化が期待されます。

出典：経済産業省ホームページより作成

デコ活とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容やライフスタイル変革を強力に後押しするための、新しい国民運動です。

デコ活では、今から約10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する「新しい豊かな暮らし」を提案しています。



●デコ活アクション一覧

【まずはここから】

- ・電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
- ・こだわる楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）
- ・感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べ切り、食材の使い切り）
- ・つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に）

【ひとりでCO₂が下がる】

- ・高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
- ・環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
- ・太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる

【みんなで実践】

- ・クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
- ・ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
- ・地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
- ・できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
- ・はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
- ・宅配便は一度で受け取る

出典：環境省ホームページ

第5章 伊勢市気候変動適応計画

(1) 基本事項

●計画策定の背景

【緩和と適応】

近年、世界中で集中豪雨や干ばつ、熱波、寒波などの異常気象による災害がさまざまな形で発生しており、これらは地球温暖化によるものと考えられています。

わが国においても全国的に気温の上昇や大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加などの気候変動の影響はすでに現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

地球温暖化による被害を回避又は低減するために備える取組を「適応策」といいます。「緩和策」は二酸化炭素の排出を抑制し、気候変動を最小限にするための取組ですが、「適応策」は気候変動の影響に対し、自然や社会の在り方を調整する取組です。

仮に、二酸化炭素排出量を直ちに大幅に削減できたとしても、気候変動とさまざまな分野にもたらされるその悪影響は直ちには止まることはありません。

緩和とは？
原因を少なく

2つの
気候変動対策

適応とは？
影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ (Light bulb, power button)
- エコカーの普及 (Bicycle, electric car)
- 再生可能エネルギーの活用 (Solar panel, wind turbine)
- 森林を増やす (Trees)
- 温室効果ガスを減らす (CO2 cloud with downward arrow)

適応策の例

- 熱中症予防 (Sun, water bottle, hat)
- 災害に備える (Dam, house, trees)
- 水利用の工夫 (Water tap)
- 感染症予防のため虫刺されに注意 (Mosquito)
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培 (Fruit, plants)

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

緩和と適応

【気候変動適応計画の策定】

2018（平成30）年に気候変動適応法が施行されたことで、適応策の法的位置付けが明確化され、国・地方公共団体・事業者・国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。気候変動適応法第12条では、都道府県及び市町村において地域気候変動適応計画の策定が努力義務とされ、自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動への「適応策」が求められています。

国は、2021（令和3）年に新たな「気候変動適応計画」を閣議決定しました。さらに、2023（令和5）年には法改正により、熱中症対策が追加されました。

国の「気候変動適応計画」は、気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指すことを目標としており、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7分野について、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。



日本における気候変動適応の主要7分野

こうしたことから、今後の地球温暖化対策は、引き続き「緩和策」を進めることも重要ですが、顕在化してきている気候変動への「適応策」も併せて進めていく必要があります。

本計画では、適応策を講じていくに当たって、国の「気候変動影響評価報告書」及び三重県の「三重県地球温暖化対策総合計画」などを活用して、気候変動における影響の現状と将来予測される影響の整理や気候変動における影響評価を行い、その課題に対して回避・軽減するための地域の特性に応じた適応策を推進します。

●計画の位置付け

本計画は、「気候変動適応法」第 12 条に基づき、「伊勢市気候変動適応計画」（以下「本適応計画」という。）として策定するものです。

●計画の期間

本適応計画の期間は、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までとします。

なお、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ、環境基本計画の見直しに合わせて本適応計画を見直すこととします。

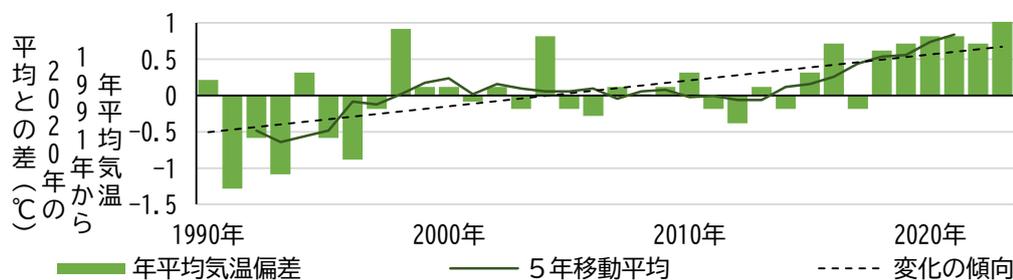
●計画の範囲

本適応計画の範囲は、環境基本計画と同様に伊勢市全域とします。

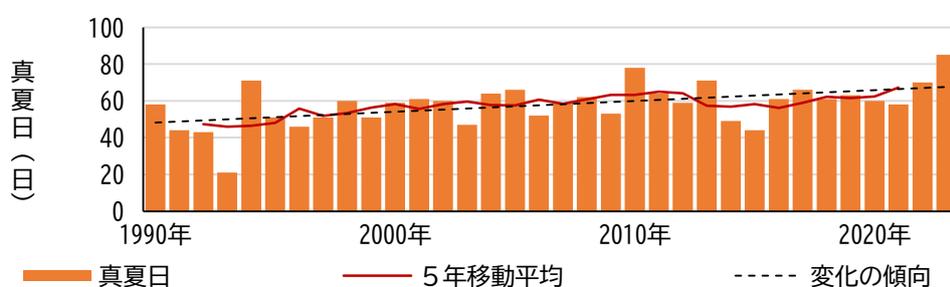
(2) 三重県の気候の変化

● 気温

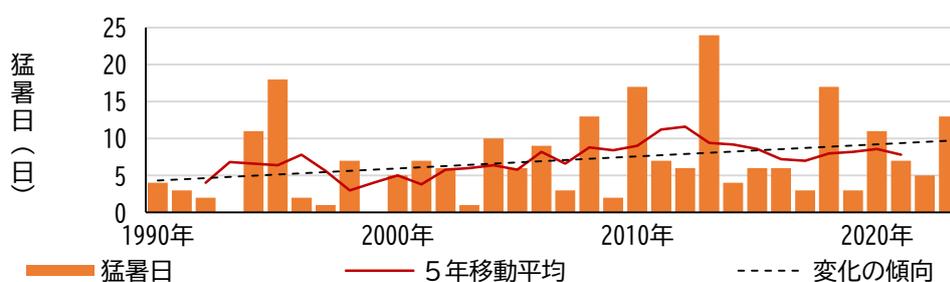
伊勢市の年平均気温は高くなる傾向にあり、真夏日及び猛暑日の日数も増加傾向にあります。



出典：過去の気象データ・ダウンロード（気象庁ホームページ）より作成
伊勢市の年平均気温の偏差（1990年～2023年）



出典：過去の気象データ・ダウンロード（気象庁ホームページ）より作成
※ 真夏日：最高気温が30℃以上の日
伊勢市の真夏日の日数（1990年～2023年）



出典：過去の気象データ・ダウンロード（気象庁ホームページ）より作成
※ 猛暑日：最高気温が35℃以上の日
伊勢市の猛暑日の日数（1990年～2023年）

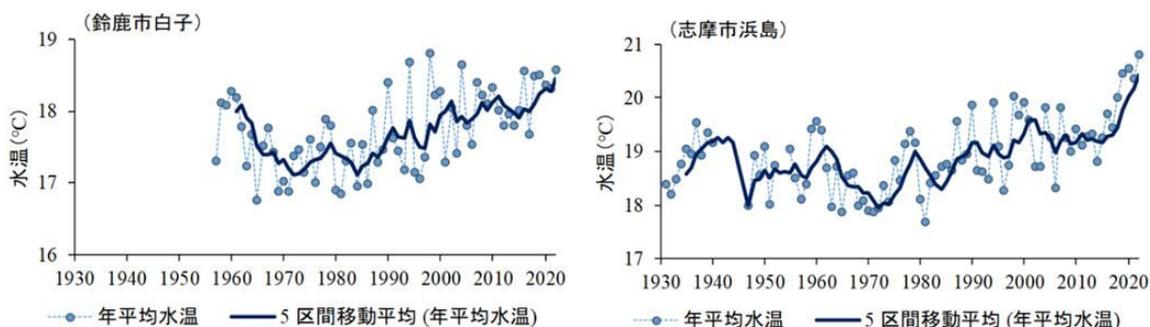
また、三重県における 21 世紀末の年平均気温は、20 世紀末に比べて、約 1.3℃～4.2℃上昇し、猛暑日の年間日数は、5日～30日程度増加すると予測されています。

	RCP2.6 シナリオ	RCP8.5 シナリオ
年平均気温	約 1.3℃上昇	約 4.2℃上昇
猛暑日の年間日数	5日程度増加	30日程度増加

出典：三重県の気候変動（令和 4 年 3 月津地方気象台・東京管区気象台）
※RCP2.6 シナリオ：厳しい対策により、温室効果ガスの排出量を大幅に削減した場合のシナリオ
※RCP8.5 シナリオ：厳しい対策をとらずに、温室効果ガスの排出を続けた場合のシナリオ

●海水温

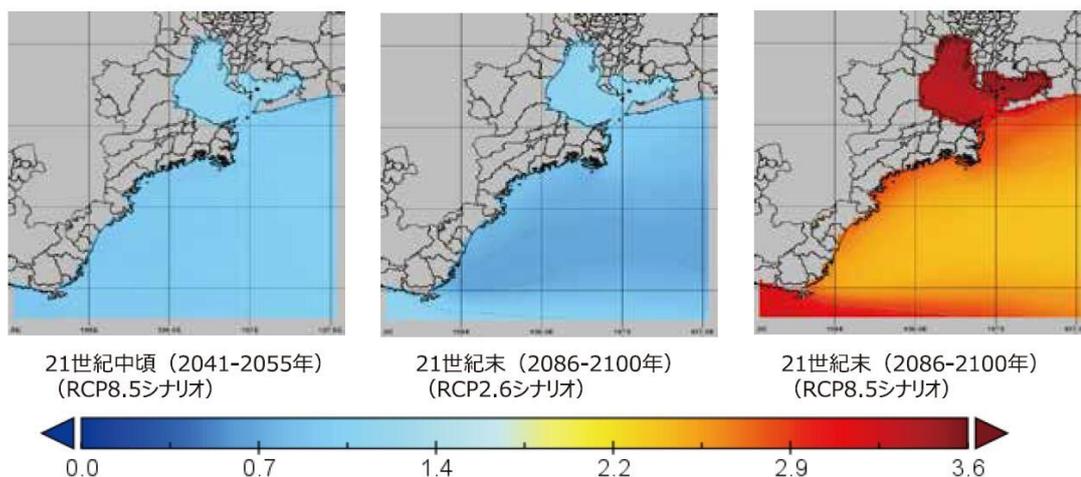
三重県沿岸の海面付近の年平均水温は上昇する傾向にあります。



出典：三重県水産研究所

三重県沿岸の海面付近の年平均水温

また、このまま温室効果ガスを排出し続けた場合、21世紀末には、三重県沿岸の海水温が、基準年（1991年～2005年）と比べて2℃～3℃以上、上昇すると予測されています。

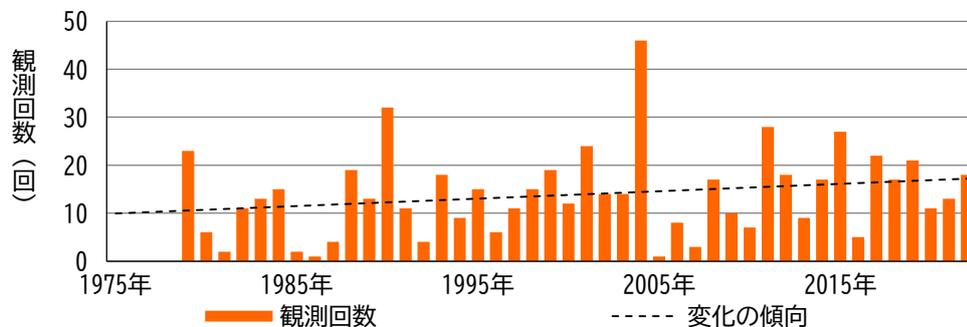


出典：これからどうなる 三重の海とさかな（令和5年2月、三重県気候変動適応センター）
 ※RCP2.6 シナリオ： 厳しい対策により、温室効果ガスの排出量を大幅に削減した場合のシナリオ
 ※RCP8.5 シナリオ： 厳しい対策をとらずに、温室効果ガスの排出を続けた場合のシナリオ

三重県沿岸の平均水温の変化（1991年～2005年を基準とした上昇幅）

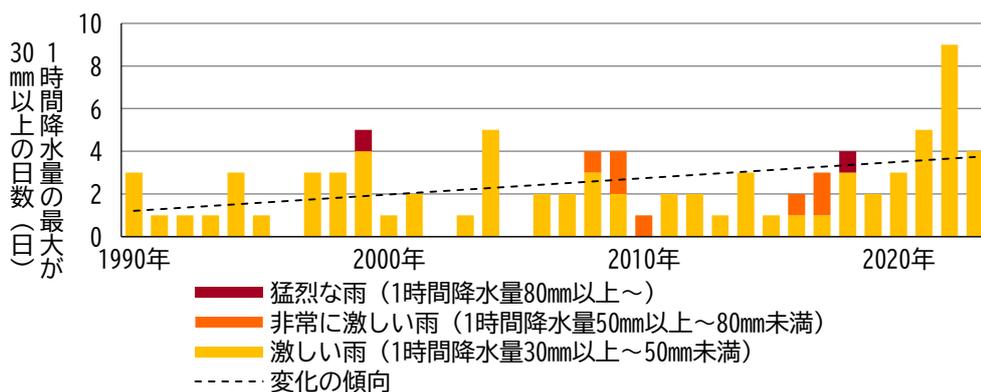
●降水量

三重県の1時間降水量50mm以上の年間観測回数は、増加しており、伊勢市における激しい雨の発生日数も増加する傾向にあります。



出典：三重県の気候変動（令和4年3月津地方気象台・東京管区気象台）より作成
 ※三重県内20地点当たりの1時間降水量50mm以上の年間観測回数（1979年～2022年）

三重県の1時間降水量50mm以上の年間観測回数



出典：過去の気象データ・ダウンロード（気象庁ホームページ）より作成
 ※小俣気象観測所の1時間降水量の最大が30mm以上の日数を示す（1990年～2023年）

伊勢市の激しい雨の発生日数

また、三重県における21世紀末の短時間強雨の頻度は、20世紀末に比べて、約1.5倍～約1.7倍に増加すると予測されています。

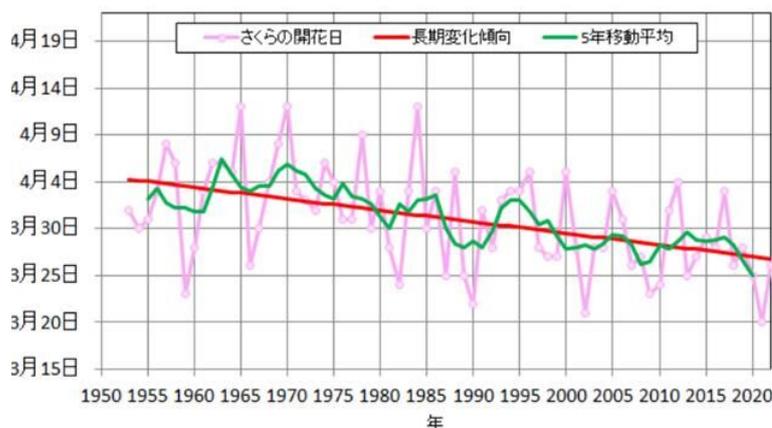
	RCP2.6 シナリオ	RCP8.5 シナリオ
短時間強雨（1時間降水量50mm以上）の降る頻度	約1.5倍に増加	約1.7倍に増加

出典：三重県の気候変動（令和4年3月津地方気象台・東京管区気象台）
 ※RCP2.6シナリオ：厳しい対策により、温室効果ガスの排出量を大幅に削減した場合のシナリオ
 ※RCP8.5シナリオ：厳しい対策をとらずに、温室効果ガスの排出を続けた場合のシナリオ

●生物季節

津地方気象台では津偕楽公園のソメイヨシノを標本木として、桜の開花時期の経年変化を観測しています。桜の開花は、標本木の花が5～6輪開いた状態で開花となります。

津偕楽公園における桜の開花は50年につき6日ほど早くなっています。

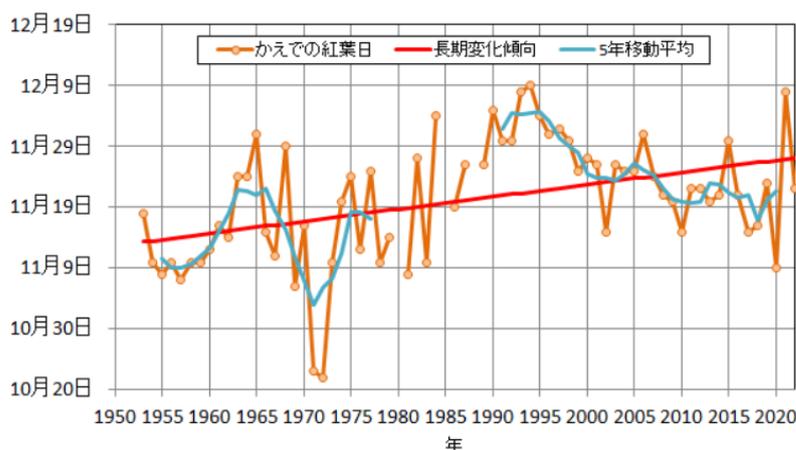


出典：津地方気象台

津の桜（ソメイヨシノ）開花日の変化

また、津地方気象台では津偕楽公園のイロハカエデを標本木として、かえでの紅葉時期の経年変化を観測しています。かえでの紅葉は、標本木全体を眺めたとき、葉の大部分が紅色になり、緑色がほとんど認められなくなった状態で紅葉となります。

津偕楽公園におけるかえでの紅葉は50年につき10日ほど遅くなっています。



出典：津地方気象台

津のかえで（イロハカエデ）紅葉日の変化

(3) 気候変動の影響と主な適応策

●本市で優先的に対策を進めるべき分野

伊勢市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たって、以下の2つの観点から、伊勢市が今後重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

- (1)三重県の「三重県地球温暖化対策総合計画」において気候変動の影響と適応策が示された項目のうち、国の「気候変動影響評価報告書」において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、伊勢市に存在する項目。
- (2)伊勢市において、気候変動によると考えられる影響がすでに生じている、あるいは伊勢市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

選定した分野・項目は以下のとおりです。

分野	大項目	小項目	国(県)の評価			選定理由
			重大性	緊急性	確信度	
農業・水産業	農業	水稻	○	○	○	(1)
		野菜等	◇	○	△	(2)
		果樹	○	○	○	(1)
		病害虫	○	○	○	(1)
		農業生産基盤	○	○	○	(1)
	水産業	増養殖業等	○	○	△	(2)
水環境・水資源	水資源	水供給(地表水)	○	○	○	(1)
自然生態系	陸域生態系	野生鳥獣の影響	○	○	□	(2)
	その他	生物多様性	○	○	○	(1)
自然災害・沿岸域	河川	洪水・内水	○	○	○	(1)
	沿岸	高潮・高波	○	○	○	(1)
	山地	土石流・地すべり等	○	○	○	(1)
健康	暑熱	熱中症等	○	○	○	(1)
産業・経済活動	観光業	生物季節・暑熱・自然災害	◇	○	○	(2)

【重大性】○：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる

【緊急性】○：高い △：中程度 □：低い

【確信度】○：高い △：中程度 □：低い

●分野別の影響と主な適応策の方向性

本項目では、三重県の「三重県地球温暖化対策総合計画」において示された気候変動の影響と将来予測及び伊勢市で現在確認されている気候変動の影響について整理し、気候変動の影響に適応するための主な取組の方向性を示しています。

農業・水産業

●農業（水稲）

【これまでの影響と将来予測される影響】

近年、夏期の高温の影響を受け、コメの品質低下が起きています。

三重県では、将来、田植えの時期を変更するとコメの収量は増加するものの、高温によるコメの品質低下は避けられない場合があるという予測があります。

【三重県の適応策】

高温によるコメの品質低下への対策として、耐暑肥^{※1}の施用などや高温登熟性^{※2}に優れる品種「三重23号」、「なついろ」の普及を進めます。

水資源の減少に対する取組として、畑作物の計画的な導入を進めます。

※1 暑さ対策として肥料を追加すること。

※2 高温条件下でも米の外観・品質が低下しにくい性質のこと。

【伊勢市の適応策】

- ・気候変動に適応した品種及び生産技術などの開発普及についての情報収集を行うとともに、県などと協力して市民などへの周知を図ります。

●農業（野菜等）

【これまでの影響と将来予測される影響】

三重県では、収穫期の異常な前進（キャベツやブロッコリー、ハクサイ、イチゴなど）と、イチゴにおいては、炭疽病（たんそびょう）などによる生育不良や果実品質の低下が報告されています。

【三重県の適応策】

イチゴについては、高温でも花芽分化への影響を受けにくい早生性で、かつ炭疽病に対する抵抗性が高い「かおり野」の普及を進めるとともに、さらに炭疽病の被害を軽減できる種子繁殖型品種の開発を進めます。

【伊勢市の適応策】

- ・気候変動に適応した品種及び生産技術などの開発普及についての情報収集を行うとともに、県などと協力して市民などへの周知を図ります。

●農業（果樹）

【これまでの影響と将来予測される影響】

三重県では、ナシで発芽不良、カキで着色不良、うんしゅうみかんで着色不良・浮皮・果実の日焼けへの影響が報告されています。将来に生じる三重県への影響については、うんしゅうみかんの栽培適地が変化するという予測があります。

【三重県の適応策】

ナシの発芽不良対策として、発芽促進剤の散布や元肥^{※1}の施用時期を変更し、春先に化成肥料散布の実施を進めます。カキの着色不良対策として、環状剥皮^{※2}の実施を進めます。うんしゅうみかんの日焼け対策として、伸縮性のある果実袋の被覆、炭酸カルシウム剤の散布及びマイクロスプリンクラーによるミストかん水、浮皮対策として有効な植物生育調整剤などの活用を進めます。

※1 落葉果樹では、春先の生長のために養分を補う肥料のこと。

※2 幹や枝の樹皮を、環状に剥ぐこと。

【伊勢市の適応策】

- ・気候変動に適応した品種及び生産技術などの開発普及についての情報収集を行うとともに、県などと協力して市民などへの周知を図ります。

●農業（病害虫）

【これまでの影響と将来予測される影響】

近年の暖冬などの影響により、国内では、ミナミアオカメムシやスクミリンゴガイの越冬可能な地域が広がり、分布域が徐々に拡大しています。

県内でも、ミナミアオカメムシによる大豆への食害被害や、スクミリンゴガイによる水稻への食害被害が確認されており、今後も越冬個体数の増加や分布域の拡大により被害が拡大することが予測されています。

【三重県の適応策】

斑点米カメムシ類の増加対策として、薬剤防除や畦畔管理、発生状況調査に基づく情報発信を行います。

【伊勢市の適応策】

- ・ミナミアオカメムシやスクミリンゴガイなどの病害虫の防除対策について、県などと連携して情報収集・情報発信を行います。

●農業（農業生産基盤）

【これまでの影響と将来予測される影響】

農業生産基盤に影響を与える降水量については、年降水量が多い年と少ない年を繰り返している一方で、集中豪雨が増加しています。

三重県でも農地・農業用施設で台風・豪雨などによる被害を受けています。また、高温による水稻の品質低下などへの対応として田植え時期や用水時期の変更など水資源の利用方法にも影響が生じています。

将来に生じる影響については、集中豪雨の増加による湛水被害、濁水による農業用水の取水への影響などの増大が予測されています。

【三重県の適応策】

農村における安全で安心な暮らしを守るため、防災重点ため池の豪雨・耐震化対策を計画的かつ早急に進めるとともに、耐震調査やハザードマップを活用した防災訓練などの促進や適正な維持管理に努めます。

集中豪雨などによる農業・農村の被害を防止するため、標準耐用年数を超過した排水機場などの老朽化対策として、早急なハード整備を行うとともに、管理体制の強化を図ります。

【伊勢市の適応策】

- ・県と連携して農業用パイプラインの更新整備及び給水栓整備を推進します。
- ・農業用排水機場の老朽化対策（更新・修繕）を進めます。

●水産業（増養殖業等）

【これまでの影響と将来予測される影響】

養殖ノリの種付け時期の遅れ、赤潮の長期化や有毒プランクトンによる貝類の毒化などが起きています。

三重県では伊勢湾の表層水温の上昇により、黒ノリ養殖の期間が短縮しています。

【三重県の適応策】

気候変動に対応した育種による藻類（ノリ類）の品種改良、新たな品種に適した養殖技術の普及に向けた支援に取り組めます。

【伊勢市の適応策】

- ・漁協が実施する水産資源の維持・増大を目的とした種苗放流などの取組に対する支援を行います。

●水資源（水供給：地表水）

【これまでの影響と将来予測される影響】

集中豪雨や大雨が増加している一方、年降水量の変動が大きくなっており、無降水、少雨が続くことなどにより、取水が制限されるような渇水被害が国内で生じています。将来に生じる影響については、北日本と中部山地以外では近未来（2015-2039年）から渇水の深刻化が予測されています。

三重県では、たびたび渇水が発生していますが、1994年夏に発生したような異常渇水は、その後発生していません。

【三重県の適応策】

水の安定供給に向けて、既存水源の安定的な確保に取り組みます。また、水の有効利用や節水への取組を促進するため、水の貴重さや重要性について関心を高め、理解を深めるための啓発活動を実施します。

【伊勢市の適応策】

- ・水資源の重要性について理解を深めてもらうため、市民などに対する意識啓発活動を実施します。
- ・伊勢市ではこれまで渇水は発生していないが、有事に応急給水活動が迅速かつ円滑に行えるよう、応急給水体制を整備します。

自然生態系

●陸域生態系（野生鳥獣の影響）

【これまでの影響と将来予測される影響】

国内では、野生鳥獣の分布拡大によって、農作物、造林木や水産資源などへの被害などの影響が報告されています。将来に生じる影響については、気候変動による積雪量の減少などにより、ニホンジカの生息地が増加すると予測されています。

三重県では、国内と同様に野生鳥獣による農業・林業・水産業への被害が発生しています。

【三重県の適応策】

鳥獣保護管理法に基づき鳥獣保護管理事業計画を定めています。特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づく適切な生息数管理を、生息数のモニタリングと合わせて実施します。

農林水産業への野生鳥獣被害の防止を図るため、侵入防止柵の整備や適切な捕獲の実施など、獣害に強い地域づくりを進めます。

【伊勢市の適応策】

- ・野生鳥獣との共存と被害低減のため、侵入防止柵整備への支援や、適切な捕獲、生息調査の実施など、獣害に強い地域づくりを推進します。

●その他（生物多様性）

【これまでの影響と将来予測される影響】

国内では気温上昇や融雪時期の早期化などにより植生分布などの変化が高山帯・亜高山帯で起きています。自然林・二次林では、落葉広葉樹から常緑広葉樹に置き換わった可能性が高いとされる地域があります。

将来に生じる影響については、高山帯・亜高山帯では植生の衰退や分布の変化が現在と比べて進行し、暖温帯林の分布域が拡大すると予測されています。河川や湿原の生態系では水温上昇や乾燥化による影響を受けると予測されています。

三重県では、海水温の上昇による海藻類の枯死や、アイゴなどの植食性魚類の摂食行動の活性化と分布域の拡大により、藻場が減少しています。

【三重県の適応策】

三重県は、生物多様性の保全に向けて、県内の希少野生動植物の生育状況などの把握と保全に向けた取組を進めており、絶滅のおそれのある動植物の中で、気候変動により特に保護する必要が生じる動植物種については、三重県自然環境保全条例に基づき、希少野生動植物種に指定するなど、希少野生動植物の保全を進めています。

【伊勢市の適応策】

- ・優れた自然環境の保全や生態系の維持回復を図るため、自然保護を推進します。
- ・生物生息状況を調査し、継続的にモニタリングすることで、気候変動の影響を把握します。
- ・生物多様性の保全に関する情報提供を行います。
- ・植物・生き物に配慮した環境保全型ブロックを使用し、早期植生の復元を図ります。

コラム

⑳ 三重県指定希少野生動植物種とは

三重県では、絶滅のおそれのある動植物種のうち、特に保護する必要がある種として、指定基準に該当する種を三重県指定希少野生動植物種として指定しています。

例えば、サシバ、ネコギギ、マメナシなどが指定されており、種ごとに保護に関する指針が示されています。

また、指定された生き物の、生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷をしようとする者は、30日前までに、知事に届出が必要です。

<指定基準>

- 1 最近十年間で50%以上の個体数の減少があったと推定される種
 - 2 生息・生育地面積が50平方キロメートル未満で、生息地等が5地点以下である種
 - 3 成熟個体数が250未満であると推定される種
- など
詳細は、三重県自然環境保全条例施行規則第19条をご覧ください。



出典：三重県ホームページ

自然災害・沿岸域

●河川（洪水・内水）

【これまでの影響と将来予測される影響】

集中豪雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨による大規模な水害が全国各地で発生しています。将来生じる影響については、堤防や洪水調節施設などの能力を上回る水害が現在よりも頻発し、さらに施設の能力を大幅に超える極めて大規模な水害が起きることも懸念されています。

三重県では台風が三重県の近傍を通過したときに、時間降水量 50mm 以上の年間回数が多くなっています。

【三重県の適応策】

水害を軽減するための対策をあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水プロジェクトを進めます。

大規模災害による洪水への備えとして、水門・排水機場の施設機能を確保するための対策を行います。

住民の適切な避難行動につなげる取組として、三重県が提供する、「防災みえ.jp」のホームページやメール・SNS の周知・活用を推進します。

【伊勢市の適応策】

- ・市街地の雨水を速やかに流下させ、また、低地の浸水対策や高潮時の安全を確保するための排水施設を整備します。
- ・河川への雨水流出を少なくするための流出抑制対策を促進します。
- ・ポンプ場などの長寿命化、改築更新などを実施します。
- ・河川・排水路の堆積土砂を撤去します。
- ・洪水などによる浸水被害軽減対策を推進します。
- ・河川などに設置した危機管理型水位計の観測結果や河川監視カメラによる水位状況を活用し、避難行動につなげます。
- ・洪水ハザードマップを周知啓発し、迅速な避難行動を促進します。

●沿岸（高潮・高波）

【これまでの影響と将来予測される影響】

海面は 1986 年～2005 年平均を基準として、2081 年～2100 年平均の世界平均海面水位が 30cm～110cm 上昇し、高潮のリスクが増大すると予測されています。

また、強い台風の増加などによって高波のリスクが増大すると予測されています。このため、高潮などによる浸水被害の拡大や、高波や高潮偏差の増大による港湾及び漁港防波堤などへの被害などが予測されています。

将来生じる三重県への影響としては、海面上昇によって三重県の砂浜は全て消失するケースがあるという予測があります。

【三重県の適応策】

高潮、高波による被害を軽減するため、海岸堤防などの嵩上げ、人工リーフの設置などの対策を図ります。また、老朽化により機能が低下した施設について、防護機能の回復を図ります。

【伊勢市の適応策】

- ・高潮ハザードマップを周知啓発し、迅速な避難行動を促進します。

●山地（土石流・地すべり等）

【これまでの影響と将来予測される影響】

近年、大規模な土砂災害が全国各地で頻発し、甚大な被害が発生しています。将来生じる影響として、集中豪雨や大雨の増加により、土砂災害の発生頻度が増加するほか、突発的で局所的な大雨に伴う警戒避難のための時間が短い土砂災害の増加や、台風などによる記録的な大雨に伴う深層崩壊の増加が予測されています。

将来生じる三重県への影響として、山地部を中心に雨による斜面崩壊のリスクが高まるという予測があります。

【三重県の適応策】

山地災害の復旧とともに、山地災害危険地対策や保安林の整備による山地災害の未然防止に取り組みます。併せて、山地災害危険地区に係る情報提供を行います。

【伊勢市の適応策】

- ・森林経営管理制度により、維持管理ができていない森林に対する間伐を実施します。
- ・土砂災害ハザードマップを周知啓発し、迅速な避難行動を促進します。

健康

●暑熱（熱中症等）

【これまでの影響と将来予測される影響】

年によってばらつきはあるものの、熱中症による搬送者数が全国で増加する傾向にあります。三重県においても、2010年以降、年間の熱中症による搬送者数が増加傾向にあり、特に2018年以降は、搬送者数が1,000人を超える年が多くなっています。

将来生じる三重県への影響については、厳しい温室効果ガスの排出削減努力を行わない場合、1981年～2000年と比べて2081年～2100年には1.5倍～7.9倍、搬送者数が増加すると予測されています。

【三重県の適応策】

インターネットやテレビ、ラジオを利用した注意喚起を行うとともに、「熱中症警戒アラート」を活用した啓発活動を行うなど、幅広い世代への熱中症対策の推進に努めます。また、市町及び保健所、県庁関係課などを含む関係機関に対して、環境省や厚生労働省が作成したリーフレットなどの啓発資料を送付するとともに、県民の健康の維持・増進を図るための取組に係る包括協定を締結している企業とも連携を図り、対策の推進に努めます。

【伊勢市の適応策】

- ・ホームページなどを活用し、熱中症注意情報を提供します。
- ・熱中症の症状や応急手当、予防方法などの周知啓発を行います。
- ・市民・観光客などが一時的に涼める場所（クーリングシェルターなど）の指定を広げます。
- ・教育施設・運動施設などへの空調設備の設置を進めます。
- ・緑陰効果が期待できる公園・沿道空間における樹木の適正管理に努めます。
- ・熱中症特別警戒アラートが発令された場合は、防災行政無線やホームページなど、さまざまな媒体により迅速な周知を行います。

コラム

⑳ 熱中症は予防が大切！

熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウム）の減少や、血液の流れが滞るなどして体温が上昇し重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発生する障がいの総称です。

一人一人が熱中症について知識を持ち、行動することで、防ぐことができます。

特に高齢者、子ども、持病のある方、障がいのある方などは熱中症のリスクが高いため、気を配り、声を掛けましょう。

熱中症予防の
ポイントを確認



（伊勢市ホームページ）

伊勢市 熱中症予防

検索

●産業・経済活動

●観光業（生物季節・暑熱・自然災害）

【これまでの影響と将来予測される影響】

温暖化による影響として、観光客の来訪時期の変化や、自然災害時における観光客への影響が懸念されています。

【三重県の適応策】

観光分野の主体的な取組を促すため、観光関係者に向けた観光防災の先進的な取組事例の共有や観光防災セミナーを実施します。

【伊勢市の適応策】

- ・内宮周辺をモデル地区とし、観光危機管理の視点から観光客を安全・安心に受け入れる対策について、地域と連携して取り組みます。
- ・観光地における暑熱対策について、地域と連携して取り組みます。

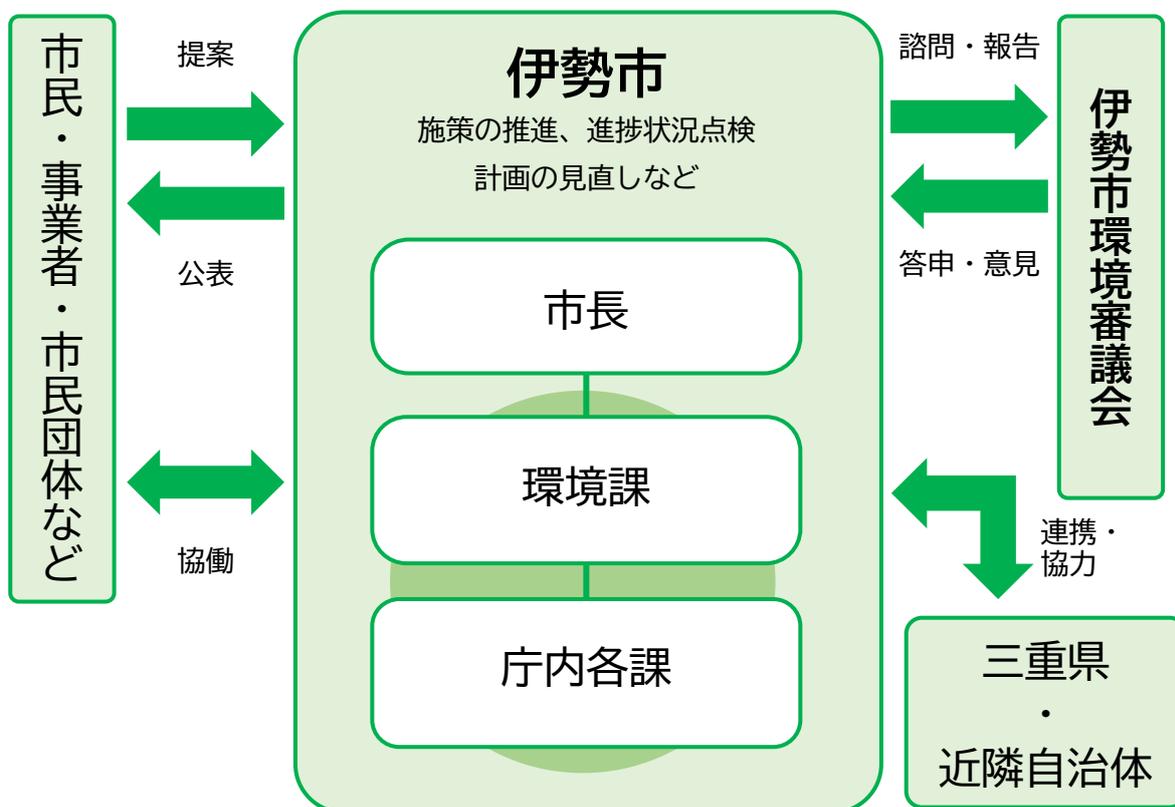
第6章 計画の推進管理

(1) 計画の進行管理体制

本計画は、市民・事業者・行政による取組の下で推進します。あらゆる主体と協働して施策を推進するために、各組織との連携強化を図ります。

計画の進捗状況の評価は、第三者による客観性が求められるため、伊勢市環境審議会において各年度の取組状況を報告し、その内容について審議・評価を受けます。評価結果を次年度以降の施策に反映し、効果的かつ効率的な施策の展開を図ります。

また、環境問題の中には本市だけで対応ができないものもあるため、必要に応じて三重県や近隣自治体と連携した取組を進めます。



(2) 進行管理の手法

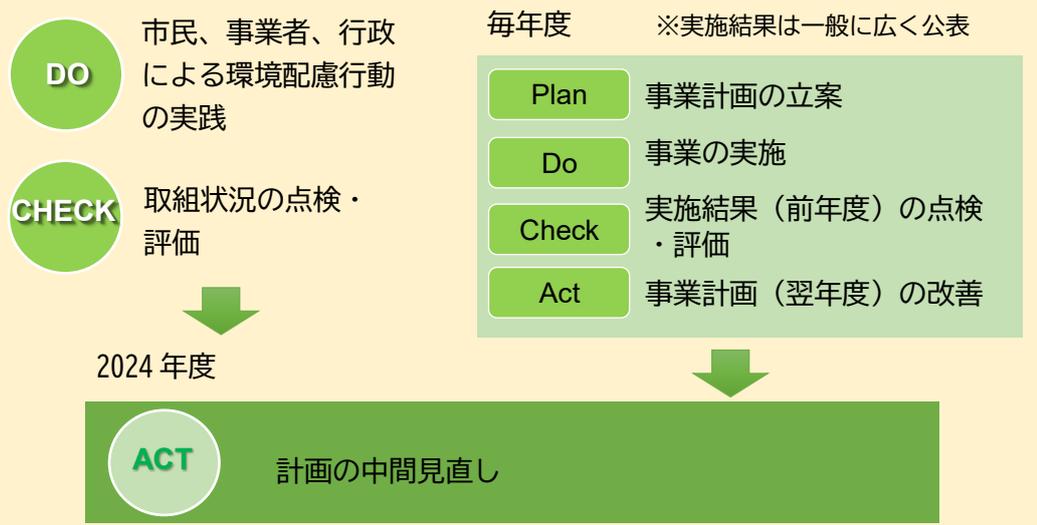
本計画の推進においては、PDCA サイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

計画の進行管理に際しては、①計画の進行管理に係る全期間の PDCA と、②事業の進行管理に係る毎年度の PDCA からなる2種類の PDCA サイクルを運用します。前者の PDCA サイクルについては、長期にわたる計画期間の途中段階に中間見直しの機会を設け、計画の改善につなげます。

2019 年度

PLAN 第3期伊勢市環境基本計画の策定

2020 年度～2029 年度



2029 年度（予定）

ACT (PLAN) 次期計画の策定

— 資料編 —

- (1) 伊勢市環境基本条例
- (2) 改定経緯
- (3) 諮問及び答申
- (4) 伊勢市環境審議会委員
- (5) 「第3期伊勢市環境基本計画」の中間見直しのためのアンケート
- (6) パブリック・コメント結果
- (7) 関連計画等
- (8) 用語解説

(1) 伊勢市環境基本条例

私たちのまち伊勢市は、豊かな森林、清浄な水、清涼な空気など自然環境に恵まれ、先人たちが築いてきた歴史的・文化的環境を育み、発展してきた。

しかしながら、都市化の進展、社会経済活動の拡大、生活様式の変化などに伴い、身近な自然の減少や環境への負荷の増大など都市生活型の環境問題が深刻化し、更には、地球温暖化など地球規模で環境に影響を与えており、経済システムのあり方や生活様式の見直しなど新たな対応が求められている。

私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、恵み豊かな環境を市民共有の財産として維持し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

ここに、すべての人々が協働して、環境への負荷の少ない循環型社会システムの構築を推進し、快適な生活環境を確保するとともに、自然環境を健全で恵み豊かなものとして維持継承していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)の精神にのっとり、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに市民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境の保全」とは、健康で安全かつ快適な生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)及び恵み豊かな自然環境を保持し、及び保護することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、本市の恵み豊かな環境を保全し、更に市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、リサイクルの促進、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により、資源循環型の環境にやさしいまちづくりを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全は、人の活動による環境への負荷によって失われつつある生態系の均衡を保持し、人と自然との共生を図り、及び安らぎと潤いのあるまちづくりを推進することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全は、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、国際的視野に立って積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら行う施策の策定及び実施に当たっては、環境への影響に配慮し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、環境の保全に関する施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止等自然環境を適正に保全する措置を講ずるとともに、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 自然環境と共生する健康で文化的な生活環境づくりの推進が図られること。
- (2) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ効率的な利用等により、物質の循環が図られること。
- (3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (4) 公害を防止し、健康で安心して生活のできる生活環境を確保し、及び自然環境が適正に保全されること。
- (5) 樹木、植生等の保全、都市の緑化等により、安らぎと潤いのあるまちづくりを推進すること。
- (6) 歴史的・文化的遺産の保全及び活用等により、良好な環境づくりを推進すること。
- (7) 環境の保全に関する環境学習の推進を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針
 - (2) 前号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第11条に規定する伊勢市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(自主的な活動の支援)

第9条 市は、事業者、市民等又は民間団体による環境の保全に関する自主的な活動を促進するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(国等への要請等)

第10条 市は、環境の保全に関し必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するほか、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

(審議会の設置)

第11条 環境基本法第44条の規定に基づき、伊勢市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 環境基本計画に関し、第8条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

(組織)

第12条 審議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共的団体等に所属する者で、その団体の推薦を得たもの
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第14条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第15条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の庶務は、環境生活部環境課において処理する。
- 5 第11条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第4章 雑則

(推進体制の整備)

第16条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

- 2 市は、市民、事業者、民間団体等の参加及びこれらのものとの協働により、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成18年12月28日条例第66号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月22日条例第30号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(2) 改定経緯

年月日	内容
令和5年 7月14日	令和5年度 第1回伊勢市環境審議会 ・第3期伊勢市環境基本計画の中間見直し及び市民等の意識調査について ・諮問について
令和6年 3月15日	令和5年度 第2回伊勢市環境審議会 ・第3期伊勢市環境基本計画の中間見直しに係る市民等の意識調査の結果について ・伊勢市の温室効果ガス排出量等の現状と将来推計について
6月6日	令和6年度 第1回伊勢市環境審議会 ・第3期伊勢市環境基本計画における取組の実施状況と総括について
7月31日	令和6年度 第2回伊勢市環境審議会 ・第3期伊勢市環境基本計画改定に係る骨子案について
9月19日	令和6年度 第3回伊勢市環境審議会 ・第3期伊勢市環境基本計画（改定案）について
10月17日	令和6年度 第4回伊勢市環境審議会 ・第3期伊勢市環境基本計画改定版（案）について
11月19日	教育民生委員協議会
12月10日 ～1月10日	パブリック・コメント
令和7年 1月16日	令和6年度 第5回伊勢市環境審議会 ・第3期伊勢市環境基本計画改定版（案）パブリック・コメント結果について ・答申について
2月12日	教育民生委員協議会

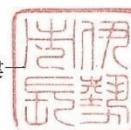
(3) 諮問及び答申

● 諮問

5環 第678号
令和5年7月14日

伊勢市環境審議会 会長 様

伊勢市長 鈴木 健



第3期伊勢市環境基本計画の変更（中間見直し）について（諮問）

伊勢市環境基本条例第8条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、「第3期伊勢市環境基本計画」の変更（中間見直し）について、貴審議会の意見を求めます。

● 答申

令和7年1月16日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市環境審議会
会長 中松 豊

第3期伊勢市環境基本計画の変更（中間見直し）について（答申）

令和5年7月14日付け5環第678号で諮問のありました表題の件につきまして、審議の結果、別紙計画（案）のとおり答申します。

(4) 伊勢市環境審議会委員

区分	団体名等	氏名	備考
公共的団体等に所属する者で、その団体の推薦を得たもの	伊勢商工会議所	福村 伝史	
	伊勢農業協同組合	河井 英利	
	伊勢湾漁業協同組合	杉田 英男	
	伊勢市総連合自治会	杉山 謙三	～R6. 7. 30
	伊勢市総連合自治会	中西 修	R6. 7. 31～
	伊勢市女性団体連絡協議会	竜田 和代	
	伊勢市環境会議	高橋 克彦	
	伊勢小俣町商工会	勝又 ひとみ	
	伊勢市観光協会	中村 佳子	
学識経験を有する者	三重大学	山村 直紀	副会長
	三重大学	平山 大輔	
	皇學館大学	中松 豊	会長
その他市長が必要と認める者	神宮司廳	松永 彦次	
	三重県南勢志摩地域活性化局	奥田 哲也	
	中部電力パワーグリッド株式会社	岡野 直高	
	三重交通株式会社	作田 久	～R6. 6. 5
	三重交通株式会社	藤原 寛仁	R6. 6. 6～
	公募	岡本 忠佳	
	公募	上野 早苗	
	公募	田岡 光生	

(5)「第3期伊勢市環境基本計画」の中間見直しのためのアンケート

●市民アンケート

【調査概要】

(1)広報いせ、LINE 配信による調査

調査対象者:広報いせ配布世帯、LINE 配信受信者

調査方法:広報伊勢掲載の二次元コードによる回答・LINE 配信による回答

調査期間:2023(令和5)年8月23日~2023(令和5)年10月15日

回答数※:問1~問11 575件、問12~問16 334件

※設問が多いため、アンケートを分割して実施しました。

(2)郵送による調査

調査対象者:市内在住の満15歳以上の市民 1,000人

(住民基本台帳から無作為抽出)

調査方法:アンケート用紙を郵送配布・回収

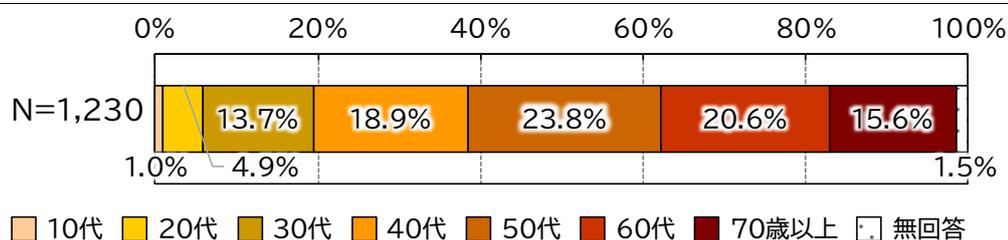
アンケート用紙記載の二次元コードによる回答

調査期間:2023(令和5)年11月1日~2023(令和5)年12月1日

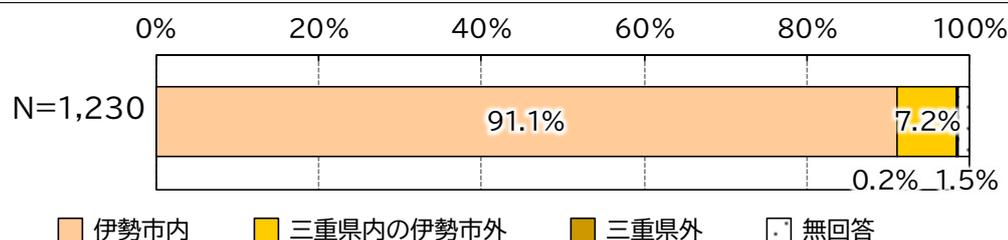
回答数:321件(32.1%)

【調査結果】

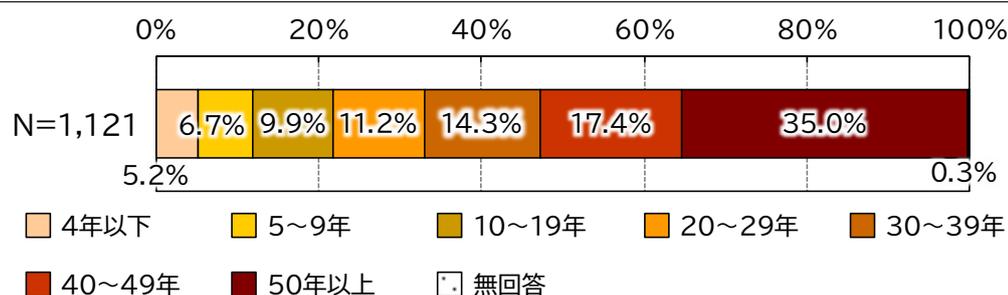
(1) 年齢



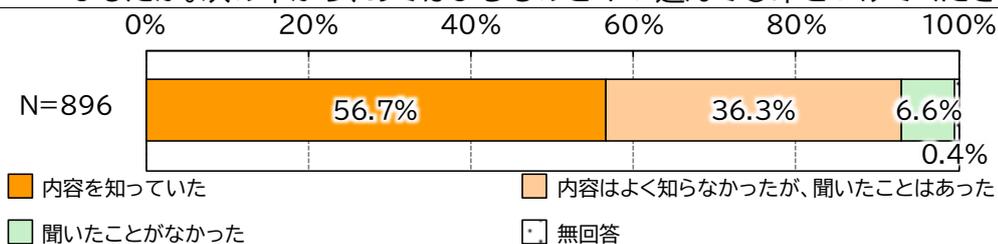
(2) 居住地域



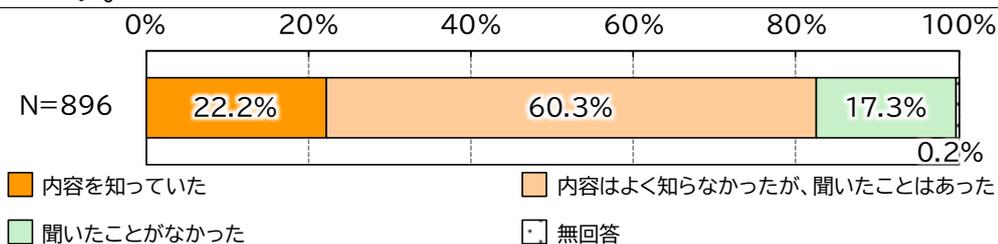
(3) 居住年数 ※(2)居住地域で「伊勢市内」を選ばれた方



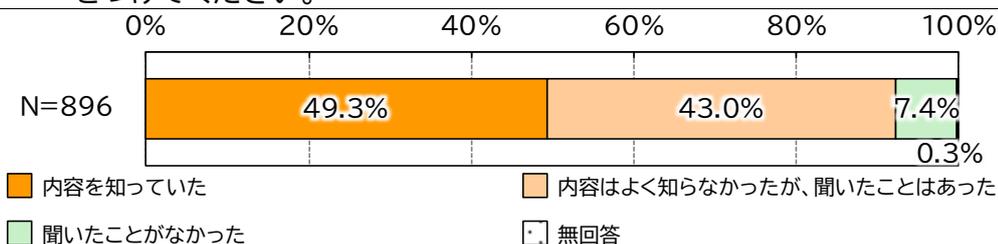
SDGs(持続可能な開発目標)について
 問1 あなたは、環境をとりまく動向のひとつである、「SDGs」について知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。



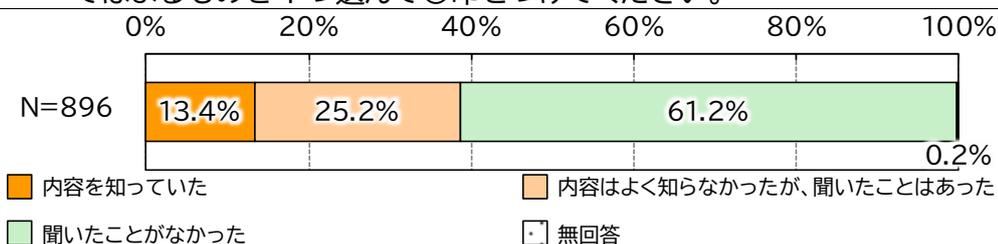
「パリ協定」について
 問2 あなたは、環境をとりまく動向のひとつである、「パリ協定」について知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。



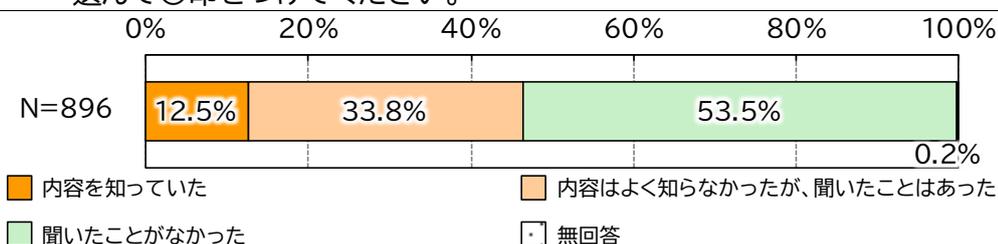
「カーボンニュートラル」について
 問3 あなたは、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」について知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。



「ゼロカーボンシティいせ」について
 問4 あなたは、伊勢市が市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティいせ」を表明したことについて知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。



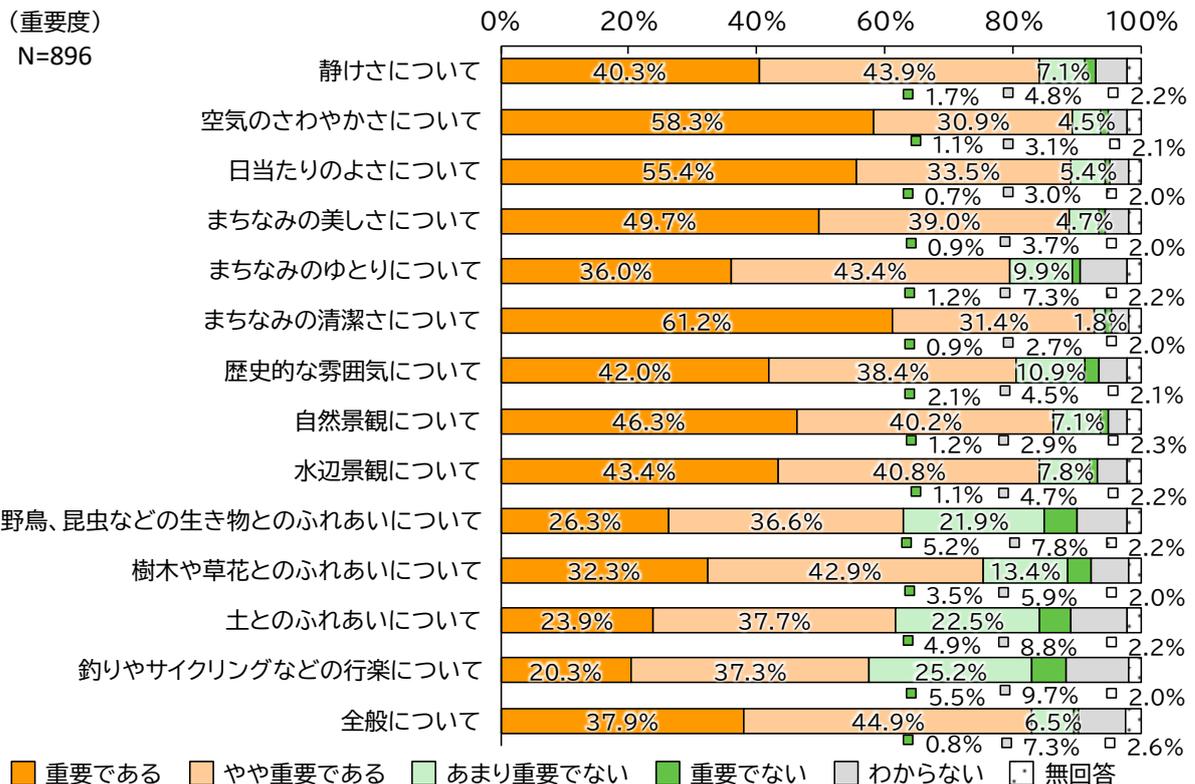
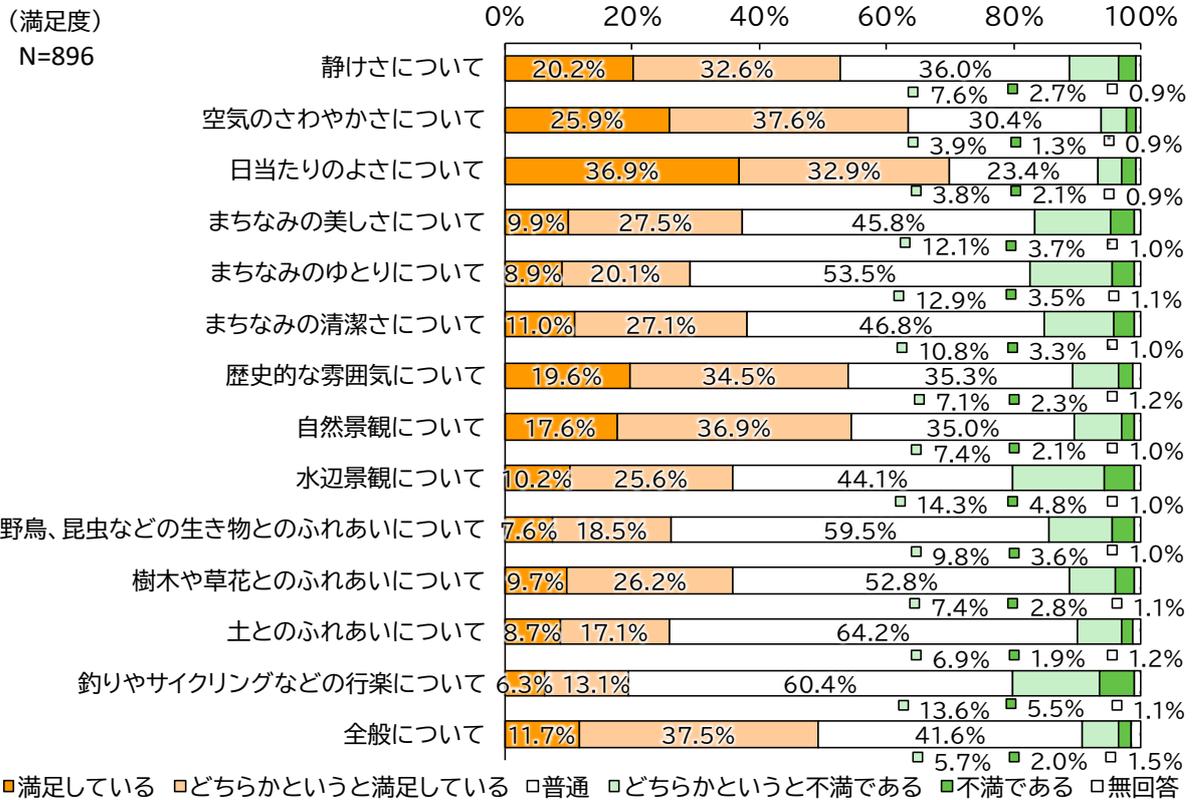
「適応策」について
 問5 あなたは、既に現れている気候変動の影響の被害を回避・軽減する取組である「適応策」について知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。



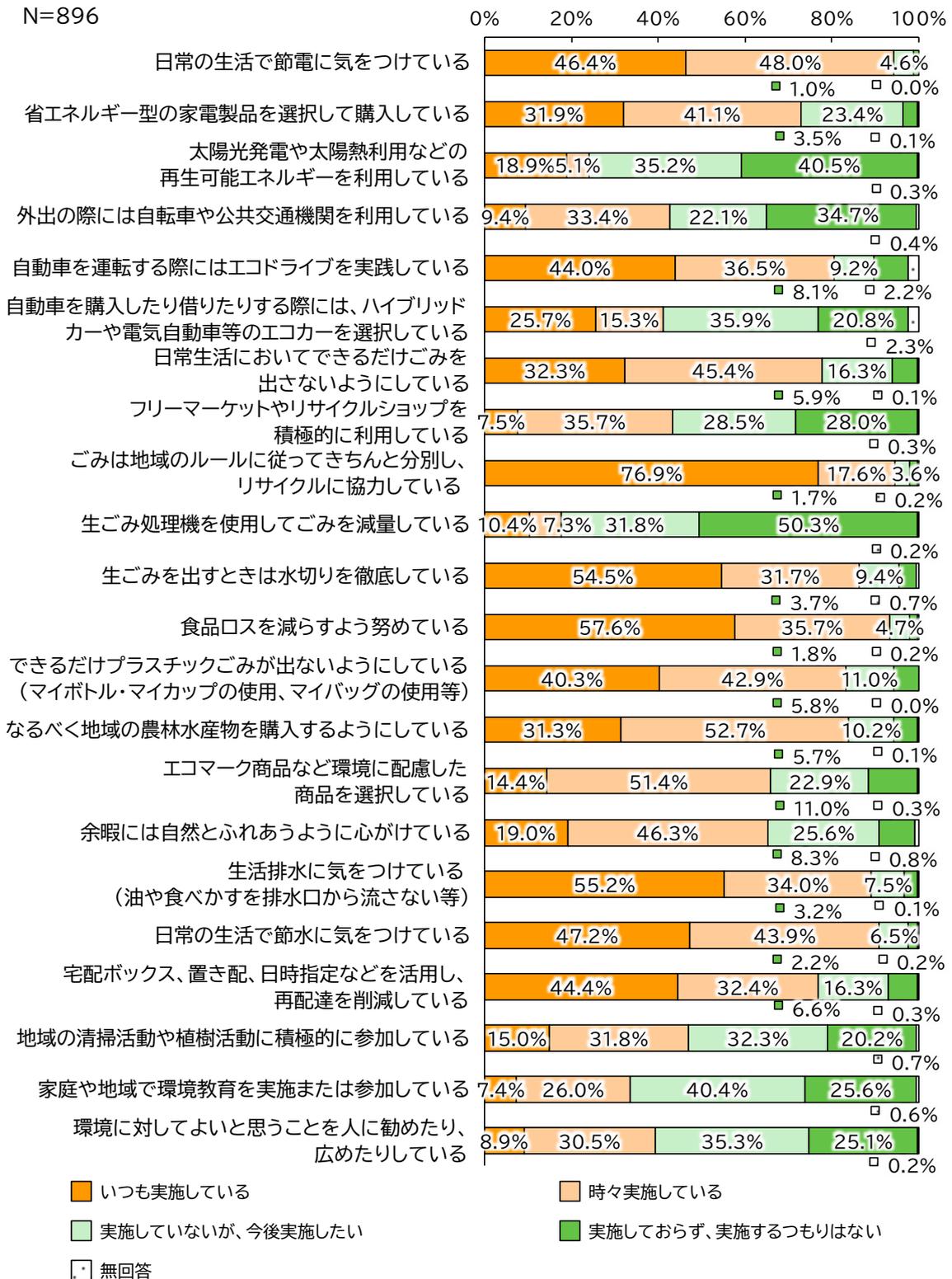
問 6

伊勢市の現在の環境に対する満足度および重要度について

伊勢市の現在の環境に対する満足度および重要度についてどのように感じていますか。以下のそれぞれの項目について、あなたのお考えに近い番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。

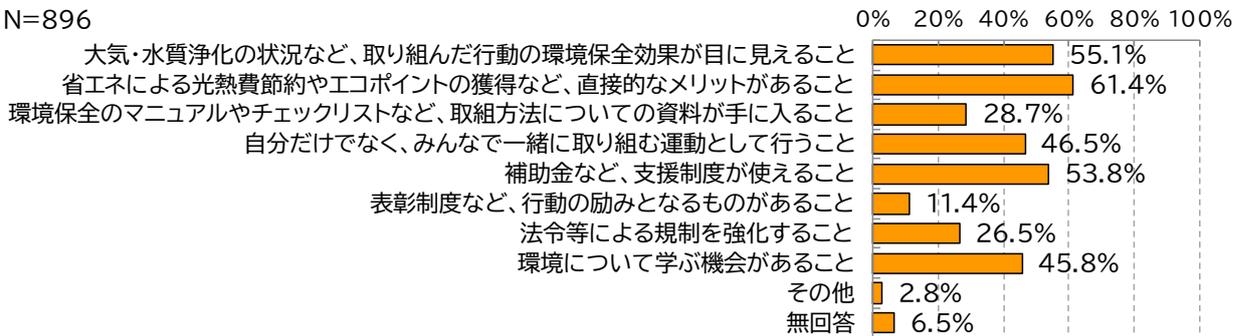


問 7 環境保全の取組状況について
 あなたは、以下にあげるような環境保全の取組を実施していますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を 1~4 の中から 1 つ選んで○印をつけてください。



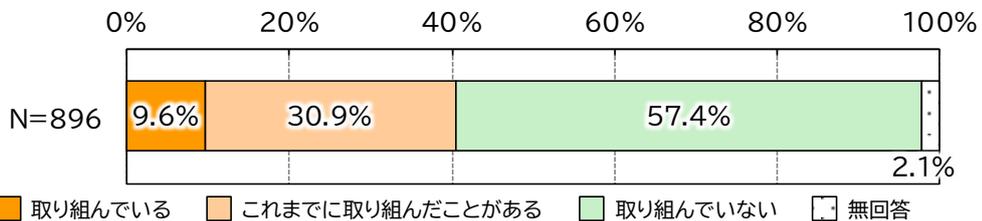
問 8 環境保全の取組を促進するために必要なことについて
問7にあげた項目について、より積極的に取り組んでいただくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の1～9の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

N=896

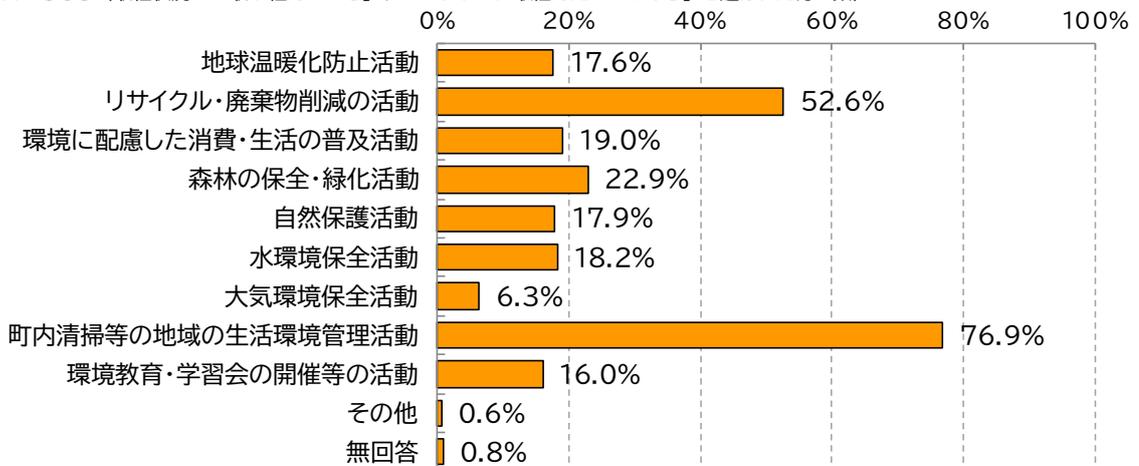


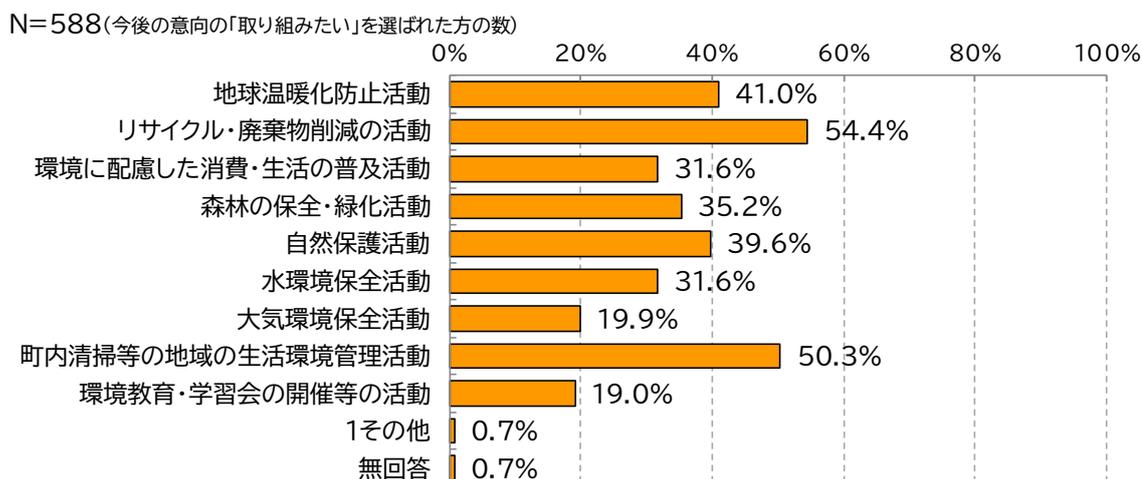
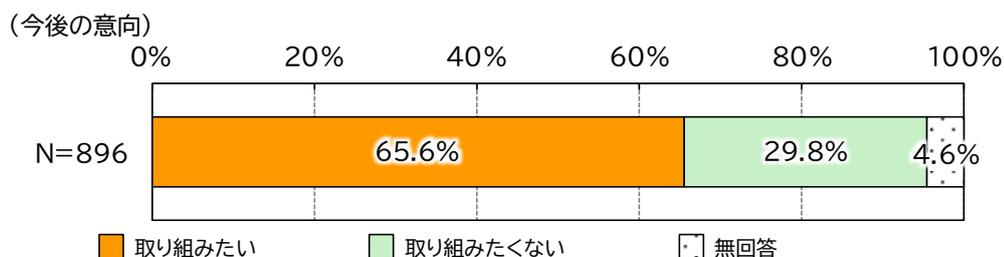
問 9 環境保全に関連した市民活動への取組状況について
あなたは、環境保全に関連した市民活動に取り組んでいますか。また、今後取り組みたいと思いますか。取組状況、今後の意向について、それぞれ1つ選んで○印をつけて下さい。また、取組状況の「1. 取り組んでいる」「2. これまでに取り組んだことがある」、今後の意向の「1. 取り組みたい」を選ばれた方は、下欄の活動内容について、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

(現在の取組状況)



N=363 (取組状況の「取り組んでいる」、「これまでに取組んだことがある」を選ばれた方の数)



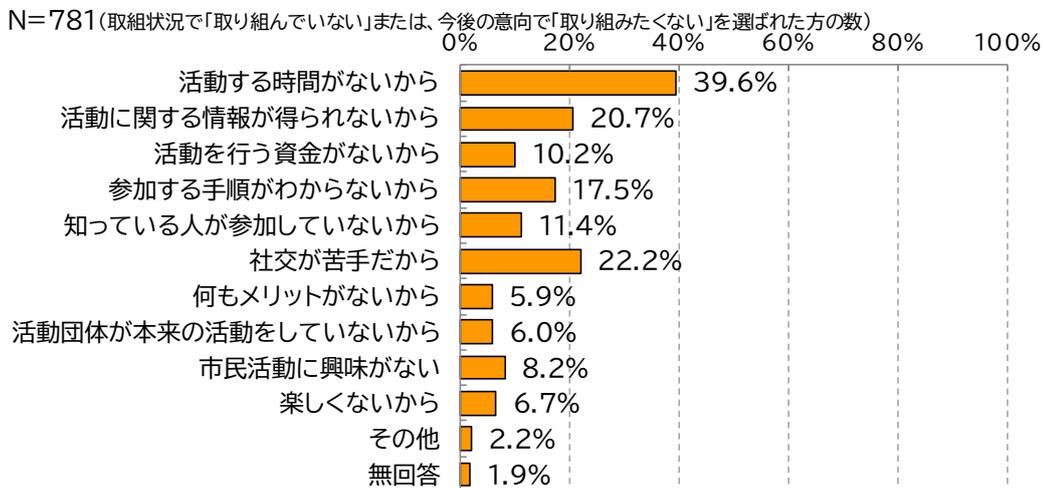


問 10 **取り組んでいる市民活動の内容について**
 問9の取組状況で「1. 取り組んでいる」を選ばれた方にお伺いします。それはどのような活動ですか。差し支えない範囲で、主な活動を3つまで下欄にご記入ください。

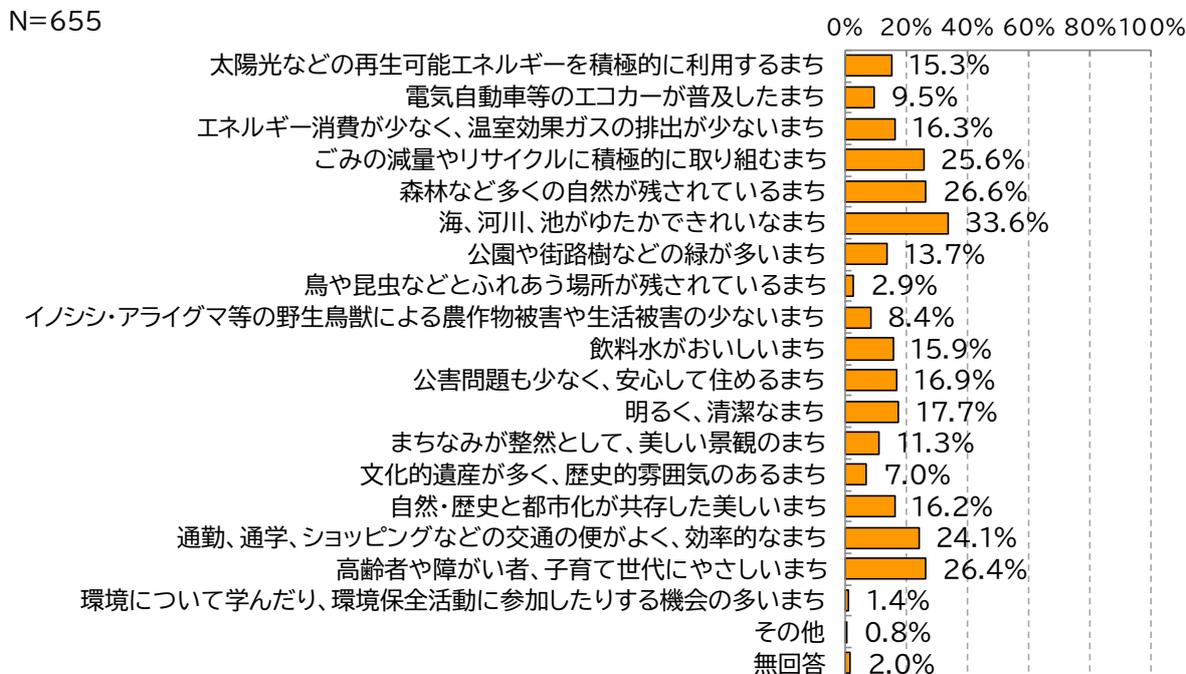
※主なものを抜粋して掲載

分類	内容
ごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミの分別 ・ 食品トレーやペットボトルをリサイクル ・ フードロス削減の為の回収と他への持込 ・ 自治会の資源仕分け活動 ・ 地域ゴミ減量活動
地域の美化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内清掃 ・ 排水路の清掃 ・ 海岸・河川清掃 ・ 公園の清掃、花植 ・ 草刈り
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気をこまめに消す ・ ソーラー発電 ・ 大気環境保全活動 ・ 生物多様性活動 ・ 環境教育

市民活動に取り組んでいない、取り組みたくない理由について
 問9の取組状況で「3. 取り組んでいない」または今後の意向で「2. 取り組みたくない」を選ばれた方にお伺いします。市民活動に取り組んでいない、取り組みたくない理由は何ですか。次の1～11の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。



伊勢市がめざすまちの姿について
 問12 あなたは、環境分野で、伊勢市が今後どのようなまちになるとよいと思いますか。次の1～19の中から、あてはまるものを3つ選んで○印をつけてください。



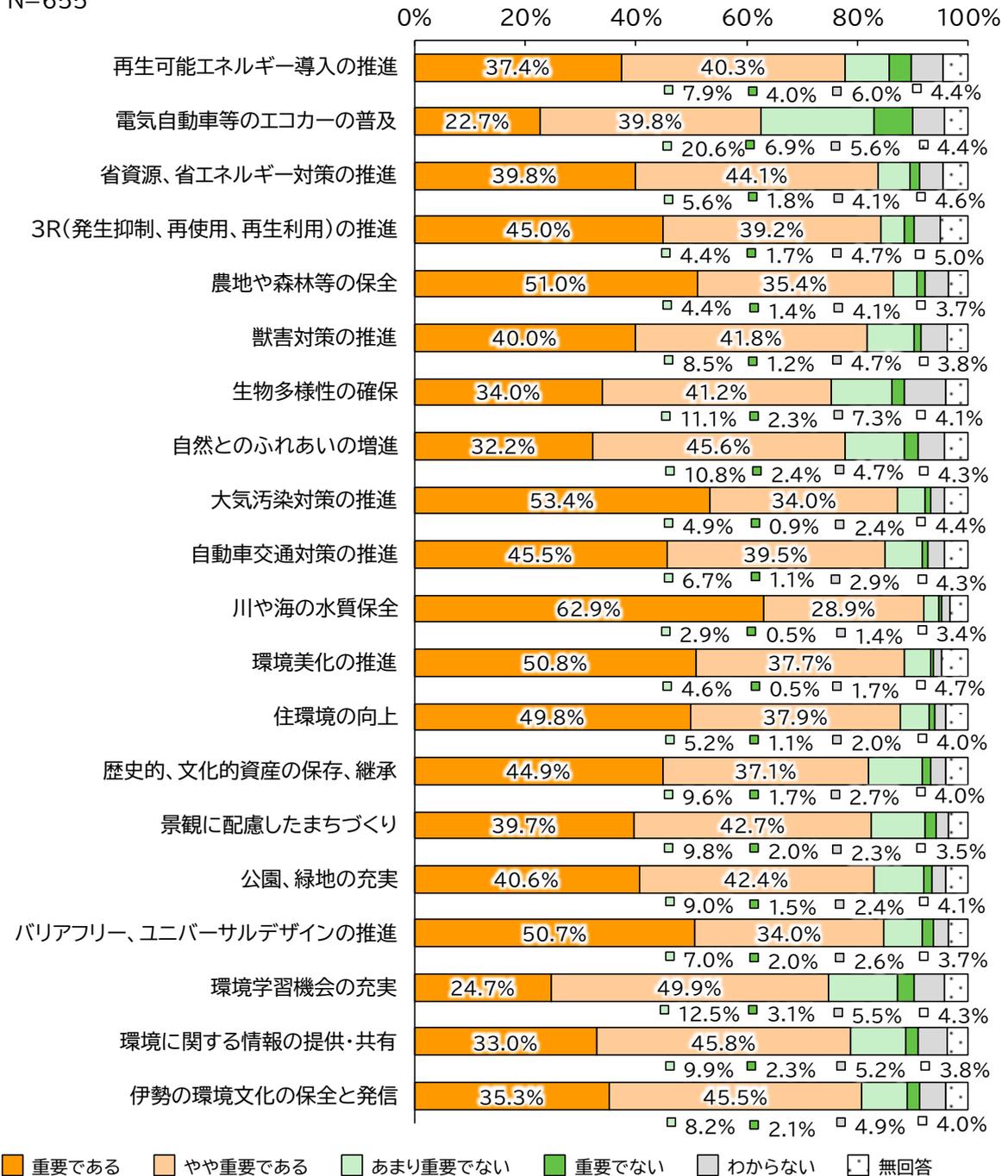
伊勢市がめざすまちの姿について
 問 13 あなたは、問 12 で回答しためざすまちの姿に伊勢市がなるためにはどのような取組を進めていくべきだと思いますか。

※主なものを抜粋して掲載

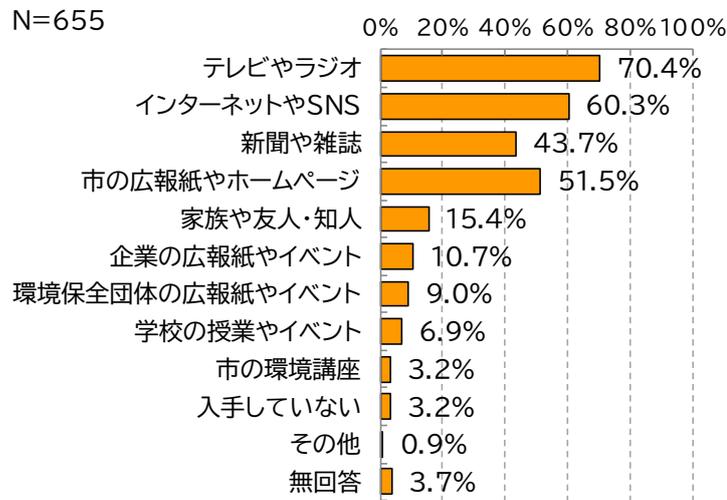
分類	内容
脱炭素社会分野	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネル、ZEH、電気自動車に対する補助。 ・観光客にも手軽に利用でき、住民も電動自動車などを導入しやすいように充電ステーションを充実させてほしい。 ・エコカーのバスやタクシーなど、環境に配慮した交通機関が増やす。 ・CO₂を出さない取組をより強く推進してほしいと思います。 ・すべての人が移動しやすく、生活しやすいように公共交通機関を整備してほしい。
循環型社会分野	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルステーションの内容充実。 ・ランドセル、制服、チャイルドシート、子供用品、レンタルやバザー・フリマ等再利用の場の提供。 ・ゴミ減量の為にどうしたらいいかをもっと発信して欲しい。 ・ゴミの減量やリサイクルについての啓発活動を自治会で行う。
自然環境分野	<ul style="list-style-type: none"> ・森林や海、河川の環境保護の取組。特に河川の水質環境の改善。 ・山林開発を控えて水源地の環境を守る。 ・自然豊かで美しく子供たちが未来も住みよい街 ・下水道への接続を促進 ・子どもが自然にふれあう機会を多く用意する。 ・鳥獣類の被害が深刻なため、駆除を含めた対策が急務だと思う。
生活環境分野	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹などによる日陰づくり。 ・公園など緑が多い施設の増加。 ・飲料水が美味しい。現状維持をお願いしたい。 ・空き家の整理。 ・ごみポイ捨て条例を広くいき渡らせるべし。 ・電線の地中化。 ・古き良きものは残しつつ、便利の良い子育てしやすいまち。 ・歩行者が、(特に子供)安全に歩ける様に道路を整備して欲しい。
基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・より良い環境保全の為に啓蒙活動を行う。 ・子どもの頃から意識できるように小学校、中学校教育の場面の中で、環境のことを教える。 ・個々の取り組みが、環境を良くする意識をもたせるための広報を行なうこと。 ・環境整備の啓発運動を各地区ごとに講習会を開いたり地区の自治体を通じて広めて行く。 ・世代を問わず参加できるようなイベントなどで、小さいころから関心持つことが大事だと思います。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化遺産の保全だけでなく、観光にも力を入れて、活気のある街づくりをしてほしい。 ・行政と市民が協力して取り組めるように、わかりやすく、丁寧に具体的な取組内容を示してもらいたいと思う。

問 14 伊勢市が重点的に取り組むべき施策について
 あなたは、伊勢市の環境づくりに関する以下のような行政の取組について、どの程度重要であると思いますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。

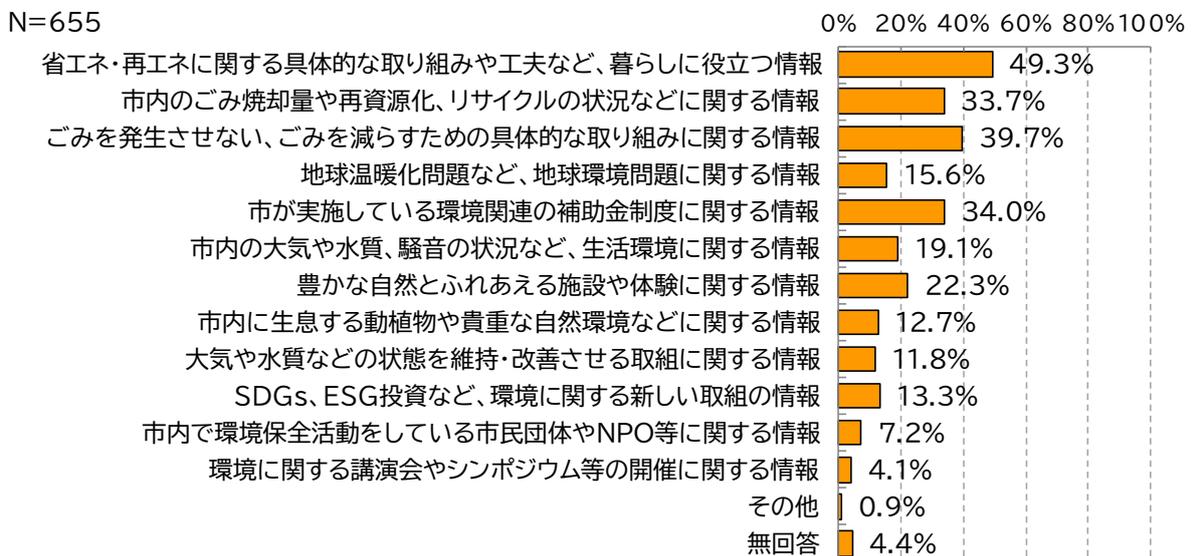
N=655



問 15 **環境に関する情報の入手方法**
 あなたは、環境についての情報や知識を、どこで知ったり学習したりしていますか。次の 1～11 の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。



問 16 **提供して欲しいと思う環境保全に関する情報**
 あなたは、市のホームページや広報紙などにおいて、どのような環境に関する情報を提供・発信してほしいと思いますか。次の 1～13 の中から、あてはまるものを 3 つ選んで○印をつけてください。



●事業所アンケート

【調査概要】

調査対象者:市内に本社・支店を置く事業所 1,000 事業所
(総務省統計局「事業所母集団ベース」から無作為抽出)

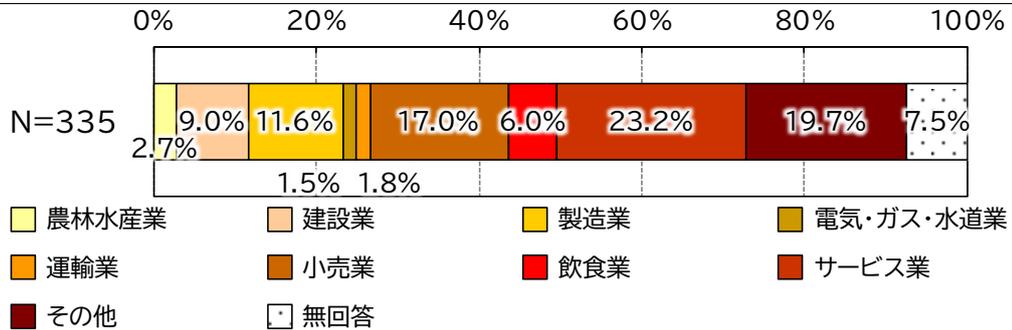
調査方法:アンケート用紙を郵送配布・回収
アンケート用紙記載の二次元コードによる回答

調査期間:2023(令和5)年11月1日~2023(令和5)年12月1日

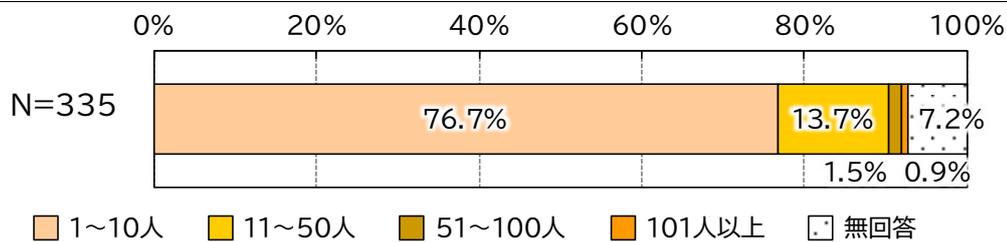
回答数:335件(33.5%)

【調査結果】

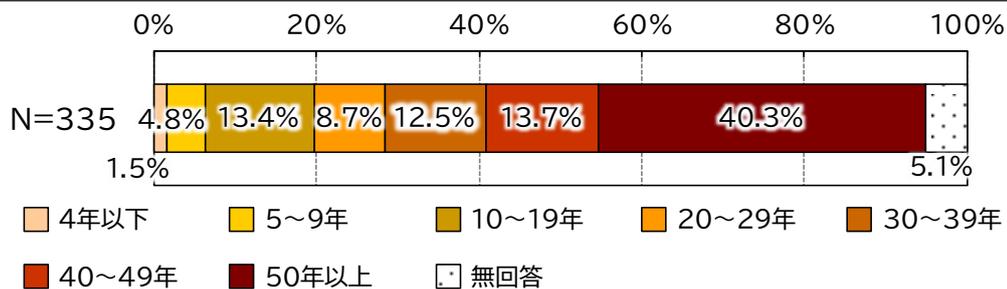
(1) 業種



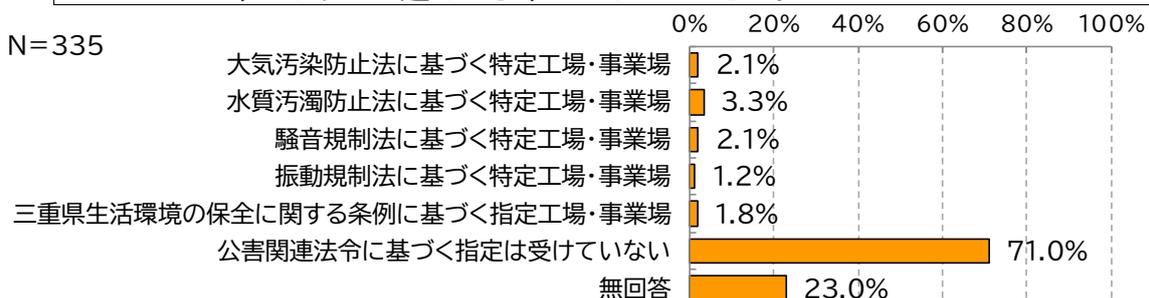
(2) 規模



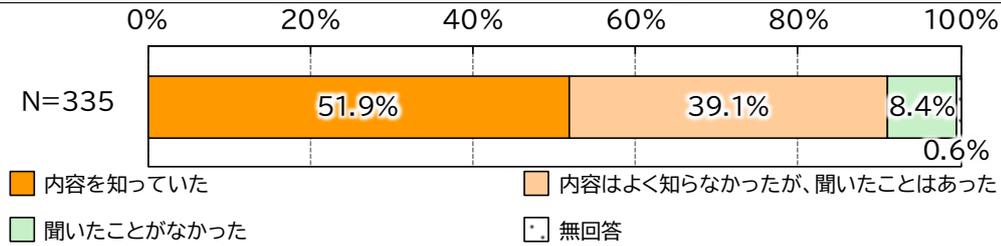
(3) 伊勢市在所年数



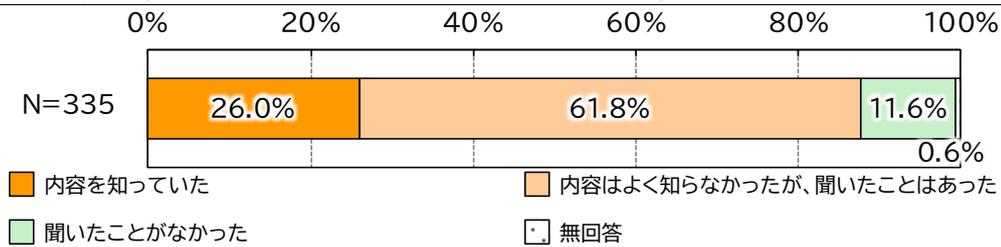
(4) 公害関連法令の適用 貴事業所の公害関連法令に基づく規制の適用状況としてあてはまるものを、次の中からすべて選んで○印をつけてください。



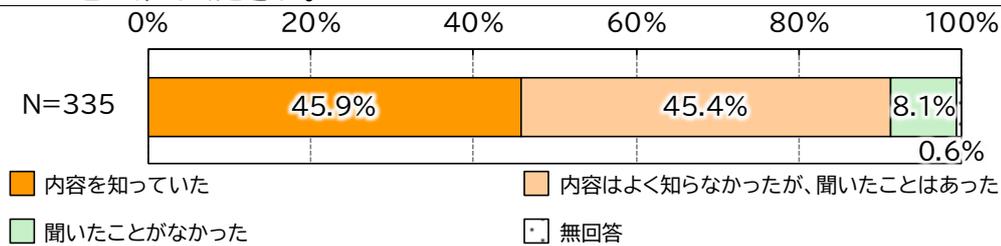
SDGs(持続可能な開発目標)について
 問1 あなたは、環境をとりまく動向のひとつである、「SDGs」について知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。



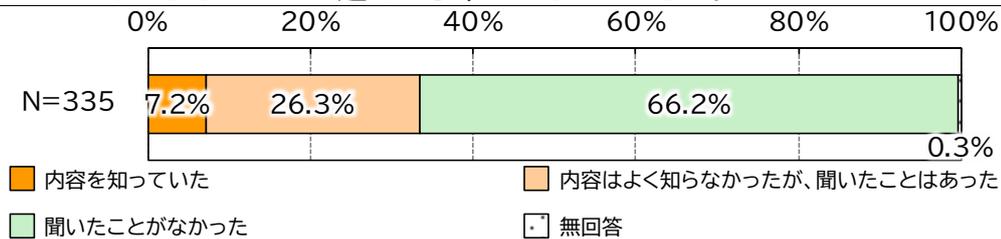
「パリ協定」について
 問2 あなたは、環境をとりまく動向のひとつである、「パリ協定」について知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。



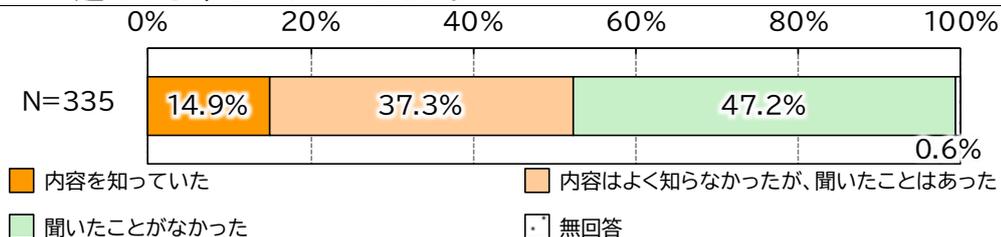
「カーボンニュートラル」について
 問3 あなたは、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」について知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。



「ゼロカーボンシティいせ」について
 問4 あなたは、伊勢市が市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティいせ」を表明したことについて知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。



「適応策」について
 問5 あなたは、既に現れている気候変動の影響の被害を回避・軽減する取組である「適応策」について知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んで○印をつけてください。

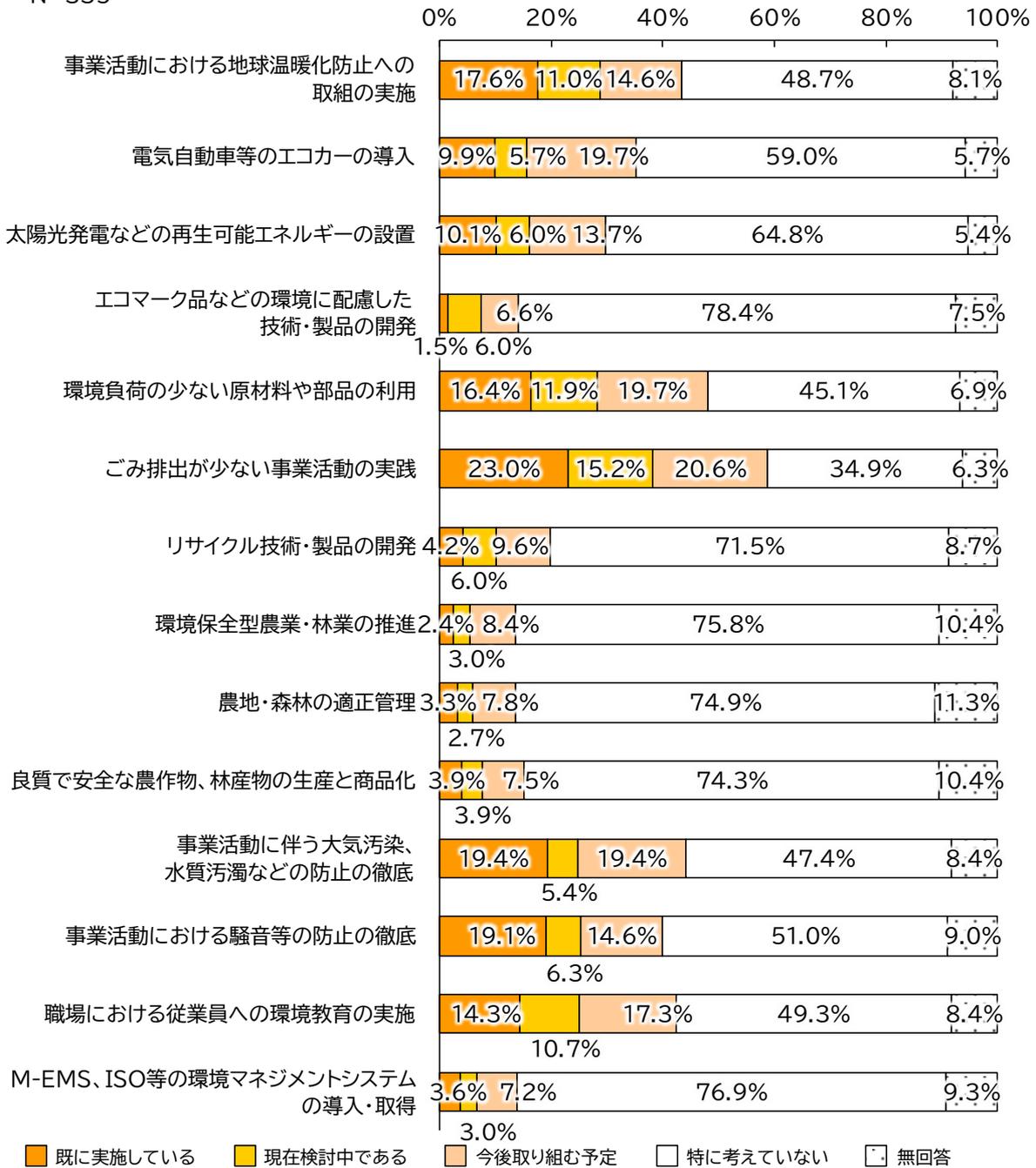


問 6

環境保全の取組状況について

貴事業所では、事業活動(社会貢献活動を除く)に関して、以下にあげるような環境保全の取組を実施していますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を 1~4 の中から 1 つ選んで○印をつけてください。また、下記以外の取組や、貴事業所が取り組んでいる活動で特徴的なものがあれば、下欄にご記入ください。

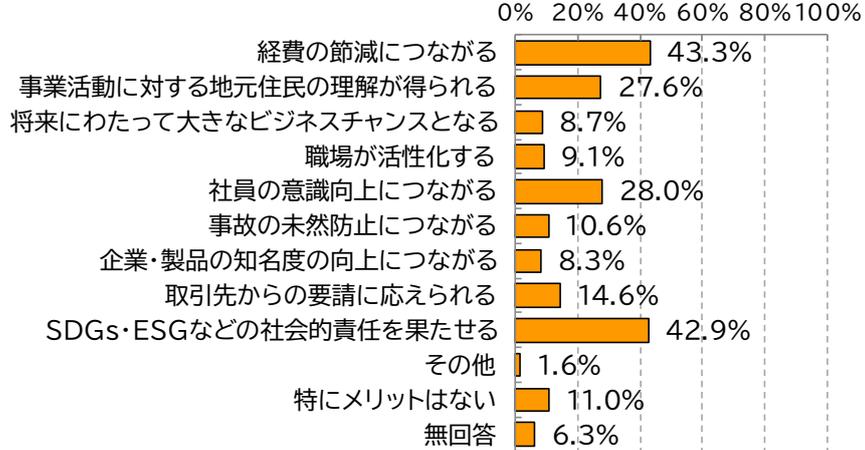
N=335



環境保全に取り組むメリットについて
 問 7 問 6 でいずれかの項目について「既の実施している」「現在検討中である」「今後取り組む予定」を選ばれた方にお伺いします。貴事業所が環境保全に取り組むことで得られるメリットは何だと思えますか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

N=254

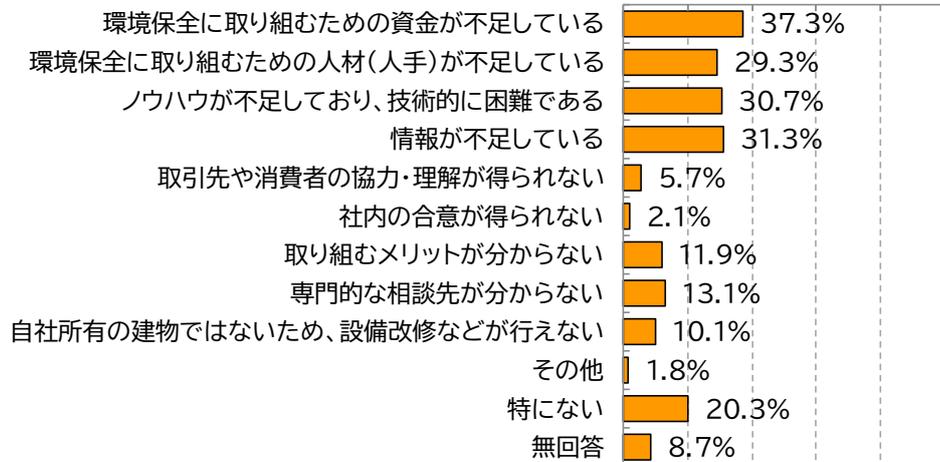
(問6のいずれかの項目について「既の実施している」、「現在検討中である」、「今後取り組む予定」を選ばれた事業所数)



環境保全に取り組む上での課題について
 問 8 貴事業所が環境保全に取り組む上で課題であると感じていることは何ですか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

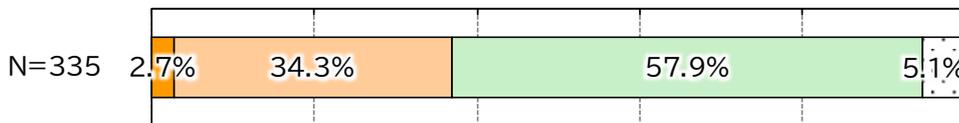
N=335

0% 20% 40% 60% 80% 100%



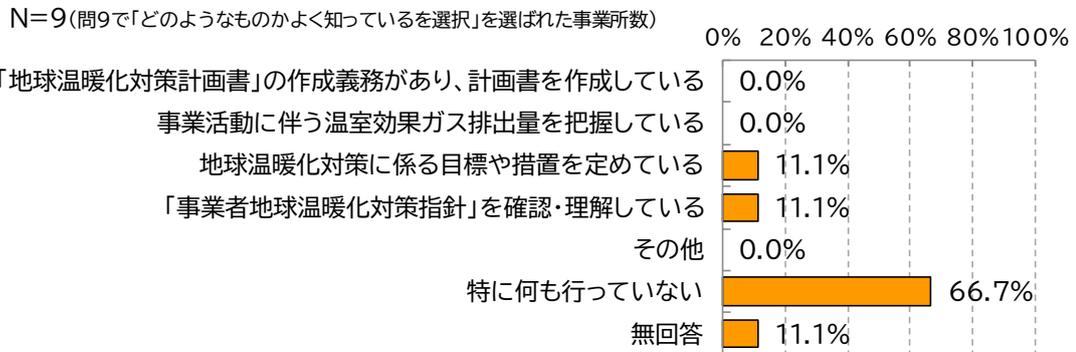
「三重県地球温暖化対策推進条例」の認知度について
 問 9 三重県では、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者及び県民の地球温暖化対策に対する意識を高め、自主的かつ積極的な取組を推進するため、平成 25 年 12 月に「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。貴事業所は、この「三重県地球温暖化対策推進条例」をご存知ですか。次の中から、あてはまるものを 1 つ選んで○印をつけてください。

0% 20% 40% 60% 80% 100%

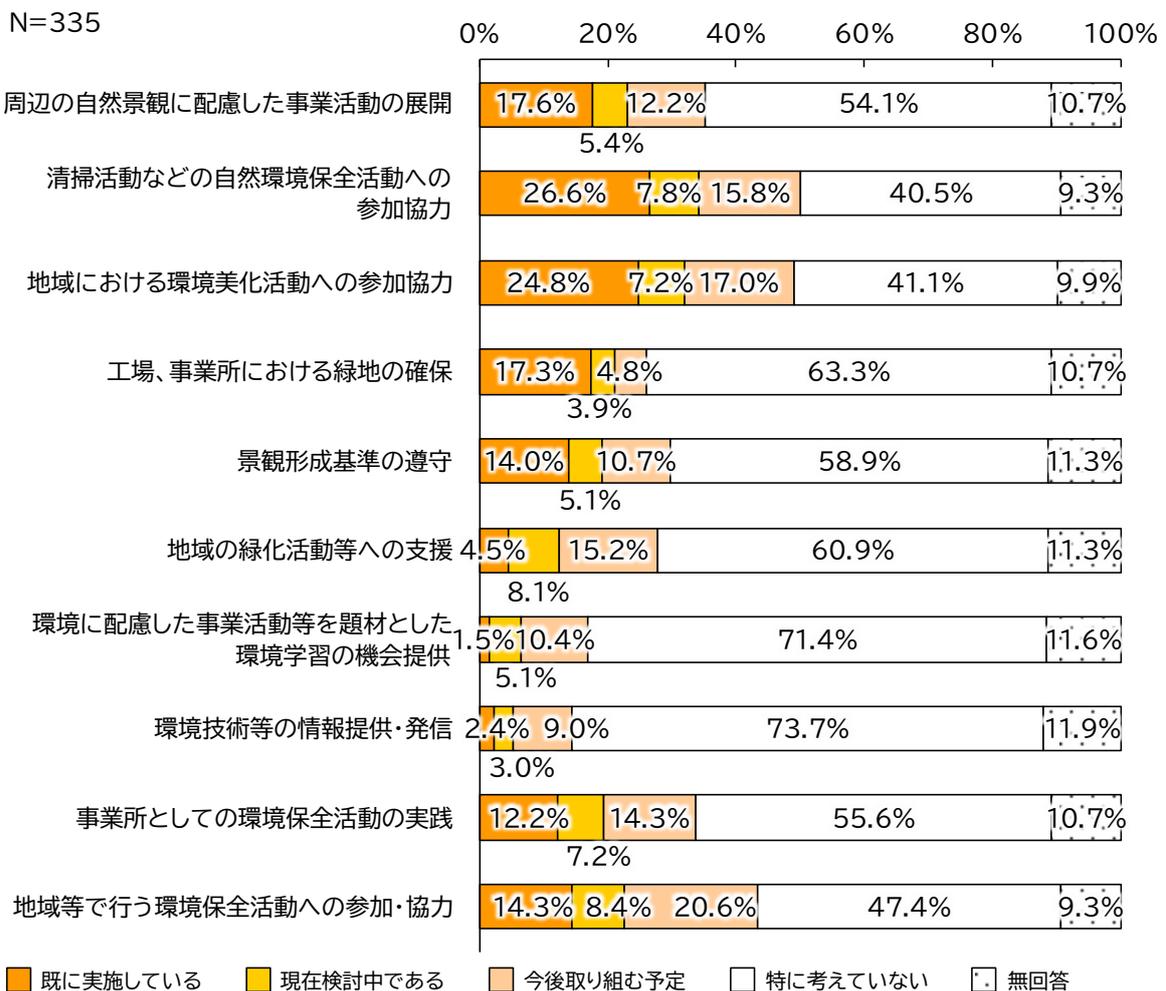


■ どのようなものかよく知っている
 ■ 名前は聞いたことがある
 ■ 知らない
 無回答

「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく取組について
 問 9 の認知度で「1. どのようなものがよく知っている」を選ばれた方にお伺いします。貴事業所は、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づき、何か取組を行っていますか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。



環境保全の取組状況について
 貴事業所では、社会的貢献や地域貢献活動に関して、以下にあげるような環境保全の取組を実施していますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を 1~4 の中から 1 つ選んで○印をつけてください。また、下記以外の取組や、貴事業所が取り組んでいる活動で特徴的なものがあれば、下欄にご記入ください。

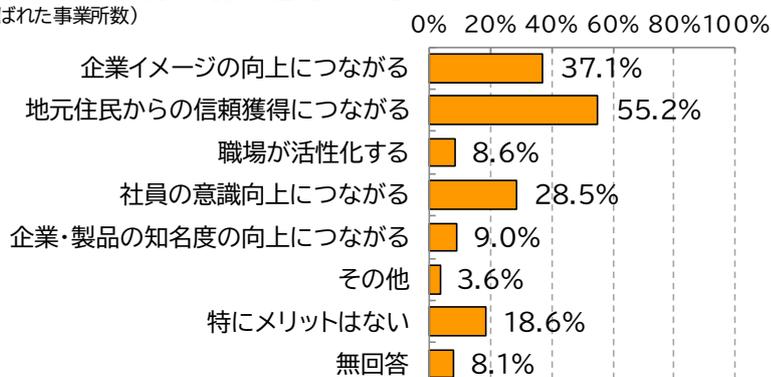


環境保全に取り組むメリットについて

問 12 問 11 でいずれかの項目について「既に実施している」「現在検討中である」「今後取り組む予定」を選ばれた方にお伺いします。貴事業所が環境保全に取り組むことで得られるメリットは何だと思えますか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

N=221

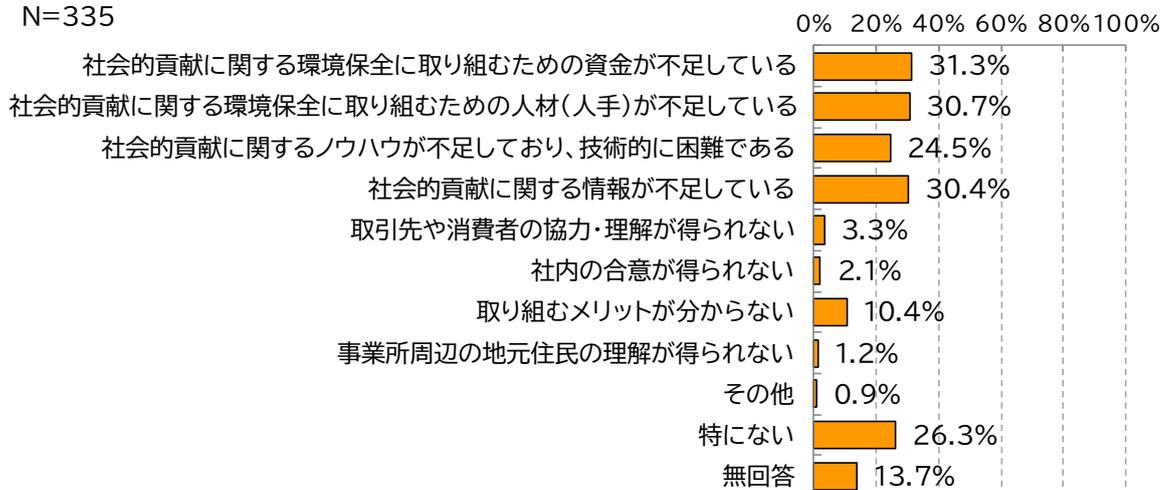
(問11のいずれかの項目について「既に実施している」、「現在検討中である」、「今後取り組む予定」を選ばれた事業所数)



環境保全に取り組む上での課題について

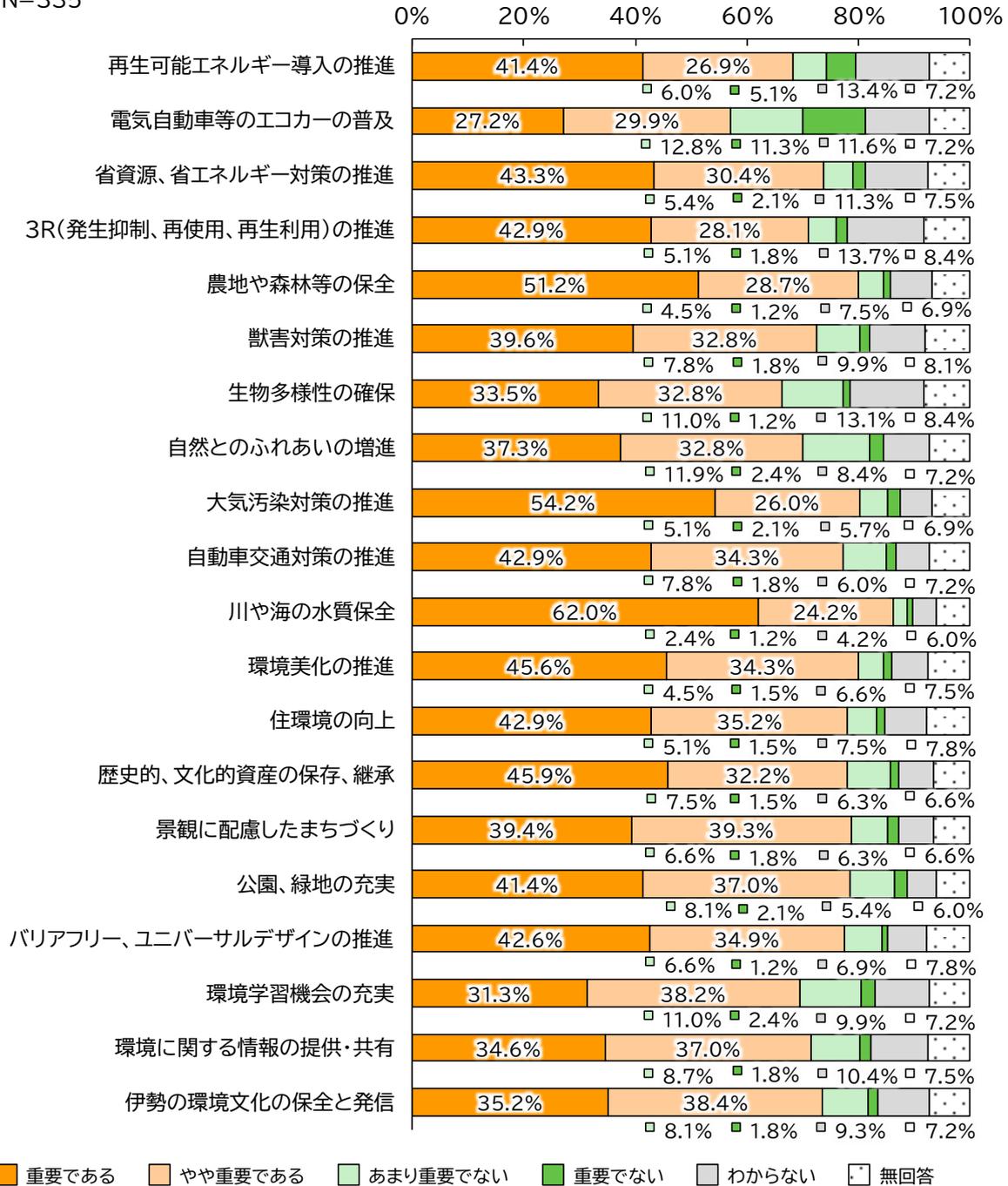
問 13 貴事業所が社会的貢献や地域貢献活動として環境保全に取り組む上で課題であると感じていることは何ですか。次の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

N=335



問 14 伊勢市が重点的に取り組むべき施策について
 貴事業者は、伊勢市の環境づくりに関する以下のような行政の取組について、どの程度重要であると思いますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。

N=335



● 学生アンケート

【調査概要】

調査対象者: 皇學館大学の学生

調査方法: アンケート用紙記載の二次元コードによる回答

調査期間: 2023(令和5)年9月8日～2023(令和5)年11月2日

2024(令和6)年1月11日～2024(令和6)年2月9日

回答数: 問1～問11(2023(令和5)年9月8日～2023(令和5)年10月10日) 157件

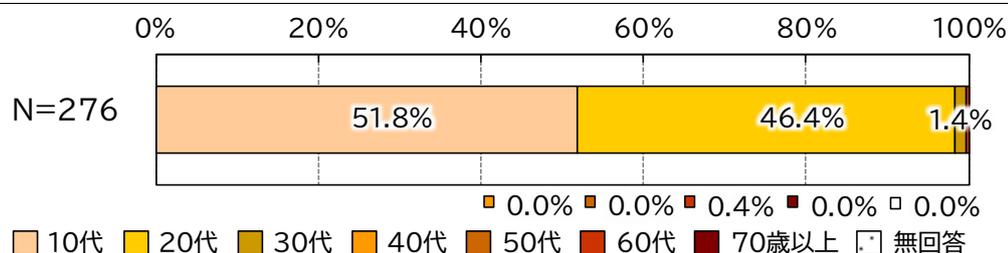
問1～問16(2023(令和5)年10月11日～2023(令和5)年11月2日) 8件

問12～問16(2024(令和6)年1月11日～2024(令和6)年2月9日) 111件

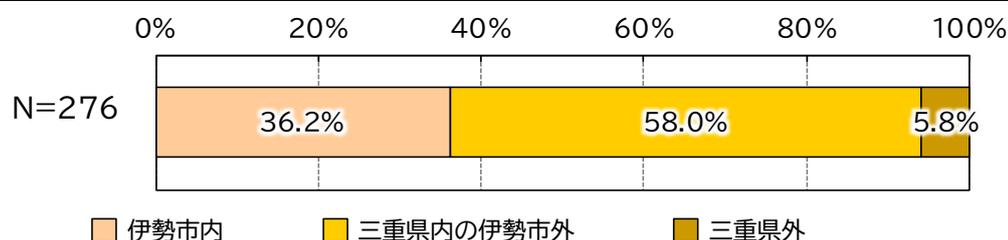
※システムの公開期限毎にアンケートを分割しました。

【調査結果】

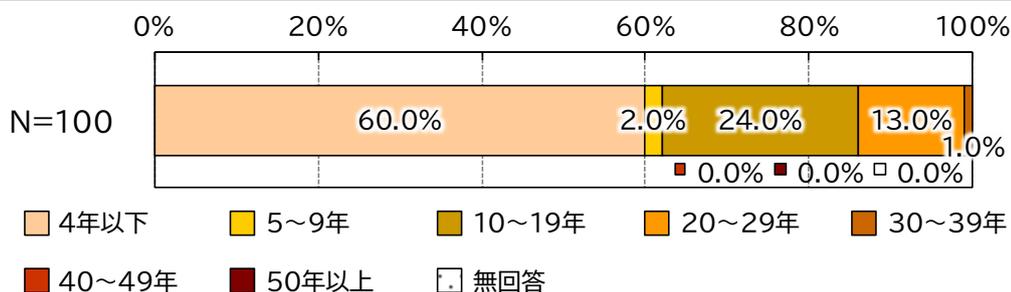
(1) 年齢

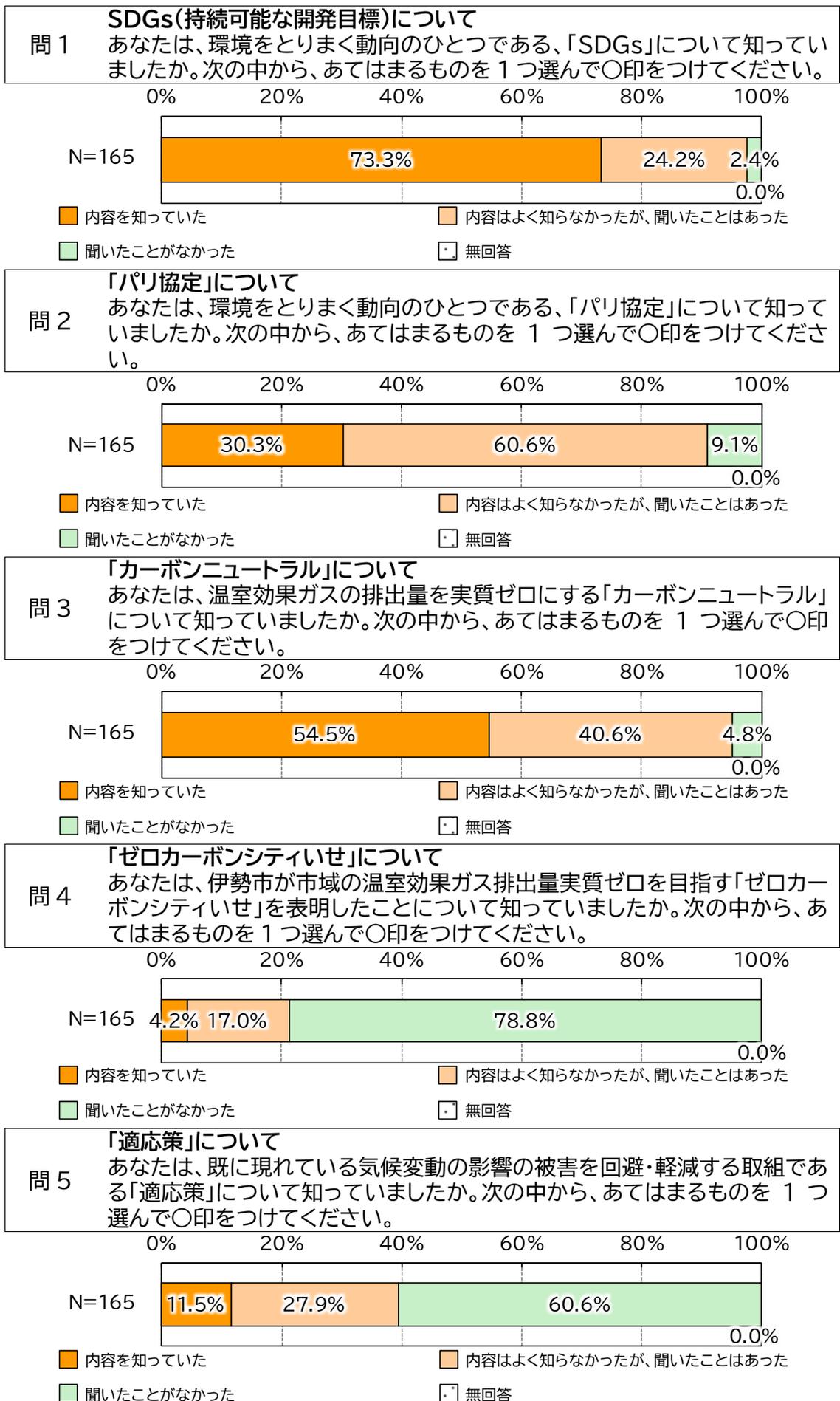


(2) 居住地域



(3) 居住年数 ※(2)居住地域で「伊勢市内」を選ばれた方

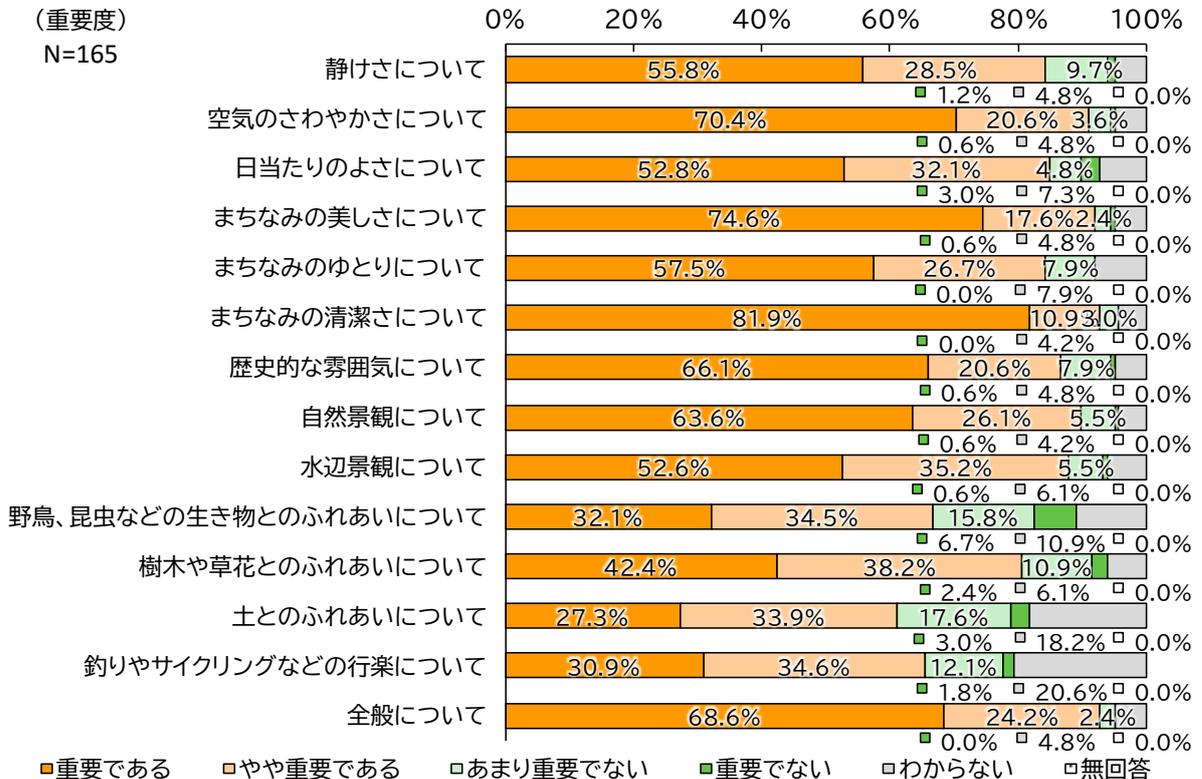
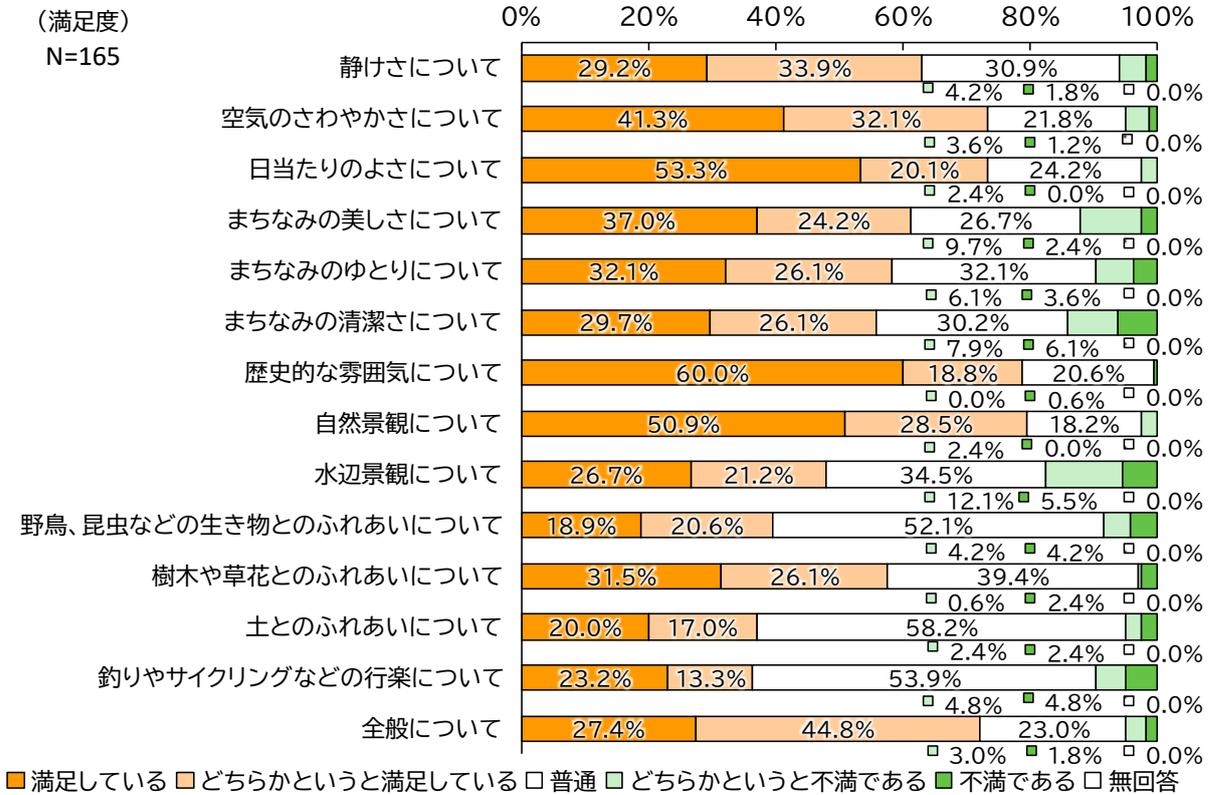




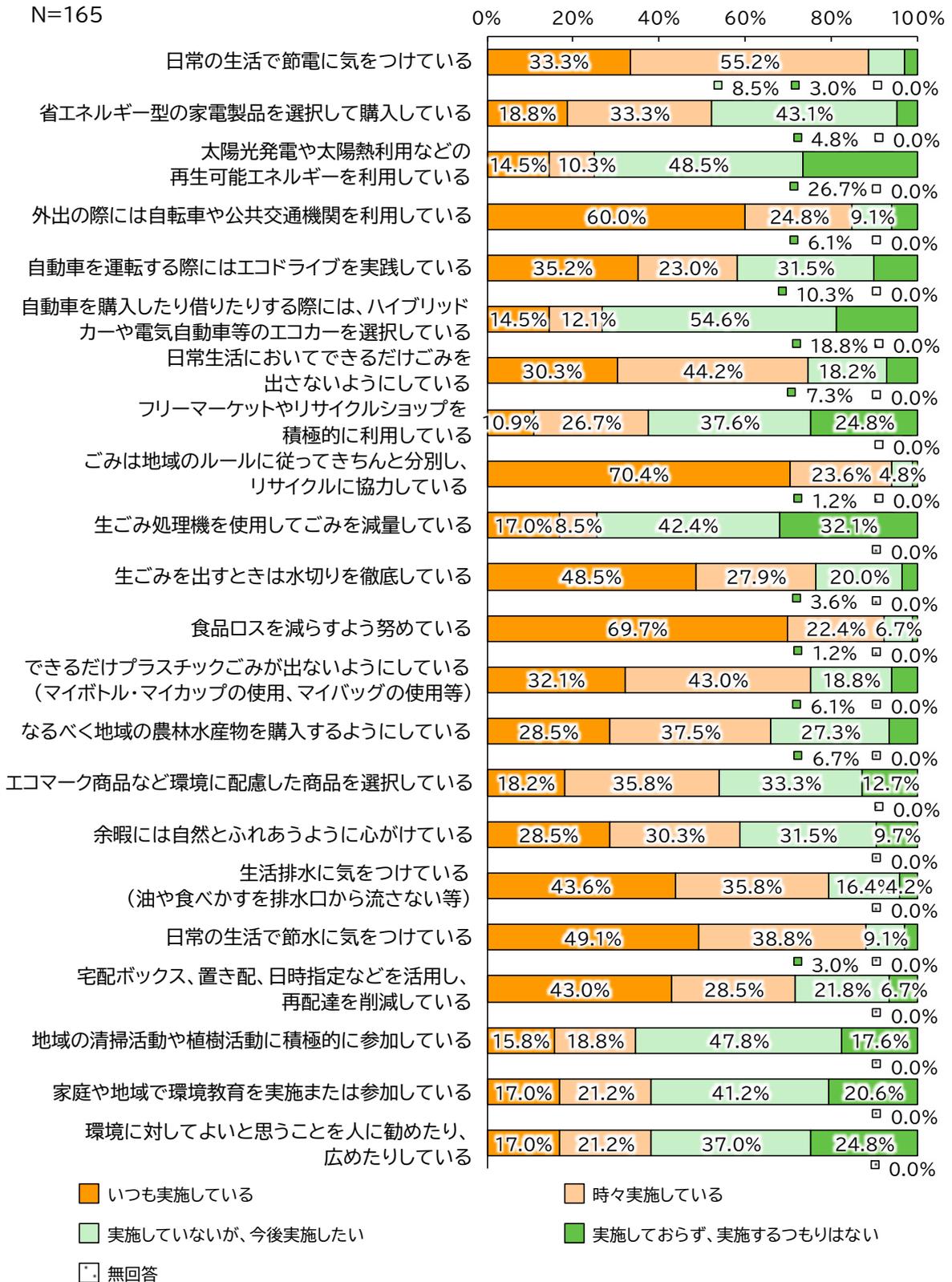
問 6

伊勢市の現在の環境に対する満足度および重要度について

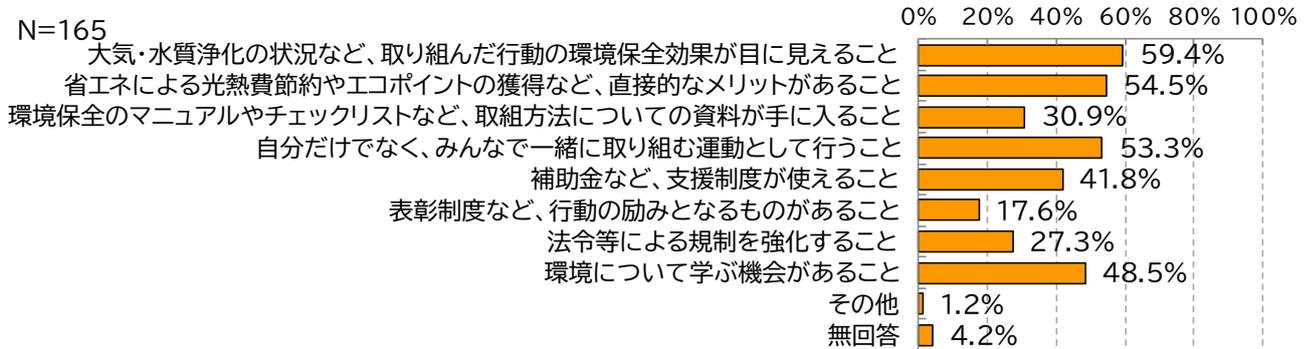
伊勢市の現在の環境に対する満足度および重要度についてどのように感じていますか。以下のそれぞれの項目について、あなたのお考えに近い番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。



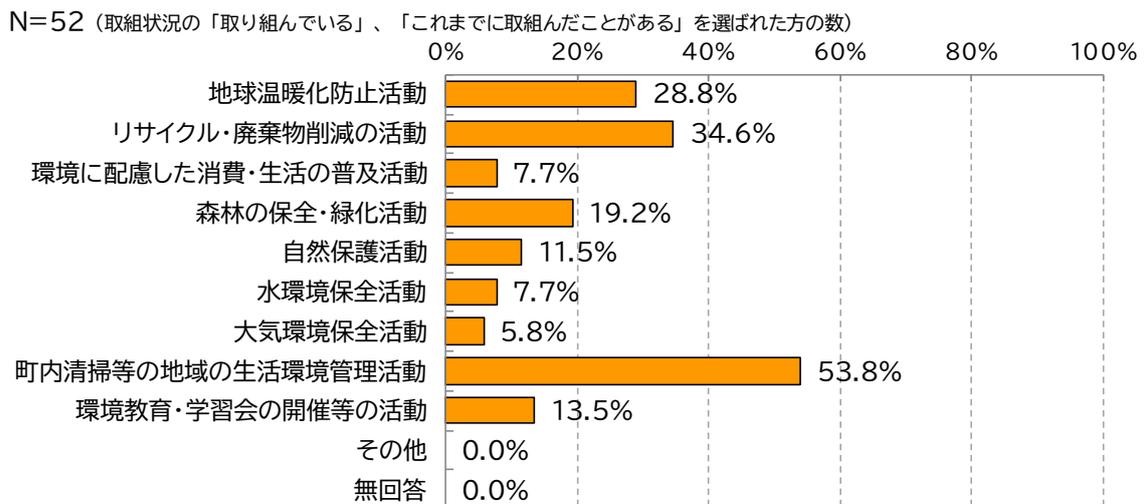
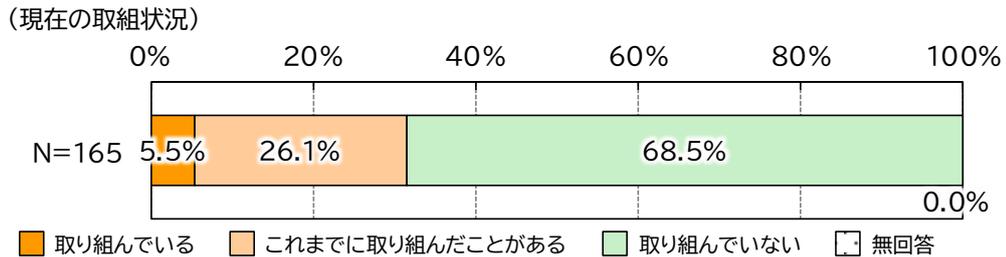
問 7 環境保全の取組状況について
 あなたは、以下にあげるような環境保全の取組を実施していますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1~4の中から1つ選んで○印をつけてください。

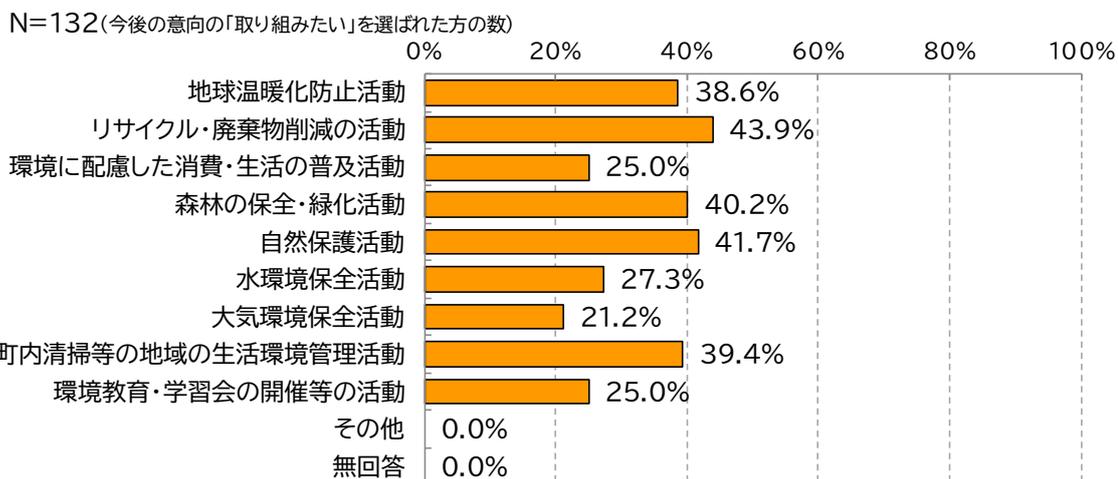
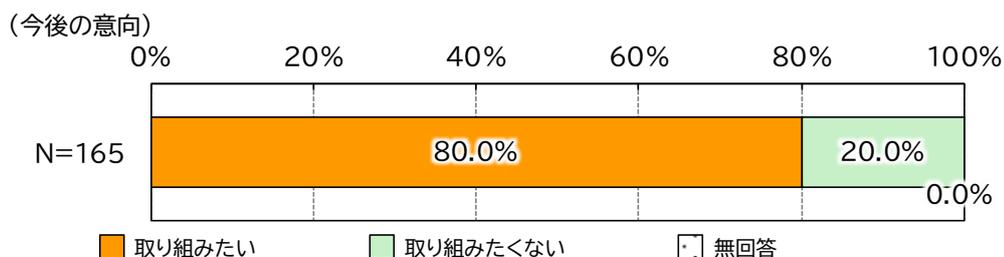


問 8 環境保全の取組を促進するために必要なことについて
問7にあげた項目について、より積極的に取り組んでいただくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の1～9の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。



問 9 環境保全に関連した市民活動への取組状況について
あなたは、環境保全に関連した市民活動に取り組んでいますか。また、今後取り組みたいと思いますか。取組状況、今後の意向について、それぞれ1つ選んで○印をつけて下さい。また、取組状況の「1. 取り組んでいる」「2. これまでに取り組んだことがある」、今後の意向の「1. 取り組みたい」を選ばれた方は、下欄の活動内容について、あてはまるものすべてに○印をつけてください。



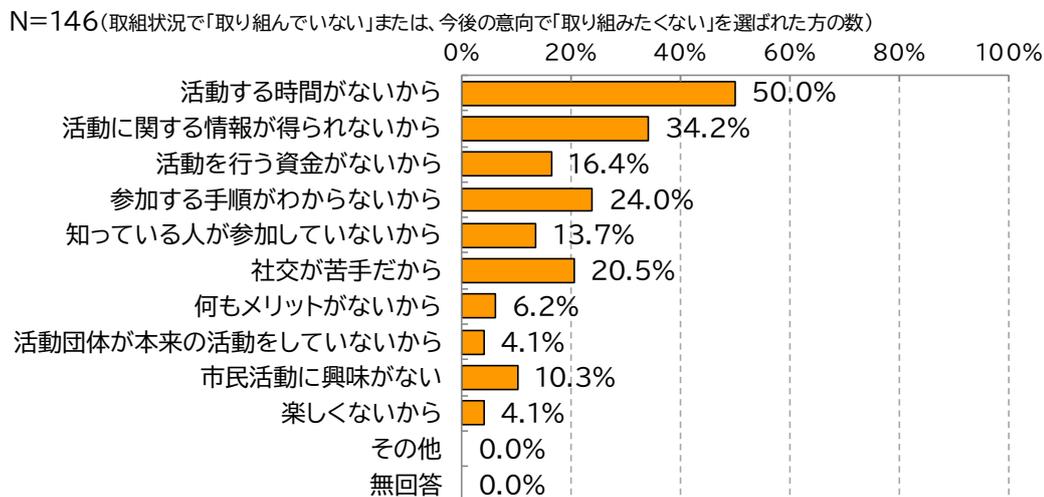


問 10 **取り組んでいる市民活動の内容について**
 問9の取組状況で「1. 取り組んでいる」を選ばれた方にお伺いします。それはどのような活動ですか。差し支えのない範囲で、主な活動を3つまで下欄にご記入ください。

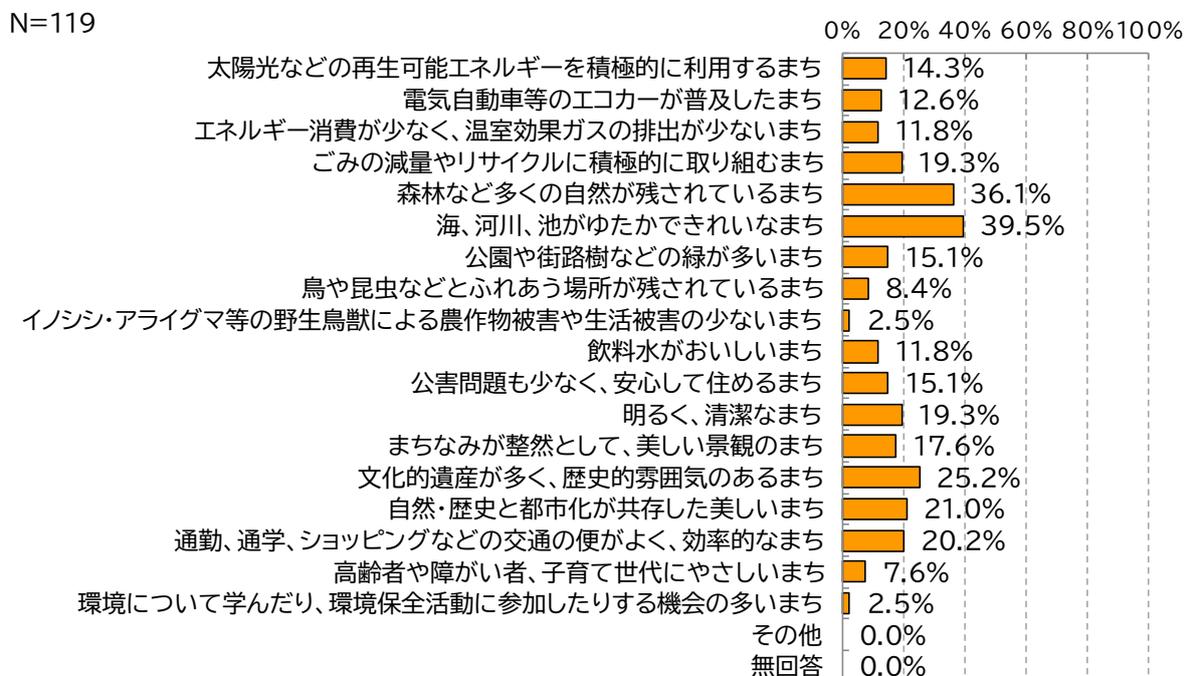
※主なものを抜粋して掲載

分類	内容
地域の美化	・地域の清掃活動

問 11 市民活動に取り組んでいない、取り組みたくない理由について
 問9の取組状況で「3. 取り組んでいない」または今後の意向で「2. 取り組みたくない」を選ばれた方にお伺いします。市民活動に取り組んでいない、取り組みたくない理由は何ですか。次の 1～11 の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。



問 12 伊勢市がめざすまちの姿について
 あなたは、環境分野で、伊勢市が今後どのようなまちになるとよいと思いますか。次の 1～19 の中から、あてはまるものを3つ選んで○印をつけてください。



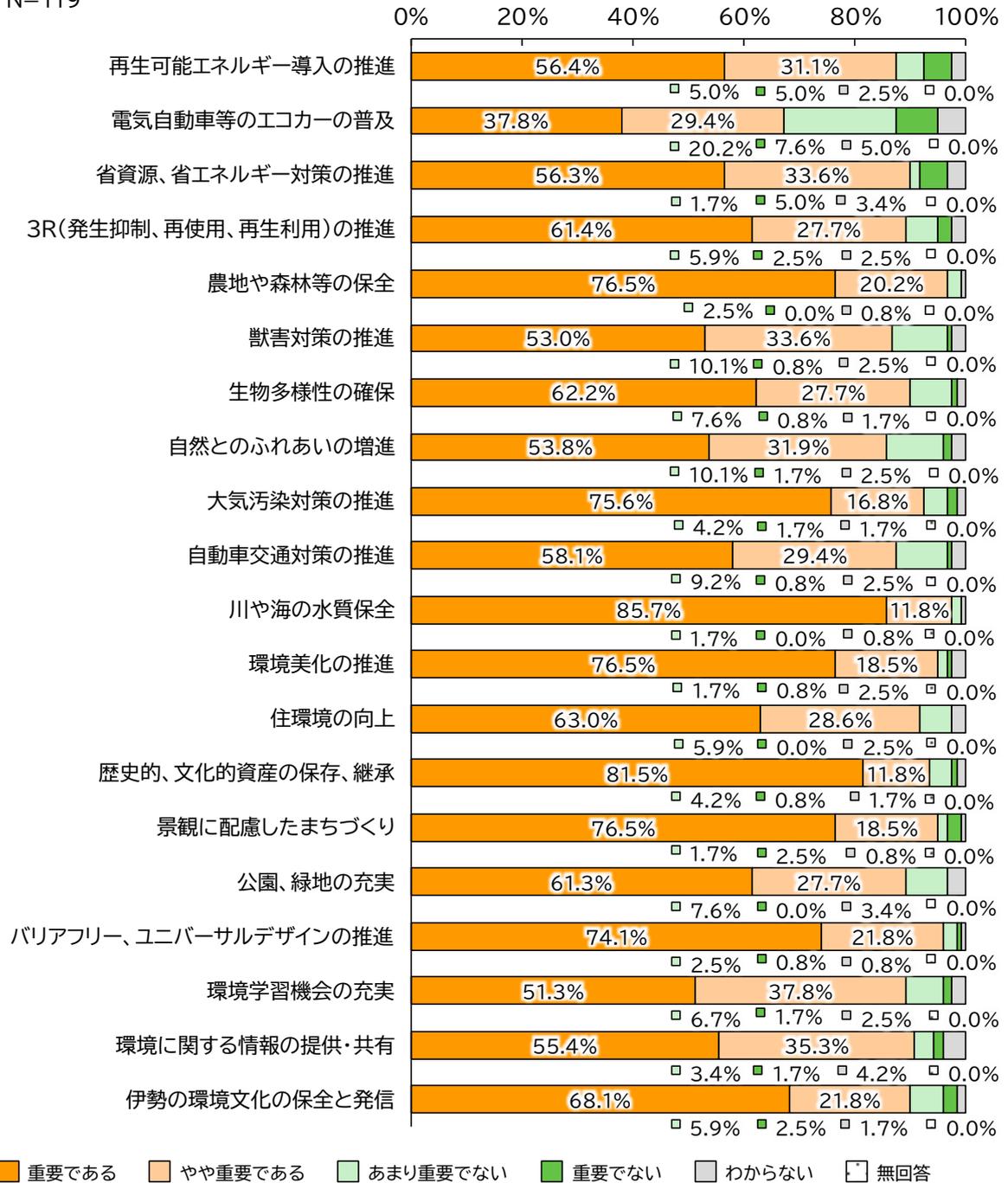
伊勢市が重点的に取り組むべき分野について
 問 13 あなたは、問 12 で回答しためざすまちの姿に伊勢市がなるためにはどのような取組を進めていくべきだと思いますか。

※主なものを抜粋して掲載

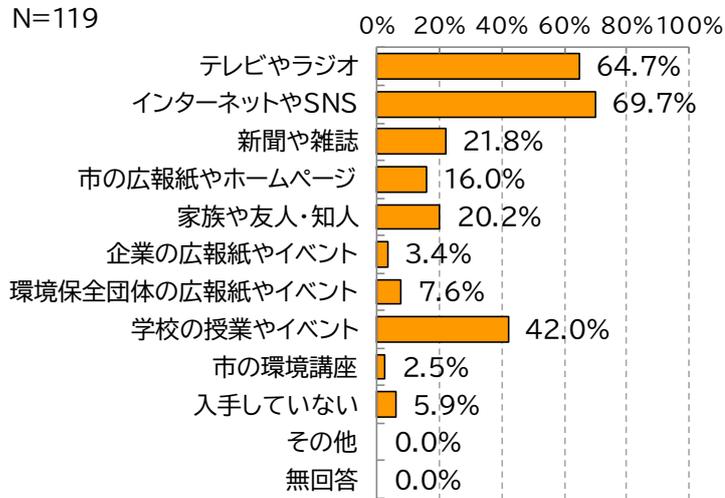
分類	内容
脱炭素社会分野	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーは活用していくべきだと思います。 伊勢神宮もあり、荘厳な雰囲気を残すため電気自動車などの普及により、静寂で環境にやさしい街にして欲しい。 交通網の整備、再生可能エネルギーに関する独自の取り組みや地元の再生可能エネルギーを取り扱う企業等への投資
循環型社会分野	<ul style="list-style-type: none"> ゴミの収集方法についても、しっかりと管理して、住人にもゴミの仕分けをしっかりとるように呼びかける。
自然環境分野	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水質調査や改善に関する事業や、河川の出所である山林の維持管理。 自然破壊行為やそれにつながるものを規制する。 森林伐採を減らす。 もっと川の掃除などをして行くべきだと考えます。
生活環境分野	<ul style="list-style-type: none"> 緑を植える。 街の掃除活動等を積極的に行い、街の景観を保つ。 川や海、町中にゴミを捨てない。 歴史的な景観が残る街だと思うのでそういった要素を大切にする取り組み。 バリアフリー化など誰もが安心して過ごせるまちづくりも大切だと思う。
基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> 自然や歴史と共存した暮らしをしていくために、自然を守ろうとする意識や歴史の理解尊重をしていくべきであると思う。 市民の人達へ自然環境の講習会などを開いたり、地元の大学生や高校生とコラボで何かをしていく。 老若男女関係なく参加できるボランティア活動をしたら良いと思いました。 一人一人が小さなことから始められるように、サポートをしたり啓発ポスター等で呼び掛けをしていったりするのが良いと思う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 自然を大事にしつつ道路などを整備して暮らしやすくする取り組み 子供たちがのびのび遊べるような公園が必要である。また、住宅を増やすのではなく、服屋や若者に人気のある店を増やした方が良いと思う。

問 14 伊勢市が重点的に取り組むべき施策について
 あなたは、伊勢市の環境づくりに関する以下のような行政の取組について、どの程度重要であると思いますか。以下のそれぞれの項目について、あてはまる番号を1～5の中から1つ選んで○印をつけてください。

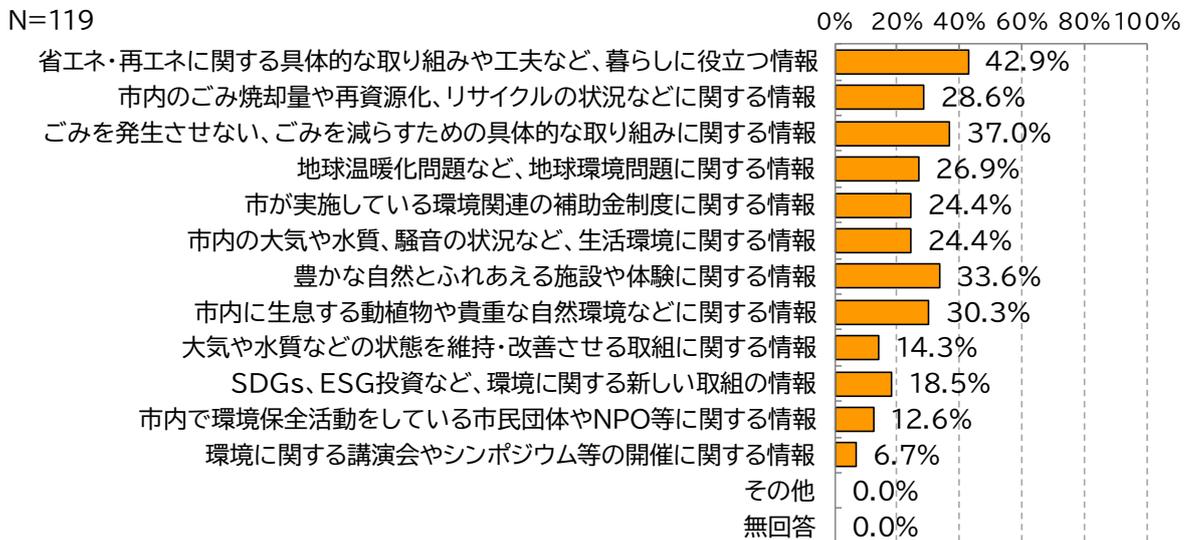
N=119



問 15 **環境に関する情報の入手方法**
 あなたは、環境についての情報や知識を、どこで知ったり学習したりしていますか。次の 1~11 の中から、あてはまるものすべてに○印をつけてください。



問 16 **提供して欲しいと思う環境保全に関する情報**
 あなたは、市のホームページや広報紙などにおいて、どのような環境に関する情報を提供・発信してほしいと思いますか。次の 1~13 の中から、あてはまるものを 3 つ選んで○印をつけてください。



(6) パブリック・コメント結果

①意見募集方法

第3期伊勢市環境基本計画改定版（案）を市ホームページに掲載し、また、下記場所での縦覧により、意見募集を行った。

なお、意見募集にあたり、市公報、広報いせ、市ホームページ、市行政チャンネル文字放送、市公式LINEにて案内を行った。

【縦覧場所】

- ・市役所（本館1階 市民ホール、2階 総務課、環境課）
- ・二見、小俣、御園の各総合支所生活福祉課
- ・神社、大湊、宮本、浜郷、豊浜、北浜、城田、四郷、沼木の各支所
- ・伊勢図書館、小俣図書館
- ・生涯学習センターいせトピア
- ・二見生涯学習センター
- ・いせ市民活動センター

②意見募集期間

2024（令和6）年12月10日～2025（令和7）年1月10日

③意見募集結果

意見数 0件

(7) 関連計画等



第3次伊勢市総合計画

関連計画

- ・伊勢市人口ビジョン
- ・伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン
- ・伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ・伊勢市都市マスタープラン
- ・伊勢市土地利用基本方針
- ・伊勢市中心市街地活性化計画
- ・伊勢市立地適正化計画
- ・伊勢市空家等対策計画
- ・伊勢市景観計画

- ・伊勢市地域防災計画
- ・伊勢市ポンプ場長期補修計画
- ・伊勢市排水桶門等保全計画
- ・農業用排水機場長寿命化計画
- ・排水桶門長期補修計画

- ・伊勢市地域公共交通網形成計画
- ・伊勢志摩地域自転車等活用推進計画
- ・伊勢志摩地域自転車ネットワーク計画

- ・流域関連伊勢市公共下水道全体計画
- ・伊勢市下水道総合地震対策計画
- ・伊勢市下水道ストックマネジメント計画
- ・伊勢市水道事業ビジョン

- ・伊勢市森林整備計画
- ・伊勢市公共建築物等木材利用方針
- ・伊勢市農村振興基本計画
- ・伊勢市鳥獣被害防止計画

- ・伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画
- ・伊勢市障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- ・伊勢市老人福祉計画・介護保険事業計画
- ・伊勢市人権教育基本方針
- ・伊勢市人権施策基本方針

- ・伊勢市観光振興基本計画

- ・伊勢市公共施設等総合管理計画
- ・伊勢市施設類型別計画

- ・伊勢市食育推進計画

- ・伊勢市全市博物館構想

- ・伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱
- ・伊勢市教育振興基本計画

- ・伊勢市協働の基本ルール

- ・伊勢市デジタル行政推進ビジョン
- ・スマートシティ伊勢推進構想

(8) 用語解説

アルファベット／数字

BEMS

Building and Energy Management System (ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム) の略で、建築物全体での徹底した省エネルギー・省CO₂を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、照明や空調等の機器・設備について、最適な運転の支援を行うビルのエネルギー管理システムのこと。

BRT

Bus Rapid Transit (バス・ラピッド・トランジット) の略で、連節バス、PTPS (公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのこと。

CSR

「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility: CSR) とは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方のこと。

HEMS

Home Energy Management System (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム) の略で、住宅全体での省エネルギー・省CO₂を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、空調や照明等の機器が最適な運転となることを促す住宅のエネルギー管理システムのこと。

ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格のこと。Plan-Do-Check-Act (PDCA) という概念に基づいて、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していく仕組み。ISO14001 の認証を受けた事業者などは、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができる。

LED照明

Light Emitting Diode の頭文字をとったもので、発光ダイオードと呼ばれる半導体が電気を流すことで発光する照明のこと。LED 電球は、白熱電球と比べると寿命が長く、低消費電力であるため、省エネ効果が高い。

M-EMS (ミームス)

三重県の環境マネジメントシステム認証制度のこと。事業経営の中で環境への負荷を管理し、継続的に低減を図ることによって、コスト削減等の環境経営を促進するもの。

NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Act（改善）を意味する、品質向上のための考え方。管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実施（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を改善（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

3R

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもので、Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：再資源化する）の3つの「R」の総称。

ア 行

赤潮

水中に生存している微細な生物（主に植物プランクトン）がたくさん増えることで、海水の色が変わる現象のこと。赤潮は、海水に含まれる栄養が多くなりすぎたところで発生する。

エコクッキング

食材の選択、調理の方法、ガスや水道の使用の仕方等すべてにわたり環境配慮を徹底する料理法のこと。

エコドライブ

駐車時の不要なアイドリングの停止、急発進や急加速、空ぶかしを控える等、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用方法のこと。

エネルギーマネジメント

エネルギー使用状況に関する情報を収集・分析し、より効率的なエネルギー利用を実現していくこと。

屋上緑化・壁面緑化

建築物等の屋上や壁面等に植物を植えて緑化すること。直射日光による建物壁面温度の上昇抑制効果、植物の蒸散作用による屋外空間（大気）の温度上昇抑制効果、さらにはCO₂の吸収やヒートアイランドの抑制効果等、様々な効果がある。

汚水処理人口

公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）を利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えたもの。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタン等の、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。

カ行

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減ならびに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

外来生物

意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させることでその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）のこと。

合併処理浄化槽

トイレ・台所・風呂場・洗面所等からの生活排水を、微生物の働きを利用してきれいにする施設のこと。トイレからの汚水（し尿）しかきれいにしない「単独処理浄化槽」は、2000（平成12）年の浄化槽法改正に伴って新たに設置することを禁止されている。

環境監視員

地方公共団体が必要に応じて設置するもので、環境保全のための指導などを行う人。環境の状況を把握し、環境の悪化及びそれをもたらす行為などを防止するために活動を行う。

環境報告書

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に基づき、事業者が事業活動における環境負荷及び環境配慮等の取組状況をまとめたもの。

環境保全型ブロック

水生生物の住みかになる等、自然環境の保全に配慮した護岸ブロックのこと。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みのこと。

観光バリアフリー情報

障がいがある方やサポートが必要な高齢者に、伊勢の観光を満喫してもらうために発信するバリアフリーに関連する情報のこと。

危機管理型水位計

洪水時に特化した水位観測を行うために開発された水位計のことで、氾濫の危険度の把握、避難の指標としての情報提供を目的として設置されるもの。

企業の森

企業が主体となって、植樹・下草刈り・間伐などの環境保全活動を行っている森林。

気候変動適応法

地球温暖化やその他の気候の変動（気候変動）によって、生活、社会、経済及び自然環境に影響が生じていることと、この影響が長期にわたって拡大するおそれがあることを考慮して、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進などの対策をすることで、気候変動適応を推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に貢献することを目的とした法律。

揮発性有機化合物（VOC）

VOC（volatile organic compounds）とは、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチル等多種多様な物質が含まれている。浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因の一つとされている。

京都議定書

1997年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：Conference of Parties）で採択された温暖化に対する国際的な取組のための国際条約のこと。温室効果ガスを1990年比で、2008年～2012年の5年間に、先進国全体で少なくとも5%の削減を目指すこととされている。

クールビズ・ウォームビズ

「クールビズ」は、夏期の地球温暖化対策のひとつで、冷房時の室温28℃を目安に、涼しい服装を着る等の工夫により、夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。一方、冬期における「ウォームビズ」は、暖房時の室温20℃を目安に、暖かい服装を着る等の工夫により、冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。

景観植物

休耕地や農地等に植えることで、見て楽しむとともに観光等にも活用する植物のこと。

公益的機能（森林、農地等）

水田が持つ「雨水を一時的に貯留することで洪水を防ぐ機能」、「暑さを和らげる機能」や、森林が持つ「土壌に張った根が土砂崩れを防ぐ機能」、「多種多様な野生動植物が生息し生態系を保全する機能」等、不特定多数の人々が享受できる、安全で、快適で、豊かな生活をするためになくってはならない働きのこと。

コミュニティバス

交通機関がない地域・不便な地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む）、または、市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う交通空白地有償運送するもの。

サ 行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然の力で定常的に補充され、枯渇することなく繰り返し使用でき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのこと。

サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組。例として、「所有する衣服を長い期間利用する」、「古着を再利用する」などの取組が挙げられる。

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等の温室効果ガスなどの排出が無い、もしくは排出が少ない自動車のこと。

自然共生サイト

企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として国が認定する区域のこと。

指定管理者制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度。2003（平成15）年9月に設けられた。

種子繁殖型品種

種子を用いて増殖させる品種のこと。挿し木や接ぎ木などで増殖させる栄養繁殖と違い、ウイルスなどの病気が次の世代に伝染しないなどのメリットがある。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環型社会形成推進基本法

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を資源循環型の社会に変えるために、国の基本的な考え方と国、事業者、国民の責務等を定めた基本法。

障がい者サポーター制度

「だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ」の実現を目指すために作られた制度。「障がい者サポーター」は「サポーター研修会（年に数回開催）」に参加・登録すればなることができ、障がいのある人は「障がい者サポーター」のピンバッジを目印に、気軽に日常生活でのサポートをお願いできる。

条件付特定外来生物

外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称。条件付特定外来生物も、法律上は特定外来生物となる。

食育

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育む取組。生きる上での基本、かつ、知育・徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられている。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。食品製造等で生じる加工残さや、食品の流通・消費過程等で生じる売れ残りや食べ残し等が要因となっている。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等によって、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。

人工リーフ

サンゴ礁の持つ消波機能を模倣して越波の軽減や海浜の安定化を図る消波構造物。

森林環境譲与税

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要なる財源を安定的に確保する観点から、2019（平成31）年3月に創設された税制。市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与される。

森林経営管理制度

手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度。

生態系サービス

食料や水の供給、気候の安定など、自然（生物多様性）から得られる恵みのこと。私たちの暮らしを支えている。

生態系被害防止外来種

外来生物法で指定された特定外来生物のほかに、侵略性が高く我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすおそれがあるとして、環境省がリストアップした外来種のこと。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性を意味する包括的な概念。

勢田川七夕大そうじ

「勢田川を天の川に」をスローガンに勢田川周辺で、毎年、七夕前後に実施される清掃活動のこと。

タ 行

脱炭素社会

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを実現している社会のこと。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

炭疽病（イチゴ）

カビの一種によって起こる病気。高温多湿の時期に発生しやすく、イチゴの葉などに黒い病斑ができたり、株が枯死したりする。

地域気候変動適応計画

都道府県や市町村等が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画のこと。

地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律）

国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律。

地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県知事の委嘱により、地域における地球温暖化の現状と地球温暖化対策に関する知識の普及や地球温暖化対策を推進する活動を行うボランティア。

蓄電池

1回限りではなく、充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）のこと。太陽光発電で昼間に発電した電力を貯める家庭用蓄電池や、スマートフォン・ノートパソコンに内蔵されているバッテリーなどがある。

地産地消

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に、他の地域で生産された当該農林水産物を消費すること。

治水

堤防やダム等を整備することで、洪水によって起こる災害から河川の周辺に住む人々や土地を守ること。

鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

鳥獣の保護及び管理と狩猟の適正化を図ることで、生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に貢献し、自然環境のめぐみを享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展の助けとなることを目的とする法律。

定住自立圏

中心市と近隣市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域。伊勢市は、8市町で定住自立圏を形成し、伊勢市を中心とする近隣市町が協力して、交通の利便性向上、産業・観光の振興、医療福祉の充実など、多岐にわたる分野で共通の目標を掲げ、取組を進めている。

電力排出係数

電気事業者が電力を発電する際に排出される、二酸化炭素（CO₂）の量を表す指標。この指標は、石炭火力・再生可能エネルギーなどの発電方法や発電所の効率によって異なる。電力排出係数と電力使用量によって、施設などでの電力使用に伴うCO₂排出量を把握することができる。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される生物。指定された生物の取り扱いについては、輸入、放出、飼育、運搬などの原則禁止といった厳しい規制がかかる。

ナ 行

燃料電池

水素と酸素の化学反応によって電力を生み出す装置。開発当初は、宇宙船のエネルギーとしての使用を目的とされていたが、環境問題への関心が高まる近年、クリーンエネルギーとして一般利用にも目を向けられるようになった。

燃料電池自動車

水素やメタノールを充填して走る自動車。水素が酸素と化学反応し、発電した電気で駆動する。走行中に水のみを排出し、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないことから、環境負荷を軽減する自動車として注目されている。

ノーマイカー・デー

自家用車利用を控え、二酸化炭素排出の少ない電車やバス等の公共交通機関への転換を促す日、または、その取組のこと。

ハ 行

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン

「バリアフリー」は、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するという考え方であるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

パリ協定

2015年11月にフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約で、2016年11月に発効された協定。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求する」こと（1.5℃目標）を目標としている。

ビオトープ

工業の進展や都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生息できるようにした空間のこと。

プラグインハイブリッド自動車

ガソリンエンジンとモーターを搭載し、家庭のコンセントや公共の充電ステーションからバッテリーに直接充電できる機能を持ったハイブリッド自動車のこと。外部から充電した電力を上手に使いEVモードでの走行を多くすることで、ガソリンの消費量を抑え、CO₂排出量を削減できる。PHEV(Plug-in Hybrid Electric Vehicle)、またはPHV(Plug-in Hybrid Vehicle)と略される。

プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック製品の設計を環境配慮型に転換すること、使い捨てプラスチックを減らすこと、あらゆるプラスチックの効率的な回収・リサイクルを促進することなどを目的とする法律。

保安林

水源を養うこと、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。

マ 行

マイ箸

個人で携帯する、繰り返し使用可能な（リユース）箸のこと。

マイボトル

ペットボトル等の使い捨て容器、プラスチックごみの削減を目的に、オフィスや学校、外出先等で使用する自分の水筒、魔法瓶などの繰り返し使用できる飲料容器のこと。

まちづくり協議会

小学校区を基本の地域とし、自治会を核にしながら各種団体（老人会、PTA、NPO等）の代表者や地域住民が集まって作る組織。自分たちのまちの課題の解決に向けて、従来の自治会単位の地域の枠を超え、地域が一体となって取り組むことを目指す。

みえエコ通勤デー

自動車やバイクでの通勤から二酸化炭素排出の少ない交通手段であるバス等の公共交通機関による通勤へ転換を促す取組。毎週水曜日の「みえエコ通勤デー」にバス通勤した場合に、降車時に「エコパ(みえエコ通勤パス)」を提示するとバス運賃が半額となる。

みえ森と緑の県民税

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、三重県が2014（平成26）年4月1日から始めた税制。森林づくりのほか、森林の大切さを学んでもらう森林環境教育や、県産材を活用した公共建物等の木材・木質化等に役立てられる。

緑のカーテン（グリーンカーテン）

アサガオやゴーヤ等のツル植物でつくった日よけのこと。夏場では、日差しをやわらげ、部屋の中に涼しい風を通すため、夏のCO₂削減及び節電対策として有効。

ヤ 行

遊休農地

1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない、周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている土地のこと。

ラ 行

利水

河川・ダム・ため池・湖沼などの水を生活用水や農業用水、工業用水、発電等に利用すること。

流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わる、あらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

リユースショップ

中古品を取り扱う店舗のこと。リサイクルショップとも言われている。リユースとは、まだ使えるものを繰り返し使うことをいう。

緑陰効果

樹木や植物がつくる日陰による地表面温度上昇の抑制や、体感温度を下げる効果、植物の蒸発散による周囲の気温上昇緩和効果のこと。

連節バス

連節部により結合された2つの堅ろうな車室で構成され、車体が屈折する特殊な構造を有し、前車室と後車室の連結及び切り離しが路上等作業設備のない場所で行えない構造の自動車であって、旅客が前後の車室間を自由に移動できる構造のバスのこと。

路上喫煙禁止区域

「伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」により、特に路上喫煙を防止する必要がある区域として指定された区域。伊勢市駅・宇治山田駅前周辺、内宮周辺が該当する。この区域では、たばこ(電子たばこ含む)を吸うことと、火のついたたばこを持つことが禁止されている。

SDGs のゴール（目標）とターゲット（達成目標）

SDGs 17のゴール（目標）	ターゲット（達成目標）の例
 1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<input type="checkbox"/> 極度の貧困を終わらせる <input type="checkbox"/> 貧困状態にある人の割合を半減させる <input type="checkbox"/> 貧困層・脆弱層の人々を保護する
 2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<input type="checkbox"/> 飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする <input type="checkbox"/> 栄養不良をなくし、妊婦や高齢者等の栄養ニーズに対処する <input type="checkbox"/> 小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる
 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<input type="checkbox"/> 妊産婦の死亡率を削減する <input type="checkbox"/> 新生児・5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する <input type="checkbox"/> 重篤な伝染病を根絶するとともに、その他の感染症に対処する
 4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	<input type="checkbox"/> 無償かつ公正で質の高い初等・中等教育を修了できるようにする <input type="checkbox"/> 乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする <input type="checkbox"/> 技術教育、職業教育、高等教育に平等にアクセスできるようにする
 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	<input type="checkbox"/> 女性及び女児に対する差別をなくす <input type="checkbox"/> 女性及び女児に対する暴力をなくす <input type="checkbox"/> 女性及び女児に対する有害な慣行をなくす
 6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<input type="checkbox"/> 安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する <input type="checkbox"/> 下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす <input type="checkbox"/> 様々な手段により水質を改善する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<input type="checkbox"/> 安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの割合を大幅に増やす <input type="checkbox"/> エネルギー効率の改善率を倍増させる
 8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	<input type="checkbox"/> 一人あたりの経済成長率を持続させる <input type="checkbox"/> 高いレベルの経済生産性を達成する <input type="checkbox"/> 中小零細企業の設立や成長を奨励する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	<input type="checkbox"/> 経済発展と福祉を支える持続可能で強靭なインフラを開発する <input type="checkbox"/> 雇用と GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増やす <input type="checkbox"/> 小規模製造業等の金融サービス、バリューチェーン、市場統合へのアクセスを拡大する
 10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する	<input type="checkbox"/> 所得の少ない人の所得成長率を上げる <input type="checkbox"/> すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する <input type="checkbox"/> 機会均等を確保し、成果の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<input type="checkbox"/> 住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する <input type="checkbox"/> 安全、安価、容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する <input type="checkbox"/> 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する
 12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	<input type="checkbox"/> 持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施する <input type="checkbox"/> 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する <input type="checkbox"/> 世界全体の一人あたりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす
 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<input type="checkbox"/> 気候関連災害や自然災害に対する強靭性と適応能力を強化する <input type="checkbox"/> 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む <input type="checkbox"/> 気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する
 14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	<input type="checkbox"/> 海洋汚染を防止、大幅に削減する <input type="checkbox"/> 海洋・沿岸の生態系の回復のための取組を行う <input type="checkbox"/> 海洋酸性化の影響を最小限にする
 15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	<input type="checkbox"/> 陸域・内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する <input type="checkbox"/> 森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少阻止、回復と植林を大幅に増やす <input type="checkbox"/> 砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する
 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	<input type="checkbox"/> 暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減らす <input type="checkbox"/> 子どもに対する虐待、搾取、取引及び暴力及び拷問をなくす <input type="checkbox"/> 法の支配を促進し、司法への平等なアクセスを提供する
 17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	<input type="checkbox"/> 課税及び徴税能力の向上のために国内資源の動員を強化する <input type="checkbox"/> 先進国は、開発途上国、後開発途上国に対する ODA に係るコミットメントを完全に実施する <input type="checkbox"/> 開発途上国のための追加的資金源を動員する

資料編

第3期伊勢市環境基本計画改定版

発行：令和7年3月

編集：伊勢市 環境生活部 環境課

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話 0596-21-5540

市の花 ジングウツツジ



市の木 オヤネザクラ



市の鳥 イソヒヨドリ (メス)



市の鳥 イソヒヨドリ (オス)



Ise City

伊勢市